0038013000

0038013-000

ＡＺ－５３８－Ｅ２

我国に於ける労働委員会の概況

〔内務省〕社会局労働部

1937. 1

AGF

ヒシ25-7

秘

我國に於ける労働委員會の概況

昭和十二年一月

社會局勞働部

AZ
538
E2

國立國會
1.11.29
圖書館藏書

89W67752

凡例

一、本編は當部より示せる（勞働委員會に關する調査要綱」に基き昭和十一年七月末現在に於ける狀況を各廳府縣に於て調査せるもの及び當部職員の實地調査したるものを取纒めたるものなり。

二、曩に當部に於て刊行せる「我國ニ於ケル勞働委員會ニ關スル調査（昭和四年二月）」及「我國に於ける勞働委員會の狀況（昭和八年十二月）」は我國に於ける勞働委員會の沿革を知るに參考となるものなり。

昭和十二年一月

社會局勞働部

目次

第一章　總　說……一
第二章　各　說……六
一、勞働委員會の數……六
二、勞働委員會の設立事情……一三
三、勞働委員會の職能……一五
四、勞働委員會の組織……一九
五、會　議……二四
六、勞働委員會と勞働組合……二五
七、結　語……二九
第三章　國有鐵道現業委員會……三一
第四章　勞働委員會に關する法制……三五

一、勞働委員會法案要綱（大正八年內務省私案）……四〇
二、勞働委員會法案（大正十年協調會案）……四一
三、產業委員會法案（第五十六議會提出）……四三

第五章　勞働委員會の事例……四五

北海道
一、株式會社日本製鋼所室蘭工場勞務委員會……四五
二、北海製罐倉庫株式會社工場委員會……五二
三、昭和鑄業所信和會……五七

東京府
一、東京地方專賣局淀橋工場懇談會……六四
二、宮地鐵工所工場委員會議……七一
三、共同電氣株式會社產業協力委員會……七五
四、淺田講材工場更生委員會……八一
五、並木工場委員會……八五
六、大森バルブ工業所委員會……八五
七、東京バルブ會電球硝子產業協力委員會……九〇

八、レナウンメリヤス工業株式會社工場委員會……九五
九、堤方製作所工場委員會……九七
一〇、株式會社東京石川島造船所工場協議會……一〇〇
一一、株式會社新潟鐵工所蒲田工場協議會……一〇八
一二、龜戶工場茶話會……一一三

京都府
一、鐘淵紡績株式會社下京工場救濟奬勵及制裁委員會……一一七
二、工場安全委員會……一二三

大阪府
一、發動機製造株式會社勞聖會……一二八
二、住友アルミニューム株式會社八尾工場懇談會……一三六
三、古河電氣工業株式會社大阪伸銅所工員代表委員會……一四二
四、合資會社新田帶革製造所工場委員會……一四五
五、住友金屬工業株式會社伸銅所工場協議會……一四八

神奈川縣
一、マツダ工場懇和會……一五六
二、協働染工所工場委員會……一六二

三、日本製鐵株式會社富士製鋼所懇談會……一六六
兵庫縣
一、旭硝子株式會社尼崎工場協議員會規則……一七〇
二、日本木管株式會社勞働委員會進正會……一八〇
三、淡陶株式會社工場委員會……一九一
愛知縣
一、三菱名古屋航空機製作所工場委員會……一九七
二、豊橋愛國映演協同委員會……二〇六
三、豊川鐵道豊榮會……二一一
四、名古工廠從業員懇談會……二一五
五、日本碍子株式會社工場委員會……二二〇
福岡縣
一、小野田セメント八幡工場中和委員會……二二五
二、八幡製鐵所懇談會……二二八
三、東洋陶器株式會社懇話會……二三八
四、日本製鐵株式會社二瀬鑛業所懇話會……二四四

廣島縣
一、日本製鋼所廣島工場勞務委員會……二五二
二、日本製鋼所廣島工場懇談會……二五五
靜岡縣
一、日本金錢登錄機株式會社大仁工場委員會……二六一
二、日本樂器製造株式會社工場協議會……二六六
三、日本絹糸紡績株式會社大宮工場委員會……二七八

我國に於ける勞働委員會の概況

第一章　總　說

産業界に於ける勞資の關係は事業が小規模なる時代に在りては比較的圓滿なることを得るも、その組織擴大しその經營近代化すると共に動もすれば兩者は疎隔乖離し産業の平和を素さんとする處あり。かゝる勞資の紛爭に對しては一面調停制度に依り第三者の介入に依りて兩者の意思疎通を圖り、紛議の調整に力むるの必要あるは勿論なるも、平素に於て勞資一堂に會し意見を交換して意志連絡の方途を講ずるは産業平和の實現に資する所極めて大なるものあり勞働委員會の使命亦こゝに在りと云ふべし。

本制度が我が産業界に於てその存在價値を認めらるゝに至りたるは極めて最近の事象にして、未だこれに關する統一的立法の制定を見ず、從つて我國現存の勞働委員會は夫々特殊の動機と沿革とに依り任意に設置せられたるものにして其の內容極めて區々たり。

然れ共、本編に於て勞働委員會とは概ね左記條件を具備するものを指稱す。

一、勞資協調の精神を基調として相互の意思疎通を圖り産業の發達並に被傭勞働者の待遇改善を期せんとするもの。

二、かゝる目的を達成するため勞働者側より又は勞資双方より委員を出し勞働條件、福利增進、能率增進、保健衛生災害豫防、教育、救濟等諸般の事項を調査審議して事業主の諮問に應へ又は自から意見を提出するもの。

右の外、協調團體の中樞機關をしてこれと同一の實質を有せしめたるものあり、鐵山に於ける委員會はその沿革上この種に屬するもの多し。斯の如きはその活動概ね微溫的にして眞の意義に於ける勞働委員會と稱するを得ざるも、過渡期に於ける我國勞働委員會の現狀より見て便宜之等をも包含せしめたり。

要之、本制度は勞資相互の感情を融和して產業の平和と發展を圖り、被傭勞働者の待遇改善等を期するため之に關する諸問題を調査審議する一種の諮問機關たるを原則とするも、東京市大森區に於ける株式會社堤方製作所工場委員會規定第九條には「堤方製作所ハ本委員會ニ於テ議決セラレタル事項ヲ實行スルノ義務ヲ有ス」と有り、又目黑區に於けるレナウンメリヤス工業株式會社工場委員會々則第九條には「本會議ニテ滿場一致決議シタル事項ハ勞資共ニ其ノ實行ノ責ニ任ス」と有り、電球硝子產業協力委員會規則中にも同樣なる規定有りて委員會を決議機關としたるもの若干あり。此等の委員會の例は主として勞働組合の組織ある工場或は經營に於て見受けられ、團體協約の基礎の上に立つ點に於て注目すべきものなり。

抑も、我國に於ける勞働委員會制度の嚆矢と認むべきものは、鐘ヶ淵紡績株式會社並に兵庫縣下淡陶株式會社に於ける施設にして、前者は明治二十九年以降各工場に於て職工懲罰委員會、職工使用人救濟委員會、意思疎通委員會等を設け、職工の懲罰事案は必ず職工の互選に依る委員を混へたる委員會に於て審査決定し、又職工使用人並にその家族の救濟もかゝる組織の委員會に於て協議することゝなしたるに端を發し、後者は明治三十三年北淸事變後、工業界の不振に因り會社が賃銀値下の擧に出でたるを以て、職工は同盟罷業を以てこれに對抗したるが、交涉容易に纏らざりしを以て會社が爭議解決の一策として職工中より代表者を選定せしめ、之等委員と折衝して漸くその解決を見たるに始まる。爾來不文の委員制度を設け、勞働條件及勞働者の福利に關する事項を協議する機關となして二十餘年間相當の成績を擧げたるが、大正十二年從來の制度を成文に規定し以て今日に及べり。

其の後、明治三十五年北海道三井物產株式會社砂川木挽工場に於ける共濟會、明治四十一年東京府下東京帽子株式會社救生會等の設立を見、何れも勞資の融和、能率の增進に貢獻したり。越へて大正の初期、福井縣下松文機業工場北海道山下鐵業株式會社奔別炭鑛等に於て夫々委員會の設立ありたるが、本制度が斯界に重要視せらるゝに至りしは歐洲大戰以後のことに屬す。

我國の產業界は歐洲大戰の影響を受けて未曾有の好況を呈したるが、一面異常なる物價騰貴は勞働者に生活上の脅威を與へ、加ふるに海外より流入したる新思想は勞働者の自主的運動の勃興を促進し、各地に勞働爭議の頻發を見たり。玆に於て、之が對策の一として本制度の採用が唱導せられ、大正八年には內務省私案として傳へらるゝ勞働委員會法案の發表あり、大正九年五月には國有鐵道現業委員會の懇談會の設立あり、かゝる狀勢に刺戟せられて民間事業主間に於ても本制度を採用するもの續出し、大正八年には民業に於て二十一件、同九年には官民兩者を通じて二十三件の設立を見たり。

然るに、大正九年以後の反動期に入り財界の不況に因る產業不安は益々深刻の度を加ふるのみにして、各地に大規模の爭議續發したるが、特に阪神地方に連續して發生したる藤永田造船、住友電線、三菱造船、川崎造船其の他の大爭議に於ては、團體交涉權の確認、工場委員會の設置等を其の原因又は要求事項となすもの多く、又勞働組合大會に於ても『我等ハ工場立憲ノ爲ニ工場委員制度ノ採用ヲ主張ス』と決議するもの等ありて、本制度實施に對する勞働者の要求寔に切なるものありたり。

かゝる情勢の下に於て、大正十年八月、床次內務大臣は各廳府縣長官に訓令を發し「事業家勞働者互ニ相提携シテ利害ヲ共ニシ幸福ヲ分チ相共ニ能率ヲ增進シ產業ノ進展ヲ圖ルノ精神ヲ以テ一致協力事ニ當ルハ蓋シ勞働問題ノ解決ヲ圓滑ニスル所以ノ要諦ナリト信ス。之カ爲メニ事業家ト勞働者トノ間常ニ誤解ト猜疑トヲ去リ平素充分ニ胸襟ヲ披

キテ意思疎通ヲ計ルニ適切ナル方途ヲ樹ツルコト最肝要」なるを以て「事業家ト勞働者トヲ和衷協調セシムルコトニ付充分留意」する様にとの指示を與へたり。當局の勞働委員會制度に對する斯の如き方針は、勞資双方に相當の影響を及ぼしたるもの丶如く、本制度は益々斯界の注目する所となれり。

かくて大正十年中勞働爭議に於ける要求事項として勞働委員會制度の採用を掲げたるもの二十五件、新に委員會の設立を見たるもの四十五件に及び、當時に於ける本制度實施運動の如何に旺盛なりしかを窺ふことを得べし。

然るに、大正十一年に至つては本制度に對する勞働者側の要望頓に衰へ、爭議に於ける要求事項として之を掲ぐるもの殆んどこれなきに至れると共に、事業主の委員會熱亦冷却して、其の將來を囑望されたる本制度もこゝに一頓挫を來さんとせり。

惟ふにかゝる趨勢は戰時景氣の漸く下降を開始するにつれ不況次第に深刻化し、資本は勞働に對して攻勢的となり之に對して勞働者の態度は專ら防衞的戰鬪的となり、勞働委員會制度の如き平和的施設を以てしては充分滿足なる解決を見ること能はざるに至れるに乘じ、其の後勞働運動の組合主義への一大轉向ありたるに不拘左翼急進分子は當時共産インターナショナルの採用せる反幹部運動の方針に追隨して、斯る委員會をば敗北的妥協なりとして排撃し、勞働運動を著しく階級的戰鬪的ならしめんとする執拗なる運動を爲すあり、爲に發達途上に在りし此等勞働委員會は益々本來の機能を發揮するを得ざる狀態に置かれ、勞働者資本家の委員會制度に對する期待の裏切られたるに因るものと云ふを得べし。

其の後さしたる情勢の變化もなく上述の理由に因りて勞働委員會に對する業界の關心は寧ろ低調を續けたるが滿洲事變以後次第に積極的なる關心を昂め、昭和七年より同十年迄の四ケ年間に設立せられたる委員會數は八四件にして毎年平均二一件の增加を見つゝあり、昭和十年中に於ても七月末現在に於て既に一七件の設立あり。本制度實施の氣運にして急速に伸張しつゝあるを見るべし。以上の如き趨勢を馴致したる主なる原因は經濟的には昭和六年の金輸出再禁止以來急速に振興したる對外貿易が主として中小工業の振張に因るものにして此の機會に於て勞資間に鬩ぐの愚を悟り、更に滿洲事變以來國民思想著しく愛國的となり、內外の情勢に刺戟せられて非常時の壓巷に充つるに至り、之に添ふて國內に於ける急進左翼分子に對する峻烈なる斷壓あり、此處に於て勞働運動は著しく穩健化し且つ資本家にして過去數年間に於ける勞資關係の惡化の經驗に因り、勞働問題に對する關心を深むるあり、相當なる事業主に於ては勞務管理の爲に專問係を設置する者、極めて多きを加ふるに至り、斯くて勞働委員會は資本家側よりは勞務管理の重要なる方法とし、勞働者側よりは階級鬪爭よりも產業協力の方法として認識を新にせらるゝに至れり。斯くて最近の情勢は前述の如く委員會設立の逐年增加しつゝある現狀にして、昭和十一年七月末現在に於て委員會數二七四件關係勞働人員三一五、四三六人にして之に鐵道現業委員會六六件人員一九三、五八九人を加算すれば 件數に於て三四〇件人員に於て五〇九、〇二五人に及ぶ。

特に最近に於て設立せらるゝ勞働委員會の名稱にして、工場委員會又は產業協力委員會等の名稱を有するもの次第に增加しつゝあり。是勞働委員會に對する勞資及一般の觀念が單に純然たる民主主義的協調思想より勞資一體、階級對立觀念の止揚經營共同體の觀念への移行の過程を物語るものといふを得べく、注目に値する傾向と謂ふべし。

產業平和の基調は勞資相互の深き理解に基く人格的結合に在るべく、感情の乖離と事實の不知に基く爭議の猶ほ尠からざる今日、本制度は企業に直接關係ある勞資の兩當事者が平素意思の疎通を圖り、誤解を氷釋して感情融和の實を擧げんとするものにして、產業平和の促進と勞働者の福祉の增進とに資する所蓋し鮮少ならざるものあるべし。

第二章　各　說

一、勞働委員會の數、

昭和十一年七月末現在に於ける狀況に付各廳府縣の調査したる報告を集計するに、我國に於ける勞働委員會は總數二七四件なり。（鐵道現業委員會を含まず、之に付ては別に一節を設く特に明示せざる限り以下同じ）而して本調査は左記標準に依り資料を取捨したり。

（一）一工場又は鑛山に於て數個の職場委員會あるも別に之を統轄する聯合委員會あるとき、又は地域を異にする數個の委員會を所屬せしむる聯合委員會の組織あるときは何れも之を一件として計算したり。

（二）一工場に於て全く同一なる制度に依り乍ら唯協議事項別に委員會を招集して懇親委員會、又は意思疎通委員會等の名稱の下に區別しあるものは一勞働委員會が事項別に機能的分化をなせるものとして此等を一括して一委員會とせり。

（三）海事協同會（日本船主協會、日本海員組合及海員協會に依り組織せらる）の如き一產業全般に亘りて組織せらるゝ產業協會は所謂工場委員會と多少その趣を異にするを以て本調査に於ては之を除外したり。

（四）健康保險法に基き設立せられたる健康保險組合、工場鑛山の災害豫防を目的とする安全委員會等特殊の目的を有するものは本調査に於ては之を除外したり。

勞働委員會には（一）勞資關係に於て最も重要なる事項たる勞働條件等待遇改善に關する一般的事項に付協議する目

的を以て特に設立せられたるもの、（二）單に協調、親睦の目的の爲設立せられたるものなるも實際の運用に於ては待遇問題に關する一般事項を協議するもの及（三）設立目的に於ても又實際の運用に於ても單に親睦的機能を果すに止るものとあり。前二者の如く經濟的機能を果しつゝある委員會の委員は概ね從業勞働者の選擧の手續を經ることに依りて當該企業の勞働者一般の委員會に對する人格的參與と關心とを與ふるもの多く（三）の如き親睦的意義に止るものには斯る考慮を拂はるゝもの尠し。是に依り勞働委員會を形式と實質の兩方面より大別すれば（一）（二）の如き實質を備へると共に組織の方法に於ては勞働者側委員の大部分が從業勞働者の公選に依り選出せらるゝ委員會（一般的なる委員會）と、（三）の如き內容のものにして組織の方法に於ては勞働者側委員が從業勞働者の公選に依らず事業主の指名に依りて定められ又は役付職工が當然委員となる委員會（特異なる委員會）とありて、前者（一般的なる委員會）は總數二七四件中二五六件（九割）にして、後者（特異なる委員會）は總數二七四件中一八件（一割）なり。

委員會數をその所在廳府縣別に見るときは東京に於ける四一件最も多く、福岡の三二件之に亞ぎ北海道、大阪の三一件、愛知の一九件、神奈川一四件、兵庫の一三件等は其の多きに屬す、而して右の諸府縣は何れも工場鑛山の數多く、勞資間の紛爭繁くして勞働運動比較的旺盛なる地方なることは注目に値すべし。

次に之を實施年別に見るに總設に於て述べたるが如く、明治二十九年に於けるもの最も古く、次いで明治三十三年、四十年に夫々一件の設置あり、大正の初期に於て數件の設立を見たり。然れ共、本制度が斯界に重要視せらるに至りたるは歐洲大戰以後のことに屬す。即ち大正八年來其の數著しく增加し、同年には二二件、九年には二二件の新設あり。越へて十二年には當局が地方事實局に對して工場懇談會の設置を提示したる等の原因に基き一躍三〇件の多きに上り（我國に於ける勞働委員會に關する調査「昭和四年二月」參照）

然れ共其の後本制度に對する勞資の態度の變化に因り設立件數も漸次減少し、又既に設立せられたるものにして廢

止又は有名無實となれるもの相當數に上り昭和十一年七月末現在に於ては大正十年以前に設立せられたるもの總數六二件となり大正十一年より昭和六年迄十箇年間に於て一一〇件平均一ヶ年一一件の設立を見たり。

然るに昭和七年より急速に增加の傾向を示し、同年には二一件同八年には二二件同九年には二〇件同十年には二一件同十一年七月未迄に十七件の新設を見るに至り。

第一表　廳府縣別設立年別調　（昭和十一年七月末日現在）

但國有鐵道現業委員會を含ます

廳府縣＼年次別	大正十年以前	大正十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	計
北海道	一五	一	—	—	—	一	二	—	一	一	二	一	三	—	二	二	三一
東京	二	—	一	二	一	四	—	—	一	—	一	七	七	八	四	三	四一
京都	二	一	一	一	—	—	一	—	—	—	—	—	二		二	—	一〇
大阪	九	一	一	一	—	一	三	一	—	二	二	四	一	一	二	二	三一
神奈川	一	一	—	一	一	一	—	—	—	一	—	一	二	一	—	四	一四
兵庫	六	—	—	一	一	—	—	一	—	一	—	—	—	三	—	—	一三
長崎	三	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	二	—	—	一	—	七
新潟	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	一
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	二
千葉	—	—	—	—	—	—	二	—	—	一	—	一	一	—	—	—	五
茨城	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	二
栃木	—	—	二	—	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	四
三重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	一
愛知	—	—	一	一	—	一	—	一	—	一	一	—	一	—	七	五	一九
靜岡	一	—	二	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	一
岐阜	—	—	—	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四
長野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一
福島	一	—	—	一	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	二
秋田	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一	—	—	—	六
石川	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
岡山	一	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
廣島	三	三	—	—	—	—	一	一	一	一	一	—	—	—	—	—	一二
山口	一	—	—	—	—	—	五	一	—	—	—	—	一	—	—	—	八
愛媛	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	四

年次別 / 廳府縣	大正十年以前	大正十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	計
高知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
福岡	八	二	—	—	三	—	—	—	一一	—	二	—	—	三	—	—	三二
佐賀	一	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—	三
熊本	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
宮崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	一
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
計	六二	九	九	九	一三	一二	一八	七	一四	九	一〇	二一	二二	二〇	二一	一七	二七四

委員會數を業態別に觀察するに左表の如く機械器具製造工業の九一件最も多く鑛業の七五件之に亞ぎ染色工業の三六件、化學工業の二七件等は其の多きに屬す。

第二俵　業態別委員會數調

（昭和十一年七月末日現在）

（但國有鐵道現業委員會ヲ含マズ）

業態別 / 委員會	一般的ナル委員會 官公營	一般的ナル委員會 私營	特異ナル委員會	計
機械器具製造工業	五	八〇	六	九一
化學工業	—	二六	一	二七
染色工業	—	二七	九	三六
飲食物製造工業	九	七	一	一七
雜工業	六	一〇	一	一三
鑛業	—	七五	—	七五
瓦斯電氣事業	—	三	—	三
運輸業	一	五	—	六
通信業	—	—	—	—
土木建築業	—	—	—	—
其ノ他	—	二	—	二
計	二一	二三五	一八	二七四

更に勞働委員會に關係ある勞働者の多寡に依り其の設置狀況を見るに第三表の如く千人以上の勞働者を使用する工場鑛山に於て七八件の設立ありて其の數最も多く次に百人以上三百人未滿の工場鑛山に於て六七件の設立を見たり。總じて多數の勞働者を使用する事業場に於て設立件數の多きは、事業主に於て組合の移入を防止すべく協調親睦を目的として自らイニシヤテイヴを採つて設立せるに因るべく、從つてかゝる委員會の多くは依然として協調、親睦の範圍を出でず、之に對し三百人前後の事業場に於ける委員會の中には事業主、勞働者の自覺に基きて設立せられ、委員會の人格的、經濟的兩目的を達成すべく活潑なる作用を營みつゝあるもの比較的多き實狀なり。

第三條　關係勞働者數別委員會調　（昭和十一年七月末日現在）

但鐵道現業委員會ヲ含マズ

委員會別 / 關係勞働者數	一般的ナル委員會			特異ナル委員會	計
	官公營	私營	計		
百人未滿	一	七	八	三三	四二
百人以上三百人未滿	三	五六	五九	二	六七
三百人以上五百人未滿	六	三九	四五	一	四三
五百人以上千人未滿	三	三八	四一	三	四七
千人以上	五	六九	七四	三	七八
計	一二	二三五	二四七	一八	二七四

二、勞働委員會の設立事情

勞働委員會の設立を見るに至りし事情は各場合に依り多種多樣にして一概にこれを論斷することを得ず。例へば現實に發生したる勞働爭議の解決に當り勞働者の要求に基き設置せらるゝ場合あり、或ひは爭議解決後其の再發を防止するため勞資協議してこれを設くる場合あり、或は又直接勞働爭議に關係なく事業主が偏に勞働者の福利增進を希ひ産業の發達を企圖するため積極的にその設置を提唱して成立するもの、或は勞務管理の一方法として採用さるゝもの等ありて其の動機一樣ならず。

今、現存勞働委員會に就きこれを設立動機別に調査するに左表の通りにして、事業主が勞資の協調に依り産業の平和を保持せんがため積極的に之を設けたりと認めらるゝもの九九件に上り其の數最も多し。然れ共、一般に勞働委員會の設立を見るに至りし事情を見るに、左表に示す各種の動機が相錯綜して成立するを普通となすを以て左表は便宜これを區分して調査したるものなることに留意すべし。

第四表　勞働委員會設立事情調　（昭和十一年七月末日現在）

但鐵道現業委員會を含ます

委員會別 / 動機	一般的ナル委員會			特異ナル委員會	計
	官公營	私營	計		
一、勞働爭議ノ影響ニ因ルモノ	一	五二	五三	四	五七
二、勞資協調ノタメ事業主ノ發意ニ因ルモノ	一八	一四八	一六六	四	一七〇
三、勞働組合忌避ノ爲メニスルモノ	一	一四	一五	五	二〇
四、其ノ他	一	二一	二二	五	二七
計	二二	二三五	二五七	一八	二七四

三、勞働委員會の職能

勞働委員會は、產業の發達並勞働條件、福利施設等勞働者の待遇改善に關する事項に付勞働者と事業主が互に意見を交換し意思の疎通を圖つて、兩者の關係を圓滑たらしむることを以てその職能となす。而してその規約中に之等の

事項を詳細に列擧するものあり、或ひは單に「勞働條件、福利施設並作業能率等に關し云々」と一般的にこれを掲げたるもの等ありて一樣ならざるも、その規約に定むる目的の範圍内に於て事業主の　問に答ふると共に自から意見を提出するを普通となす。

委員會の決議の效果に付きては通常何等の拘束的規定を設けず、單にこれを事業主に傳達してその參考に供するに止まり其の採否は凡て事業主の自由裁量に委ぬるを普通となすと雖も第一章に述べたる如く堺方製作所、レナウンメリヤス會社及電球硝子產業協力委員會等に於ては勞働委員會を決議機關とせり。

右の如き數件の例外を除きては一般に委員會の決議は何等の拘束力を有するものにあらず。然れ共、決議事項にして適切なるものは事業主の道義的精神に依り相當尊重せられつゝある現狀にして、かゝる傾向は委員會に對する勞資の理解と訓練とを積むに從ひ、また一方勞働者の自覺と勞働組合運動の發達に伴ひ益々顯著ならんとするものゝ如し

今各府縣道廳の報告に依りて委員會が現に果しつゝある職能又は其の實績を見るに（イ）勞資協調の爲極めて良好なる效果ありと報告せられたるもの五二件（一九%）（ロ）相當の效果ありと報告せられたるもの一九三件（七〇%）（ハ）有名無實なりと報告せられたるもの二〇件（七%）及（ニ）設立後日猶ほ淺き爲運用狀況未定のもの八件（二%）なり。

極めて良好なるもの（イ）は委員會に於て決定を見たる事項は九割乃至十割も事業主に採用實施されつゝあるものにして（ロ）の相當良好なるものは五、六割平均に採用されつゝある委員會なり。即ち委員會規則には何等決議機關としての明文なきも理解ある事業主に依りて五二件は殆ど決議機關たるの實質を備ふるものなりと謂ふを得べし。但し此の運用成績は最近數年間の實狀に依るものにして、此の數年間は既に述べたるが如く業界の向上期にして勞働運動の著實穩健化の相當徹底し勞働爭議の如きも逐年減少の傾向を辿りたる時期に相當するが故に委員會も、その運用上順調にありたるものと推定せらるゝを以て此の成績にして業界非常時に於ても依然として持續せられ得るものなりやは一概に論じ得べきことに非ず。

四、勞働委員會の組織

勞働委員會は通常議長（又は之に代るべき者）及委員（參與員を加ふるものあり）を以て組織す。參與員なる名稱を以つて會議に出席することゝしたるもの若干（特に專賣局工場懇談會等に多し）あれども此等は事業主側の委員なくして參與員たる資格を以て會議を構成する場合は勿論、事業主側の委員を他に有する場合に於ても參與員は事業主に依り職員中より指名され實質は何れも事業主側委員と目すべきものなるを以て參與員を事業主側委員として一括せり。以上に依り委員會の組織形態を見るに

（一）勞資双方の委員を以て組織するもの二四〇件

（二）勞働者側の委員のみを以て組織するもの三一件

右の外に

（三）勞働組合の幹部を以つて委員とする若干の例あり、當該企業の勞働者としてゞはなく組合幹部として委員となる極少數の例（東京製鋼等）あるも其の多くは當該事業の從業員側の委員の外に更に關係勞働組合幹部の立會出席をなすものにして、中には組合幹部を以て議長とするものあり。

第五表　勞働委員會委員數調

但鐵道現業委員會ヲ含マズ　（昭和十一年七月末現在）

委員會別 / 委員別	官公營	私營	計	各委員ヲ有スル委員會數	一委員會平均數
事業主側委員	一八九人	二、一二一人	二、三一〇人	二四〇	九、七人
勞働者側委員	四七三人	四、七九七人	五、二七〇人	二七〇	一九、五人
勞働組合幹部		三三	三三	一四	二、三人

第五表に依れば事業主側委員の總數二、三一四人にして事業主側委員が其の構成分子となれる委員會數は二四〇件一委員會當り平均九、七人なり勞働者側委員總數五、二六六人委員會數二七〇件一委員會當り平均一九、五人なり。勞働組合幹部の出席する委員會一四件委員數三三人一委員會平均二、四人となり。即ち普通二人多くて三人なり。

勞働委員會が設置せらるゝに當り、一元制（勞働者側委員のみを以て構成するもの）を採用するか二元制を（勞資双方の委員を以て構成するもの）を採るかはその成立に至る事情、當該工場鑛山に於ける事業經營の方針、勞資の關係等各種の狀況に依つて決定せらるゝものにして一概にその是非を論ずることを得ざるも、只概括的に兩制度の利害得失を述ぶれば、一元制に於ては從業員の意見を自由に聞き得ると共に會議が對立狀態に陷る虞なきも、動もすれば從業員の意見が經營の實情に即せず多數を恃んでその主張を決議する傾向あり。二元制に於ては之に反して從業員をして經營の實情に即したる妥當なる主張を陳べしむることを得ると共に勞資隔意なく協議し得るの長所あり。然れ共會議が動もすれば對立狀態に陷り想はざるの失敗を招くことなきを保せず。

以上の如く兩者各々一長一短あれ共、二元制を以て勞資委員會の本質に最もよく適合せるものと云ふべく、而して現存委員會の大多數は斯の種に屬す。

委員の選定方法は、事業主側委員は概ね事業主の指名に依り、勞働者側委員は所謂代表者たるの精神に基き從業員の公選に依るを原則とす。但し勞働者側委員にして從業員の公選に依らず、事業主の指名に依るもの又は役付職工が當然委員となるもの、或はまた勞働者側委員の一部は事業主の指名に依り他の一部は從業員の互選に依つて選出せらるゝものあり。斯の如きは何れも當該工場或は事業に於ける勞資關係の實情に添はんとするものにして、例之女子勞働者を使用すること多き工場に於ては役付職工をして委員として指名する等是なり。かゝる種類の勞働委員會中には所謂特異なる委員會と稱するものありて、勞働委員會としての完全なる機能を發揮するに充分ならざるの憾なきに非れども、斯く委員選定の方法の差異は飽く迄方法の差異とし、勞働委員會の本質を尊重して其の運用宜しきを得れば必しも所期の目的を達するに難からざるべし。而して選擧の方法を採るものにありては若干の例外を除きては選擧資格並被選擧資格につき、年齢、勤續年數等に依り一定の制限を附するを普通とせり。

勞働委員會に於ける構成要素として委員に次いで重要なるは何人が會議を主宰するかの問題なり。

第六表　議長選定方法調

但國有道現業委員會ヲ含マズ　（昭和十一年七月末現在）

委員會別 / 議長タルベキモノ	官公營	私營	計	割合
(イ)事業主トスルモノ	一	三二	三三	一二%

(ロ)	事業主以外ニシテ事業主側(工場長等)トスルモノ	一六	一一〇	四〇%
(イ)又ハ(ロ)ニ依リ指名サレタル者トスルモノ	三	五六	二〇%
(ハ)	勞働委員會ニ於テ互選サレタル者トスルモノ	一	五三	一九%
(ニ)	勞働者又ハ勞働側(組合幹部等)トスルモノ		五	二%
(ホ)				
(ヘ)	議長選定方法ヲ定メザルモノ	一	一八	七%
計		二一	二五三	二七四	一〇〇

第六表に於て明かなる如く事業主（社長を含む）が議長となるものは三一件にして總數の一二%、工場長或は重役とするもの四〇%にして事業主又は工場長等の指名したる者とするものは二〇%なり。即ち事業主側に於て議長たることを規定せるものは合計一九八件、七二%にして壓倒的多數なり。

勞働委員會に於て互選されたる者を以て議長とするものは五三件にして一九%なり、此の中には互選されたるものに事業主又は工場長等に於て議長を囑託する旨規定するもの少數あれども、殆ど大部分は互選されたるものは當然議長となる旨規定せり。

勞働者側委員又は組合幹部を以て議長とするものあり。少數なれども形態としては注目すべきものを有す。其の實際の運用を見るに斯る場合に於ける組合幹部は事業主側と頗る緊密なる連絡あり、且つ勞働者側の主張を適當に指導するに却て便宜なるが故、委員會の目的を達するに比較的良好なるものあるが如し。

五、會　議

勞働委員會の會議の樣式は議事制と懇談制とに大別することを得。併し乍ら議事制を原則とするものに於ても議案の性質に依り之を懇談事項として單に懇談的に意見を交換し決せざる場合あり。從つてこれを明確に區分するを得ざるも、その何れを原則とするかに依つてこれを調査したるに、第七表に示す如く總數二七四件の內議事制を採用するもの六三件、懇談制を採るもの二一一件なり。

議事制を採るか懇談制を採るかの區別は勞働委員會を決議機關とせる場合を除きては、形式に於ても或はその効果に於ても嚴格なる意義を有するものに非ず。懇談の形式とするものも議題にして重要なるときは自ら議事制と近似せる樣式となるべく、又懇談形式にして多數決又は全會一致の方法を採用せるものも尠からず、又議事制とするものにして採決の方法を定めざるものあり。斯くて採決の方式を明示せるものは勞働委員會の總數二七四件の中一四八件にして、此の中全會一致とするもの三三件、多數決とするもの一一五件なり。

委員會の開會度數を見るに年一回又は二回とするもの最も多く總數約九〇件（第九表參照）に及び毎月開催するもの之に亞ぎて三四件を數ふ。異例として隔日即ち一年一八〇回開催するもの一あり。之等を總計して開會度數を明定せる委員會は總數一二九件にして、開會度數を定めず必要に應じ隨時とするもの四五件あり。度數を定むるものと雖も臨時必要あるときは規定以上に開會するを妨げず。かゝる旨の規定を設くるもの多し。

第七表　勞働委員會々議調　（昭和十一年七月末現在）

但圖有鐵道現業委員會ヲ含マズ

委員會別 / 態様	一般的ナル委員會			特異ナル委員會			計		
	官公營	私營	計	官公營	私營	計	官公營	私營	計
議事様式 議決制	三	一八	二一	四	一四	一八	七	三二	三九
議事様式 懇談制									
採決方法 全會一致トスルモノ									
採決方法 多數決ニヨルモノ	一	一〇	一一	二	五	七	三	一五	一八
開會度數 隨時トスルモノ									
開會度數 度數ヲ定ムルモノ	一〇	一	一一	一	三	四	一一	四	一五
	一二	一九八	一二〇	一四	一九五	一二九	二六	二一四	二二九

昭和十年中に於ける開會狀況（第八表）を見るに殆と總ての委員會は開會せり。開會せざるものは五〇件にして此の中昭和十年以前に設立せられたるものは三五件、昭和十一年に設立せられたるもの一七件のうち未だ開會の運びに至らざるもの一五件にして他の二件は既に開會せられたり。

第八表　昭和十年中に於ける勞働委員會開會狀況調

但鐵道現業委員會ヲ含マズ

委員會數 / 活動狀況	一般的ナル委員會			特異ナル委員會			計		
	官公營	私營	計	官公營	私營	計	官公營	私營	計
開會セルモノ	一二	一九八	一二〇	一四	一九五	一二九	二六	二一四	二二九
開會セザルモノ									
計	一二	一九八	一二〇	一四	一九五	一二九	二六	二一四	二二九

委員會數 / 開會度數	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	百	計	平均開會度數
開會セル委員會ノ數	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回		
	四〇	四七	二〇	一八	一三	五	九	二									三四	一
	二	四	二	三	四	二	二	一	一	二	一	二	一	二	一	二		
延開會度數	四〇	九四	五四	八〇	九〇	七二	三五	七二	八	四〇	三三	四八	三九	一四	三六	二	二四	五〇
	三	四	二	三	四	八	一〇	一四	一五	二〇	二三	二四	二五	二八	二九	三〇	一八〇	一一七二
	一三三	一〇四	四〇	六〇	九〇	一四四	一七五	二〇〇	二二五	二八〇	三〇三	三三六	三四五	三九二	四〇五	四六〇		六・五五回

開會セザルモノ	昭和十年以前設立ノモノ	九	二三	三二
	昭和十一年ヲ設立ノモノ	一三	一四	一八
計		二二	三七	五九

勞働條件ニ關スル協議ヲ爲セル委員會數　八三

第九表　昭和十年中に於ける開會度數

但鐵道現業委員會ヲ含マズ

第九表に依りて明かなる如く年二回開會せるもの最も多く四七件を算し、年一回開會のもの四〇件之に亞ぐ、特に注意すべきは毎月開會せるもの三四件あることとなり。即ち平素に於て充分親睦の效果を發揮し意思疎通を完からしめんとするものにして常に談笑裡に懇談して隔意なき意見の交換をなさんが爲、隔日に開催するもの一件と共にその運用は注目すべきものなり。然れども隔日又は毎月開會せるが故に效果特に大なりと謂ふに非ず要は兩者の誠意ある運用如何にあるべし。

昭和十年内に於て開會せる委員會二二四件のうち勞働條件又は待遇改善に關する事項を協議せる委員會の數は第八表に示す如く八三件なり。

會議に於ける委員の言論は當然自由なるべきに拘らず、動もすれば勞働者側委員の言論が事業主の反感を買ひ、甚しきに至つてはその地位を不安ならしむる場合なきにあらず。此の如きは本制度採用の趣旨に反すること甚しきものにして、却つて勞資紛爭の因を作るものと云ふべし。

されば、委員會規約中に言論の自由に關する規定を設けて勞働者側委員の地位を保證し、委員會の使命を完からしめんとするものあり。固より會議に於て徒らに他人の身上に渉りてこれを誹毀し、又は不穩なる言動をなすは愼むべきことにして、規約中に斯る言動の禁止に關する規定を設くるものなきにあらず。

要之、言論自由の問題は、これに關する明文の有無に拘らず一に當事者の運用に在ると同時に委員會の本質に對する勞資の認識如何の問題にして勞資の自覺と共に漸次改善されつゝあるものゝ如し。

六、勞働委員會と勞働組合

勞働組合と勞働委員會とは必しも兩者相對立し相排擊すべきものにあらず。之を現存委員會に就いて調査するに、左表の通り委員會總數二七四件中關係從業員にして勞働組合を組織するもの七二件あり、其の數決して多からざるも之等組合の委員會に對する態度を見るに、その多くは委員會の利用價値を認めこれを支持しつゝある狀況なり。勿論その支持の程度には高低ありて、最も熱心なるは勞働者側委員の選擧に際しては組合を背景とする委員の當選に努力し組合の代表者として委員を選出するものあり、或は組合幹部委員會に出席し、又は議長として會議を主宰するものあり、或ひは勞働者側より委員會に提出する議案は豫め組合の機關の審議を經たるものなることを必要とするものあり、また若し勞資間に勞働協約の存在する場合は團體交渉の機關として委員會を利用するもの等存す。

第十表は關係勞働組合の委員會に對する態度を表示したるものにして、七二組合中委員會を支持するもの六〇、消極的に無關心なる態度をとれるもの一二なり。こゝに注意すべきは、關係勞働組合にして委員會に對し絶對反對の態度を構へその廢止を主張するもの一もなきことにして、一時改良主義政策を絶對に擯斥し勞働委員會の排擊をなしたる勞働組合も現在に於ては漸次その態度を改むるに至りたることを物語るものにして、近時我國勞働運動の趨勢著しく現實化し從來の觀念的指導理論の漸次清算されつゝある現情に於ては當に然るべき現象と云ふべし。

第十表　關係勞働組合及關係勞働協約調　（昭和十一年七月末日現在）

但鐵道現業委員會ヲ含マズ

委員會別		一般的ナル委員會 官公營	一般的ナル委員會 私營	特異ナル委員會	計
關係ノ有無					
關係勞働組合	有	七	六三	二	七二
	無	一四	一七二	一六	二〇二
關係勞働組合ノ態度	支持	五	五四	一	六〇
	反對	—	—	—	—
	無關心	四	七	一	一二
關係勞働協約	有	—	二二	—	二二
	無	二一	二一三	一八	二五三

七、結　語

勞働委員會の制度は、所謂産業立憲思想の一表現にして、事業主が被傭勞働者に對し事業の共同經營者として其の人格を尊重し、誠意を以て之と協議し相互の理解を深めて産業の發達を促進し、以て勞資双方の利益伸長を企圖せんとするものなり。

されば本制度の普及は自から勞働者に自重自制を促し、勞資の對立觀念を緩和して産業の平和に貢獻することゝ大なり。

固より勞働委員會は一般に決議機關にあらざるを以て、勞働者の絶對的信賴を博すること困難なれ共、本制度の賢明なる運用に依り、勞働條件福利施設等の改善を見つゝあるは幾多の實例の示す所にして、また從來の不知に原因する幾多の誤解を氷解して相互の感情を融和し勞資間の紛爭を未然に防止し合理的に問題の解決を得たる事例決して鮮少ならざるなり。

第三章　國有鐵道現業委員會

創設及其の趣旨

大戰以後我國に於ても勞働運動漸く發達の傾向を示し、大正九年には東京附近の機關車乘務員を中心とする大日本機關車乘務員會の成立あり（一年にして解散す）左翼思想の普及につれ、鐵道從業員に對しても働きかくるものあり之を放任すれば事業經營に影響する所あるべし。併せて下級從業員の共通福利の增進の爲其の意見を聽き從業員を健實安泰ならしむる趣旨により、歐米に採用せられたる工場委員會其の他の制度を參酌し大正九年五月現業委員會制度を創設せり。

創設の際鐵道院總裁の訓示左の如し。

訓　示

今ヤ我國有鐵道ハ十有五萬ノ從業員ヲ擁シ其ノ繁劇ナル業務ハ錯綜セル分業ニ依ツテ行ハルルカ故ニ克ク上下ノ意志ヲ疏通シ從事員ノ健全ヲ保持スルハ我業績ヲ擧クル所以ノ要道ナルヲ惟ヒ常ニ當局ハ意ヲ玆ニ致シ率先以テ幾多ノ待遇施設ヲ實行セルハ諸子ノ能ク了得スル所ナリ方今國力ノ進展ニ伴ヒ國有鐵道ノ責務愈々其ノ重キヲ加フルニ際シ予ハ諸子カ益々協力奉公ノ精神ヲ以テ國運ノ隆昌ニ貢獻セムコトヲ期待スルヤ切ナリ乃チ玆ニ現業委員會ノ制度ヲ創設シテ世運ノ嚮フ所ニ副ハムコトヲ欲ス其ノ主旨ニ於テハ素ヨリ予カ從來屢々聲明シタル所ト異ルナク一ニ鐵道ノ責務ヲ完フシ上下ノ關係ヲ密接ナラシメ從事員ノ福利ヲ增進セムトスルニ在リ而シテ其ノ形體ニ關シテハ深ク我國ノ狀勢ニ鑑ミ普ク歐米ノ成例ニ照シ最モ適切ナル組織ヲ選ヘリ今其ノ大綱ヲ述フレハ業務

ノ種類ニ據リ地域ニ從テ區劃ヲ定メ公選セラレタル委員ハ從事員共通ノ福利ニ關シ當局ノ諮問ニ答申スルノ外自ラ進ムテ意見ヲ開陳シ別ニ各般ノ事情ニ通曉セル者ハ指名ニ依リ會議ニ參加シテ說明應酬ノ任ニ當リ更ニ上長ノ職ニ在ル者ヲ議長ト爲シ議事ノ圓滑ヲ圖ルト共ニ部下職員ノ實情ヲ直接聽取スルノ機會ヲ有セシメタリ斯ノ如クシテ予ハ益々現業ノ眞相ヲ明ニスルト共ニ諸子ノ意向ヲ審ニシ以テ諸般ノ施設計劃ニ資スル所アラムトス

近來一部思想界ノ變調ニ伴ヒ漫リニ外來ノ思想ニ心醉シ或ハ種々ノ誘惑ニ雷同シテ徒ニ事ヲ構フルモノ尠ナカラサルニ際シ我鐵道從事員カ獨リ毅然トシテ惑フコトナク常ニ其ノ職務ニ忠誠ナルハ吾人ノ欣快措ク能ハサル所ナリ諸子翼クハ本委員會設立ノ趣旨ニ鑑ミ深ク當局ノ施設ニ信賴シ將來益々堅忍自重以テ國有鐵道從事員タルノ使命ヲ全フスルニ努力スヘシ

惟フニ本委員會ノ制度ハ當院ノ創設ニ係リ其ノ實績ヲ擧クルト否トハ一ニ之カ運用ノ如何ニ存シ其ノ良否ハ直ニ他ノ事業ニ影響スル所ノモノ尠ナカラサルヲ以テ擧世刮目シテ其ノ經過ヲ凝視セムトス諸子須ラク其ノ趣旨ヲ體シ委員ノ選擧ハ之ヲ公平ニナスヘク選出セラレタル委員ハ其ノ分ニ顧ミテ愼重事ニ當リ上長亦克ク之カ指導ノ責ニ任シテ言議ヲ尊重シ一心協力以テ本制度ノ趣旨ヲ貫徹セムコトヲ努ムヘシ

現業委員會適用範圍とその職能

國有鐵道現業委員會制度の適用を受けその組織範圍に加はるものは鐵道手、雇員、傭人の身分に屬すべきものにして、昭和十一年六月未現在に於てその數一九三、五八九人を算し全鐵道從業員の八割强に當る。

現業委員會制度はこの部類に屬するもののにのみ適用せらるゝ制度にして、即ち以下記述する方法により組織する委員會を通じて、その共通の利益に關する凡ての問題に付意見を開陳し、又は是等の問題に關し當局の諮問する事項に就き答申をなし、之に依り相互意思の疏通を計るを以て本制度の目的とす。決議機關に非ず。

組織

現業委員會は各鐵道局の所管區域内を一區域として大體職務系統別に設けらる。但將從事員は各局共その數最も多く、一面又現業委員會は一委員會の委員定數を最多四十人に制限してゐる關係上これを一局一區域とするときは委員一人に對する從事員數の割合が他の系統の夫れに比較して餘りに多くなり權衡を失する故將系統に限つて鐵道局の區域を二三に分割し現業委員會の區域となせり。之と反對に從事員數の少なき系統に於ては二三の系統を合一して委員會を組織するものあり。又建設及改良事務所は大體鐵道局所管區域内を程度としその範圍内に存在するものを一團として一委員會を組織す。此等の例外を除いては一鐵道局を地域の單位とし職務系統別に各一個宛の委員會を設け、現在に於ては本省仙臺鐵道局に各六。東京鐵道局に九。大阪、廣島、札幌鐵道局に各八。名古屋、門司、新潟鐵道局に各七。合計六十六の現業委員會を有す。本省を除く各局には聯合現業委員會あり。

一委員會の委員定數は五名以上四十名を限度とし、その區域内に於ける從事員の多寡に應じ別表の如く定めたり。

選擧權及被選擧權及委員の任期

委員の選擧及被選擧資格は、現業に從事する鐵道手、雇員若は傭人に限り、選擧資格は一箇年以上繼續して國有鐵道に勤務し且年齡十八歲以上のものにして男女たるを問はず。又被選擧資格は（一）二箇年以上國有鐵道に勤續すること。（二）現に鐵道局長の定めたる區域内の業務に從事し又は勤務箇所に在勤すること。（三）年齡二十五歲以上の男子たること等を要件とす。現行の選擧資格は昭和三年七月以降改正實施されたるものにして、以前は年齡二十歲以上の男子たることを要したり。

委員の任期は二ケ年にして、補缺委員の任期は前任者の殘任期間とす。委員が任期中前記の被選擧資格を喪ひ又は辭

任せる場合は退任す、又現業員委會の組織範圍外の身分なる判任官の階級に登用せられたる場合も亦その資格を喪ふ。

會議の招集及議事

現業委員會の通常會議は、毎年一回議長之を招集す、然れ共委員半數以上の請求あるか又は議長に於て必要ありと認めたるときは臨時會議を開くことを得。創設以來未だ臨時會議を開催せる實例なし。何れの場合を問はず會議の招集及會議事項は之を七日前に委員に通知するを原則とするも、急施を要する場合は此の限りに非ず。會議は委員半數以上の出席なければ成立せず。

委員に於て議案を提出するには書面を以て之に理由を附し提出者署名して議長に提出することとなせり。

現業委員會の議長は鐵道局長之を任命し、多くはその委員會に關係ある運輸、保線、電力事務所長或は工場長指命せらる。而して會議には鐵道局長の指名したる職員參與として出席し委員の質疑等に對し說明の任に當る。即ち參與は現場の長、主任、事務所長、工場長及掛主任並に鐵道局の課長、掛長等概ね監督者側に屬する者なるが、現業委員に於て鐵道事務の實狀に就て或は未だ了得せず或は疑義を有する等のことあれば、出來る限りその質疑を明瞭にし又審議の參考となるべき事實を說明するために參與を必要とす。

議案は出席委員過半數の贊成ある場合之を可決す。議長及參與は議決權なし。此處に可決と謂ふは從事員參數の希望を表現する方法なることは後述の如し。尙議案の中には了解として處理せられるものあるも、之は議事の進行中參與の說明に依りて委員充分に之を理解し、贊否の決に及ばざりしものなり。

大臣又は鐵道局長は委員會に對して諮問案を提出し委員の意見を求むることを得。前述する如く一委員會の人數は四十人に制限しあるが、元來我現業委員會の會議の方法は餘り形式に流れずして、恰も從來一地方の驛長、機關庫主任が隨時業務の打合等のために集合する場合の如く、可成懇談的に和氣靄々として互に打解け共通利益に關することを

又は作業上のことを審議することを趣旨とせり。是がためには委員餘りに多數なることは不都合なりと認め斯く人數の制限を置けり。乍併又餘りに少數にては會議の體をも具へざるべく故に最低を五人となせり。なほ選擧區に於て被選出委員の數とその區內從事員の數との割合は必ずしも明確に定めざるも、大體從事員百人內外に付委員一人位の割合となせり。然れども右の一委員會の委員數の制限のために、此割合も亦必ずしも嚴守せられざるは已むを得ざるべし。

聯合現業委員會

現業委員會の外鐵道局每に聯合現業委員會を設く。聯合現業委員會は各現業委員會委員中より互選したる委員を以て組織するものにして、その選出委員數は大體委員五人以上十人に付一人の割合とし別表の如く之を定む。聯合現業委員會の委員の任期は現業委員會の委員の任期に依る。故に現業委員たる資格を喪へば自然聯合現業委員たる資格をも消滅す。

聯合現業委員會の議長は當該鐵道局庶務課長之に當る。

會議の招集及議事に就ては、凡て現業委員會に付述べたる所と同樣なり。換言すれば通常現業委員會と聯合現業委員會との間に何等權限上の差等なし、外國に往々ある如く一方の決議を他方に於て再審議し、又は一方に於て議論の纏らざるものを他方に於て審查決定するといふが如き區別も認めず。從て同一の問題が双方に於て審議され、又同一の問題を一方に於て可決し他方に於て否決するも決議の效力に何等の影響なし。從て、此の制度は一見重複するが如くに見ゆれども、本來鐵道業務は同一場所に於て又同一の作業に就て異る方面の職務の者が協同して作業することを必要とし又特色とするものにして、協同動作は鐵道作業の根本精神なれば、一方に通常現業委員會が大體職務の種類に應じて分立してゐると共に、他方には各種の職務のものから成り立つ聯合現業委員會が存立するのも亦自ら意義あることにして、事實上は自然その問題も前者は主として或る同一職務の者の共通利害に關係あるものが提出さるゝと共

に、後者に於て選ばるゝものは各職共通の利害に關係あるものなり。又同じ問題にしても通常現業委員會の場合よりは、一層一般的利害の下に討議し且つ可否を決せらるる長所を有すべし、兩種の委員會の特色は自ら之に與る現業委員の運用の如何に依つて左右せらるるものと云ふべし。

決議事項の處理

決議事項は第一回より第二十七回迄の間に提案事項七三、〇〇九件可決件數二〇、四七九（二六％）にして之等の可決案は一回毎に、現業調査課に於て處理す、その處理の順序は、先づ可決案を次の十二の項目に分類す。因に分類項目の下の數字は第二十七回通常會議最近のものの可決案の分類件數なり。

類別	可決案分類項目	可決件數
第一類	現業委員會制度に關するもの	五件
第二類	進退及賞罰に關するもの	二〇三件
第三類	給料諸給及旅費に關するもの	三三件
第四類	勤務時間及勤務方法に關するもの	九件
第五類	被服類及物品給與に關するもの	五九件
第六類	官舍及住宅に關するもの	八件
第七類	共濟組合に關するもの	一九件
第八類	保健慰安及救濟に關するもの	一三件
第九類	教育及修養に關するもの	五件
第十類	無賃乘車證に關するもの	七件
第十一類	業務改善及附帶設備に關するもの	二二件
第十二類	其の他	九件
計		三九二件

即ち人事問題と被服の問題最も多く業務の改善に關する問題之に亞ぐ。

扨て彙類整理せる可決案は假に之を印刷して、本省の各局及官房各課に送致し各主管事項に對してその意見を求め之を取纏めたる上、本省關係局課の事務官會議に附議し、決議處理に對する各主管局課間の意見を更に審査す。現業調査課長は是により各局課の意見方針略々確定せりと認めたるときは上長の承認を得て各鐵道局の庶務課長を本省に招集し、本省の意見に對する各鐵道局としての意見を聽き原案を變更すべきものは變更したる上にて、之を官房各課長及本省各局の課長より成立する給與委員會に附議し、最後に本省の局長會議（大臣、次官、政務官、本省各局長、官房各課長參與す）の議に附し決議事項に對する處理を決定す。

決議事項中には職務權限の規定に基きて大臣を俟たず鐵道局長をして專決處理せしむるものあり。第二十七回可決案三百九十二件の內その件數三十六件なり。

決議事項は必らずしも凡て之を實行し得るものに非ず。或は豫算の關係或は見解の相違等によりて實行し能はざるものあり、又假令その決議は實行に値するものにても、之を實行するがためには豫め調査研究に時日を要するものあり。その趣旨にして實施するを適當とし且つ直に實行し得るものは之を實行すべきも、實行不可能と認めらるるもの、又實行するを適當とせずと認めたるもの、或は調査研究を要するものは、夫々各決議毎に出來得る丈け事情を打明け且つ詳細懇切にその趣意を明かにせる說明を書面を以て作成し今回の會議に於て議長之を委員會に報告す。尙文書のみにて盡さゞる所は議長又は列席の參與之を補足して說明の趣旨を充分委員に了解せしむる樣に努む。又全線の

各委員會の決議事項とそれに對する說明とは、之を取纏め印刷して、次回會議の約一ケ月前全委員に公表するが故に、委員は自己の委員會の決議事項のみならず全線の委員會の問題に就て知ることを得べし。要するに委員會の決議の採否は、鐵道大臣又は鐵道局長の裁量に依りて定まる。唯之を採擇せざりし場合に於てはその理由を說明す。然れ共或る問題を採擇せざることは必ずしも採擇することの不可能なる絶對的理由ありとのみいはれざるものあり、時の事情又は見解の相違等に依ることあり。從て委員は重ねて次の委員會に同一問題を提出すること差支へなし而して委員會に於て再應可決するも、その採否は亦當局の自由裁量によるものにして一旦不採擇としたるものにても事情の變更により採擇實行することあるべきは勿論なり。

現業委員會制度實施以來、鐵道省に於てその決議の趣旨を採擇し又は參考とし且つ一面には年々の財政狀態を考慮して實施したる事項は三百數十件に上りその中主なる事項を擧ぐれば左記の如し。是によりて一千餘萬圓に達する經費が從事員の福利增進待遇改善のために增加せり。猶右實施事項中には鐵道局長の權限にて實施したるものを含まず、而もその中には例へば初任給の增加、作業上又は慰安上の各種の設備の新設改善、勤務緩和等ありて夫等の實施件數は相當多く、從つてその爲に年々支出さるゝ經費も亦尠からず。凡そ是等の事實は現業委員會の價値を具體的に物語るものにして、此の委員會制度無かりし場合に於ても、此の期間に於て是れ丈けの改善行はれたるやは疑ひなきを得ず、此の委員會ありて然る後如上の改善の實行せられたりといふ事實は之を否定することを得ず。

主なる實施事項

一、鐵道手の定員增加並鐵道省官制中に鐵道手追加
一、鐵道手俸給規程制定
一、傭人を現職の儘雇員に登用
一、扶手世話役以下十二職を雇員職に變更
一、年功加給の增額及支給方法の改正
一、隧道開鑿工事並潛水作業手當支給
一、庫所技工を第一種傭人に變更
一、隧道內作業手當支給
一、高壓活線作業手當支給
一、壓搾空氣內作業手當支給
一、機關車乘務員の隧道手當增額及支給範圍追加
一、第三種傭人に對し四大節の休日に給料支給
一、夜勤食料の增額
一、船員食料支給規程制定
一、賞與金特別割增支給
一、旅費規程改正
一、現業從事員勤務時間內規制定
一、職員忌引規程の制定
一、職員休暇規程中皆勤計算點の改正
一、職員休暇規程中出勤と看做すべき事故欠勤中に「分娩前後十週間以內の欠勤」を追加
一、工場勤務時間規程中休憩時間の延長
一、乳兒を有する女工に對し哺乳時間付與

一、一齊夜交代勤務者に月一回の公休付與
一、循環勤務者にして月十回以上一齊夜交代勤務に服したる者に月一回の非番日付與
一、被服貸與範圍を擴張し保線從事員に帽子を、技工及工場技工に作業服貸與
一、傭人制帽及外套の釦並徽章を金色に改正
一、外套貸與指定地に在勤する線路工手長及鑄鍛工手長以下各工手に外套貸與
一、傭人の法被を小倉服に改正
一、船舶傭人の水兵形服並船員制帽を並形に改正
一、庫所區事務員、技術員に制服貸與
一、徵兵の爲退職し除隊後再就職の場合前後期間の通算
一、共濟組合退職年金、遺族年金その他給付の增額
一、共濟組合懇談會設置
一、退職後事業資金に充當せしむるため共濟組合年金前渡し制度制定
一、共濟組合貯金部の設置
一、購買部費支辨傭人の救濟
一、鐵道治療所の普及
一、共濟組合年金受給者及國有鐵道に依る恩給又は遺族扶料受給者を第三種患者として鐵道病院その他に於て診療開始
一、各驛庫所に慰安浴場の普及
一、作業衣洗濯所の設置

國有鐵道現業委員會規程

大正九年五月一日
逓第四一八號

第一條　現業委員會ハ別ニ定ムル區域毎ニ之ヲ設置ス

第二條　現業委員會ハ前條ノ區域内ニ在勤スル鐵道手及雇員以下ノ現業員ヨリ選擧シタル委員ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ現業員トハ驛、所、庫、區、場、船舶及「ホテル」ニ勤務スル者竝ニ建設事務所、改良事務所、電氣事務所及工場所屬員ニシテ現場ニ勤務スル者ヲ謂フ但シ試用傭及臨時雇傭中ノ者ヲ除ク

第三條　一年以上國有鐵道ニ勤續スル年齡十八歲以上ノ現業員ハ委員選擧資格ヲ有ス

第四條　左ノ要件ヲ具備スル現業員ハ委員被選擧資格ヲ有ス

一　二年以上國有鐵道ニ勤續シタルコト
二　現ニ第七條ノ業務ニ從事シ又ハ勤務箇所ニ在勤スルコト
三　年齡二十五歲以上ノ男子タルコト

第五條　各區域ニ於ケル委員數ハ五人乃至四十人トシ別ニ之ヲ定ム

第六條（削除）

第七條　鐵道局長ハ各區域内ノ業務又ハ勤務箇所ニ委員數ノ割當ヲ爲スモノトス

第八條　委員ノ選擧ハ無記名單記投票ヲ以テ之ヲ行フ

第九條　有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ第七條ニ依ル割當區域内ノ委員定數ヲ以テ選擧資格者數ヲ除シ得タル數ノ五分ノ一以上ニシテ最低五票以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ得票同數ナルトキハ國有鐵道ニ於ケル勤續期間長キ者ヲ以テ、勤續期間同一ナルトキハ年長者ヲ以テ當選者トス

第十條　委員中缺員アルトキハ次點者中前條第一項但書ノ得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

委員中缺員ヲ生スルモ前項ノ得票ヲ有スル次點者ヲ以テ之ヲ補フ

第十一條　委員ノ任期ハ二年トシ選擧ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補缺委員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第十二條　現業委員會ノ選擧事務ニ從事スルタメ選擧管理者ヲ置ク

前項ノ管理者ハ選擧每ニ鐵道局長之ヲ指名ス

第十三條　選擧ノ場所及日時ハ豫メ公報ヲ以テ之ヲ公示ス

第十四條　選擧ニ關スル異議ハ鐵道局長之ヲ決定ス

第十五條　委員ハ被選擧資格ヲ失ヒ又ハ委員ヲ辭シタルトキハ退任ス

第十六條　現業委員會ハ區域內ニ於ケル共通ノ利害ニ關スル事項ニ付諮問ニ答申シ又ハ意見ノ開陳ヲ爲スモノトス

第十七條　現業委員會ニ議長ヲ置ク

議長ハ鐵道局長之ヲ命ス

第十八條　大臣又ハ鐵道局長ハ職員ヲ指名シ現業委員會ニ出席シ其ノ議ニ參與セシムルモノトス

鐵道局長ハ現業委員會ニ出席シ其ノ議ニ參與スルコトヲ得

議長及前二項ノ規定ニ依リ現業委員會ノ議ニ參與スル者ハ可否ノ數ニ加ハルコトナシ

第十九條　現業委員會ハ議長之ヲ招集シ每年一回通常會議ヲ開クモノトス

委員定數ノ半數以上ノ請求アルトキ又ハ議長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時會議ヲ開クコトヲ得

第廿條　現業委員會ノ招集及會議ノ事項ハ少クトモ七日前ニ通知スルコトヲ要ス但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限リニアラス

第廿一條　現業委員會ハ委員定數ノ半數以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第廿二條　現業委員會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第廿三條　（削除）

第廿四條　本省所屬ノ現業委員會ニ關シテハ第一區ニ在リテハ官房文書課長又ハ經理局長ヲ第二區乃至第六區ニ在リテハ建設局長又ハ工務局長ニ於テ本規程ニ依ル鐵道局長ノ職務ヲ行フ

第廿五條　各鐵道局ニ聯合現業委員會ヲ設置ス

前項ノ委員會ハ現業委員會ヨリ互選シタル委員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ノ定數ハ別ニ之ヲ定ム

聯合現業委員會ノ議長ハ當該鐵道局庶務課長ヲ以テ之ニ充ツ

第廿六條　聯合現業委員會委員ノ任期ハ現業委員會委員ノ任期ニ依ル

第廿七條　第七條、第十二條乃至第十六條及第十八條乃至第二十二條ノ規定ハ聯合現業委員會ニ之ヲ準用ス

逓第四八四號　（昭和九年六月二十五日）

國有鐵道現業委員會規程第一條ニ依ル區域竝第五條及第二十五條ニ依ル委員數別表ノ通定ム

（別　表）

別表（昭和十一年九月達　號改正ニ依ル現業委員數）

鐵道省

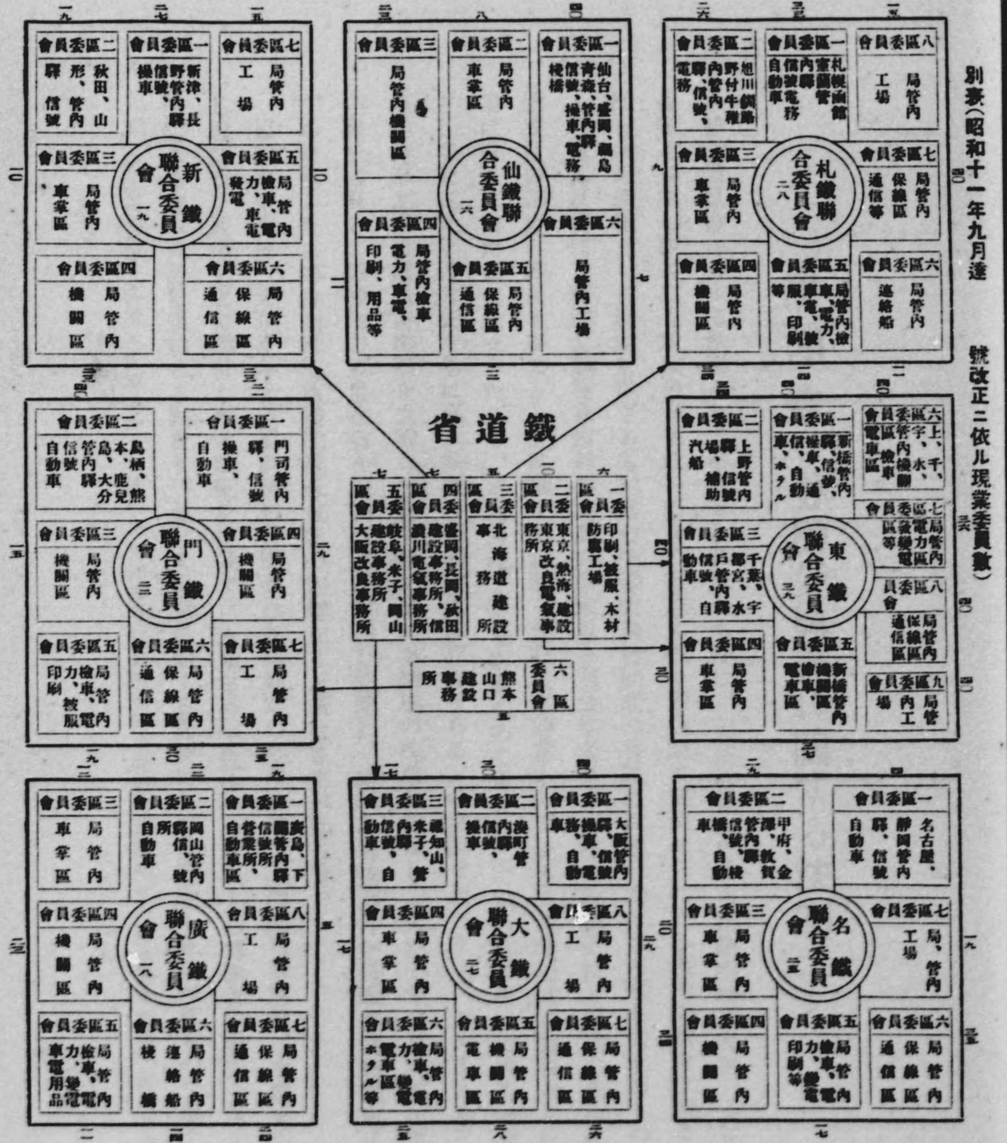

注意

一、各委員會ノ側ニ附記セル數字ハ該委員會ノ委員數ヲ示ス

二、本省內ノ委員會ハ圖表ノ如ク各鐵道局ノ聯合現業委員會ニ歸屬ス

三、委員會數六六件聯合委員會數八件

適用人員一九三、五八九人

委員數一四四九人

第四章　勞働委員會に關する法制

勞働委員會に關する法案として發表せられたるものは、大正八年に於ける所謂內務省私案、大正十年に於ける協調會案及び昭和四年二月政友會及憲政一新會の有志に依り衆議院に提出せられたる產業委員會法案これなり。之等は何れも未だ法律として制定を見ざるも、其の勞働委員會制度の普及に貢獻したること盖し大なるものありたり。

內務省私案は、歐洲大戰後我國勞働運動の急激なる發展に鑑み、勞資の協調に依り爭議の最少化を圖らんがため勞働委員會制度の普及を必要とし之に關する法制を定むるを適當として大正八年非公式に發表せられたるものなり。本案は遂に私案たるに止まりたるも、その及ぼしたる影響極めて重大にして鐵道院に於ける國有鐵道現業委員會を始めとして大正九年及大正十年に亘り多數の勞働委員會設置せらるゝの誘因を與へたり。又大正九年三月には東京府工場懇和會が工場協議員會準則を立案して管下各工場に本制度の採用を奬勵し、大正十年八月大阪工業會が工場委員會要項案を發表して阪神地方に於ける各工場に之が設置を從慫し、同年十月協調會が勞働委員會制定に關する建議を提出するに至りたる等は何れも直接間接本私案の影響なりと云はざるべからず。

協調會案とは、大正十年十月協調會が勞働委員會法制定の必要を述べて內閣總理大臣、內務大臣及農商務大臣に對し建議書を提出し之に添付したる法案を指稱す。本法案の特色は一定數以上の勞働者を使用する工場鑛山に對しては勞働委員會の設置を强制せる點なり。而して本案に對する世評にして反對說と見るべきものを擧ぐれば

(イ)　勞働委員會ノ普及ハ希望スルトコロナルモ法律ヲ以テ强制的ニ設置スルガ如キハ徒ニ產業經營ノ自由ヲ束縛シ其ノ發達ヲ阻碍スルノ虞アリ

(ロ)協調會案ニ於テハ勞働委員會ノ設立ヲ强制スルニ止マリ其ノ決議ニ對シテハ何等ノ拘束力ヲ附與セザルハ不備ナリ

(ハ)勞働立法ノ順序トシテハ先以テ勞働組合法ノ制定ヲ促進シ然ル後ニ勞働委員會法ニ及ブベキヲ至當トス。然ルニ之ヲ切離シテ後者ノミニ付制定ヲ圖ルコトハ勞働組合ト勞働委員會トノ關係ヲ不眞ナラシムル虞ナキニ非ズ

(ニ)勞働委員會ノ協議事項トシテ法案ノ揭ゲルトコロハ廣汎ニ失シ殊ニ勞働條件ニ關スル事項ヲ勞働委員會ニ附議スルコトハ却ツテ勞資ノ紛爭ヲ繁カラシムルコトナキヲ保セズ

産業委員會法案は、昭和四年二月政友會及憲政一新會の有志に依り衆議院に提出せられたるものにして、勞働委員會制度に關する法案として帝國議會に提出せられたるもの今日まで本法案あるのみなり。

(一) 勞働委員會法案要綱 (大正八年內務省私案)

(イ)常時五十人以上ノ勞働者ヲ使用スル事業ニ在リテハ一企業組織ニ於テ本法ニ依リ勞働委員會ヲ設置スルコトヲ得

(ロ)勞働委員會ハ區域共通ノ利害ニ關スル左記事項ニ關シ企業者又ハ委員ノ提議ニ依リ調査審議ヲ爲シ企業者ニ其ノ提議ヲ爲スモノトス

賃銀、就業時間及休憩ニ關スル事項
作業規則ニ關スル事項
危險防止及傷害ニ關スル事項
保險衞生及風紀ニ關スル事項
敎育及慰安ニ關スル事項
互助及救濟ニ關スル事項
能率增進ニ關スル事項

其他勞働者ノ福利增進ニ關スル事項

(ハ)勞働委員會ハ勞働者ノ選擧ニ依ル五人以上十五人以下ノ選出委員ト其ノ數ヲ超エザル指名委員ニ依リ組織スルモノトス

(二) 勞働委員會法案 (大正十年協調會案)

第一條　本法ハ常時百人以上ノ職工又ハ鑛夫ヲ使用スル工場又ハ鑛山ニ之ヲ適用ス

第二條　企業者ハ其ノ經營ニ係ル工場又ハ鑛山ガ本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル時ヨリ一年以內ニ勞働委員會ヲ設ケ其規則ヲ具シテ行政官廳ニ屆ケ出ヅベシ

產業又ハ地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ企業者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三條　勞働委員會ハ企業者及被傭勞働者相互間ノ理解及信賴ニ基キ雇傭關係ヲ調整シ被傭勞働者ノ境遇ノ改善及產業ノ發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

勞働委員會ハ前項ノ趣旨ニ依リ當該企業ノ生產能率及被傭勞働者ノ福利ノ增進ニ關スル事項其ノ他被傭勞働者ニ共通ノ利害アル事項ニ付企業者ノ提案ヲ審議シ又ハ意見ヲ開陳スルモノトス

第四條　勞働委員會規則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一、委員會ノ名稱及組織
二、委員會ノ機能
三、委員ノ資格、員數及任期
四、委員ノ選擧權、被選擧權及選擧手續
五、會議ニ關スル事項
六、企業者ガ委員會ニ提案スルコトヲ要スル事項

第五條　勞働委員會ハ被傭勞働者ノ選出ニ依ル委員及企業者ノ指名シタル委員又ハ被傭勞働者ノ選出ニ係ル委員ノミヲ以テ之ヲ組織スベシ

選出委員及指名委員ヲ以テ勞働委員會ヲ組織スル場合ニ於テハ指名委員ノ數ハ選出委員ノ數ヲ超ユルコトヲ得ズ

選出委員ノミヲ以テ勞働委員會ヲ組織スル場合ニ於テハ企業者ハ其ノ指名シタル者ヲ會議ニ參與セシムルコトヲ得

勞働委員會ノ議長ハ委員ニ非ザル者ヨリ企業者之ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ議長ハ會議に於テ表決ヲナスコトヲ得ズ

第六條　委員ノ選擧ハ單記無記名投票ニ依リ之ヲ行フベシ復選擧ノ方法ニ依ル場合ニ於テ選擧人ノ選擧ニ付亦同ジ

第七條　會議ハ一年四回以上之ヲ開クベシ

第八條　企業者ハ委員ガ會議ニ於テ發表シタル意見ニ關シ其ノ意ニ反シテ之ヲ解雇スルコトヲ得ズ

第九條　委員ハ會議ニ於テ知リ得タル當該企業ニ關スル機密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ其ノ委員タラザルニ至リタル後ト雖モ亦同ジ

第十條　同一ノ工場又ハ鑛山内ニ數個ノ委員會ヲ設クル場合ニ於テ其ノ各委員會ガ選出委員及指名委員ヨリ成ルトキハ選出委員中ヨリ互選シタル委員及企業者ノ指名シタル委員ヲ以テ、其ノ各委員ガ選出委員ノミヨリ成ルトキハ選出委員中ヨリ互選シタル委員及企業者ノ指名シタル委員又ハ選出委員中ヨリ互選シタル委員ノミヲ以テ聯合委員會ヲ組織スベシ

委員會ニ關スル規定ハ聯合委員會ニ之ヲ準用ス

第十一條　第二條第一項又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

(三)　産業委員會法案（政友會及憲政一新會有志ヨリ第五十六議會衆議院ニ提出セラレタルモノ）

第一條　本法ハ常時百人以上ノ職工マタハ鑛夫ヲ使用スル工場マタハ鑛山ガ本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル時ヨリ一年以内ニ産業委員會ヲ設ケソノ規則ヲ具シテ行政官廳ニ届出ヅベシ

第二條　企業者ハソノ經營ニ係ル工場マタハ鑛山ガ本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル時ヨリ一年以内ニ産業委員會ヲ設ケソノ規則ヲ具シテ行政官廳ニ届出ヅベシ

第三條　産業委員會ハ企業者及ビ被傭勞働者相互間ノ理解及信賴ニ基キ雇傭關係ヲ調整シ被傭勞働者ノ境遇ノ改善、産業ノ發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

産業委員會ハ前項ノ趣旨ニ依リ當該企業者ノ生産能率及被傭勞働者ノ福利ノ增進ニ關スル事項ソノ他被傭勞働者ニ共通ノ利害アル事項ニ付企業者ノ提案ヲ審議シマタハ意見ヲ開陳スルモノトス

第四條　産業委員會規則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一、會ノ名稱及組織

二、委員會ノ機能

三、委員ノ資格、員數及任期

四、委員ノ選擧權、被選擧權及選擧手續

五、會議ニ關スル事項

六、企業者ガ委員會ニ提案スルコトヲ要スル事項

第五條　産業委員會ハ被傭勞働者ノ選出ニ係ル委員及ビ企業者ノ指名シタル委員マタハ被傭勞働者ノ選出ニ係ル委員ノミヲ以テ組織スベシ

選出委員及ビ指名委員ノミヲ以テ産業委員會ヲ組織スル場合ニオイテハ指名委員ノ數ハ選出委員ノ數ヲ超ユルコトヲ得ズ、選出委員ノミヲ以テ産業委員會ヲ組織スル場合ニオイテハ企業者ハソノ指名シタル者ヲ會議ニ參與セシムルコトヲ得

産業委員會ノ議長ハ委員ニ非ザル者ヨリ企業者之ヲ選任スルコトヲ妨ゲズコノ場合ニオイテハ議長ハ會議ニ於イテ表決ヲナスコトヲ得ズ

第六條　委員ノ選擧ハ單記無記名投票ニヨリ之ヲ行フベシ

複選擧ノ方法ニ依ル場合ニオイテ選擧人ノ選擧ニ付マタ同ジ

第七條　會議ハ一年ニ二回以上之ヲ開クベシ

第八條　企業者ノ委員ガ會議ニオイテ發表シタル意見ニ關シソノ意ニ反シテ之ヲ解雇スルコトヲ得ズ

第九條　委員ハ會議ニオイテ知リ得タル當該企業ニ關スル機密ヲ漏洩スルコトヲ得ズソノ委員タラザルニ至リタル後ト雖モマタ同ジ

第十條　同一ノ工場又ハ鑛山内ニ數個ノ委員會ヲ設クル場合ニオイテソノ各委員ガ選出委員及指名委員ヨリ成ル時ハ選出委員中ヨリ互選シセル委員及企業者ノ指名シタル委員ヲ以テソノ各委員ガ選出委員中ヨリ互選シタル委員ノミヲ以テ聯合委員會ヲ組織スベシ

企業者ノ指名シタル委員又ハ選出委員中ヨリ互選シタル委員ノミヲ以テ聯合委員會ヲ組織スベシ

委員會ニ關スル規定ハ聯合委員會ニ之ヲ準用ス

第十一條　第二條第一項又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法ハ昭和五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

産業委員會法案理由書

勞資相互間ノ理解ト協調ニヨリ産業ノ平和ヲ保持シ能率ヲ增進シ、生産ノ增加ト原價ノ低減ヲ計リ以テ勞資相互ノ福利ヲ擧ゲ國家ノ産業繁榮ノ基礎ヲ拓ク事ハ日本國民ノ傳統的精神ニ基キ且ツ又社會問題ノ解決ヲ敎貧施設ニノミ依賴セントスルハ限リアル國庫ノ場ヘザル所ニシテ今ニシテ産業ノ自治的發展ノ道ヲ講ズルコトハ無屆ノ急ト謂ハザル可ラズ之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

右第五十五議會ニ於イテ經濟匡救ニ關スル決議第三項ノ趣旨ニ基キ提出ス

第五章　勞働委員會の事例

左に各道府縣より報告に係る勞働委員會の中比較的顯著なるものと思料せらるゝものを掲ぐ。

北海道

一　株式會社日本製鋼所室蘭工場勞務委員會

一、所在地
室蘭市茶津町四番地

二、關係工場、鑛山其の他の事業場
イ、名稱　株式會社日本製鋼所室蘭工場
ロ、業種　軍事用品、船舶用器具機械、其の他諸機械類の製造
ハ、勞働者數　男　三、三四〇名　女　五四名　計　三、三九四名

三、組織
イ、單位　一工場單位
ロ、委員數　資本家側　二十四名　勞務者側　二十四名
ハ、委員選定方法

資本家側委員は指名委員とし工場長之を指名し、勞務者側委員は選出委員として一般勞務者の選擧に依り選出す

四、權限及協議事項

イ、權　　限

會長の諮問に對し勞務委員が意見の開陳又は協議を爲し其の結果を答申するものとし可成即決主義を採らさることとす

ロ、協議事項

工場長の諮問又は勞務委員の提案に基き勞務者一般に共通の事項につき懇談協議するものなり

五、設立の動機、沿革

勞働運動の喧しき趨勢に鑑み會社發意の下に之を設立す

本會は大正九年七月二十二日創設したるも之は橫斷的組織にて稍もすれば勞資協調の融和を缺く處あるに依り更に大正十年十一月各作業場を一區とせる小委員會即ち懇談會なるものを併置し現在に至る

六、設立年月日

大正九年七月二十二日

七、會　　議

イ、開會度數　六ケ月に一回、當工場長に於て必要ありと認めたる場合は臨時會を開催す

ロ、議長選定方法　工場長の指名とす

ハ、議事方法

勞務委員會並懇談會の會議事項は可成即決せざることとし工場長の意志に依り之を處置す

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要

本會設立後會を重ねたること二十四回其の間の諮問事項に對し議決したる事項は會長に於て之を選擇協調を爲し其の三分の二は實行したる關係上成績稍良好なり

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響

勞務委員會創設以來勞資協調の實績を擧ぐるに努めつゝある爲め圓滿なる進行を遂けつゝあり

九、昭和十年度に於ける狀況

イ、開會度數　二回

ロ、主なる協議又は懇談事項

一、會社に十ケ年勤務者の表彰あれど十五年、二十年等の表彰なき故設けられ度件

二、自轉車置場擴張改造せられ度件

三、從業員の同一戸籍内にある孫死亡の際忌引取扱にせられ度件

四、汽車通勤者に鐵道運賃割引の證明を得らるゝ樣にせられ度件

五、社宅も煙突揷へ金の三本足のものを設置せられ度件

六、筆算工に加給支給せられ度件

七、社宅外居住者に住宅料支給の件

八、倶樂部の浴槽改造の件

九、門戸に增燈の件

一〇、購買組合の現金購入限度を三十圓に増額せられ度件
一一、幼年工に定期昇給實施せられ度件
一二、整骨醫嘱託せられ度件
一三、其他、食費増額、設備増設、衛生的施設等十八件に關し協議したり

一〇、勞働組合との關係なし

室蘭工場勞務委員會規則

第一條　當會社室蘭工場ニ勞務委員會ヲ置ク
第二條　勞務委員會ハ工場長ノ諮問又ハ懇談會ノ提案ニ基キ勞務者一般ニ共通ノ事項ニ就キ懇談協議スルヲ以テ目的トス
第三條　勞務委員會ハ左記ノモノヲ以テ組織ス
一、會　長
一、指名委員
一、選出委員
第四條　會長ハ工場長ノ指名トシ會議ヲ主宰ス但シ裁決ノ數ニ加ハラス
第五條　選出委員ハ各懇談會ノ委員中ヨリ互選シ其ノ數及選擧方法ハ別ニ之ヲ定ム
第六條　指名委員ハ工場長ノ指名トシ其ノ數ハ選出委員ト同數トス
第七條　勞務委員會ニ副會長ヲ置ク副會長ハ委員ノ互選トシ會長事故アルトキハ代理ス
第八條　勞務委員會ニ幹事長及書記若干名ヲ置キ會務ニ關スル事務ヲ處理セシム
幹事及書記ハ會社職員中ヨリ工場長之ヲ嘱託ス

第九條　幹事ハ議事錄ヲ作成シ出席委員中ノ人名及會議ノ顚末ヲ記載ス
前項ノ議事錄ハ委員ニ於テ何時タリトモ閲覽スルコトヲ得
第十條　委員ノ任期ハ二箇年トシ指名又ハ選擧ノ日ヨリ之ヲ起算ス
選出委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次點者ヲ以テ補缺シ次點者ナキトキハ補缺選擧ヲ行フ補缺委員ノ任期ハ前任者ノ殘期トス
第十一條　選出委員ニシテ懇談會委員ヲ退キタルトキハ其ノ資格ヲ喪失スルモノトス
第十二條　勞務委員會ハ會長之ヲ召集シ六箇月ニ一回通常會議ヲ開クモノトス但シ工場長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時會議ヲ開クコトヲ得
第十三條　勞務委員會ノ召集及會議ノ事項ハ少クトモ五日前ニ通知スルコトヲ要ス但シ急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第十四條　勞務委員會ハ指名選出ノ各委員二分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得

室蘭工場懇談會規則

第一條　當會社室蘭工場ニ懇談會ヲ置ク
第二條　懇談會ハ從業員相互ノ意思疎通ヲ計リ勞務者ノ保健衞生互助救濟、作業能率ノ増進福祉ニ關スル事項ヲ懇談協議スルヲ以テ目的トス
第三條　懇談會ハ別表ノ區域毎ニ之ヲ設ク
第四條　懇談會ハ委員、議長及參與員ヲ以テ組織ス
第五條　委員ハ左ノ者ヲ以テ編成ス
一、各作業團体ノ班長又ハ之ニ準スル者
二、各作業團体ノ勞務者中ヨリ一名宛選出シタル者作業團体ノ數及委員選擧ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム
第六條　議長ハ各區域ノ係主任又ハ工場擔當中ヨリ工場長之ヲ指名ス議長不在ノトキハ其ノ都度參與員中ヨリ之カ代理ヲ指名ス

第七條　委員ハ職員中ヨリ工場長之ヲ指名シ會議ニ參與セシム

第八條　懇談會ニ書記ヲ置ク書記ハ議長之ヲ指名シ會務ヲ處理セシム

第九條　委員ハ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

一、班長ヲ罷メタルトキ

一、被選擧資格ヲ喪失シタルトキ

第十條　選出委員ノ任期ハ二箇年トシ選擧ノ日ヨリ起算ス但シ重任ヲ妨ケス

第十一條　委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ左ノ者ヲ以テ補缺シ其ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

一、選出委員ノ場合ハ次點者、次點者ナキトキハ補缺選擧ヲ行フ

二、班長ノ場合ハ工場長ノ指名ニ依ル勞務者

第十二條　懇談會ハ議長之ヲ召集シ三箇月ニ一回開催ス但シ議長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ召集スルコトヲ得

（別表略）

室蘭工場懇談會委員選擧細則

第一條　當會社室蘭工場懇談會規則ニ依リ委員ヲ選擧スルハ本細則ニ據ル

第二條　室蘭工場在勤ノ勞務者ニシテ左記ノ者ハ委員選出ノ資格ヲ有ス

一、入社引續キ滿壹箇年以上勤務セル勞務者ニシテ成年以上ノ者

第三條　室蘭工場在勤ノ勞務者ニシテ左記ノ者ハ委員被選擧資格ヲ有ス

一、入社後引續キ滿二箇年以上勤務セル男工ニシテ成年以上ノ者

但シ左記ノ者ハ委員被選者資格ヲ有セス

一、禁治産者及準禁治産者

二、會社ノ規程ニ依ル懲罰ニ處セラレ一箇年ヲ經過セサルモノ

第四條　委員ノ選擧區分ハ其ノ所屬懇談會區域内作業團体別ニ依ル

第五條　選擧人名簿ハ會社ニ於テ各懇談會毎ニ調製シ選擧施行告知後二日迄ニ各工場ニ備付ケ勞務者ニ閲覽セシム

第六條　選擧人名簿ハ選擧施行日告知滿三十日前ノ在籍勞務者ノ資格者ヲ以テ之ヲ作成ス

第七條　選擧期日ハ工場長之ヲ定メ一週間前ニ告知ス

第八條　選擧ハ投票ニ依リ之ヲ行フ投票ハ一人一票トス

第九條　投票ハ無記名トス

第十條　投票所ハ懇談會各區分毎ニ之ヲ設ケ其設置場所ハ選擧施行三日前ニ工場長之ヲ告知ス

第十一條　投票管理者ハ職員及勞務者中ヨリ工場長之ヲ指名ス其ノ數ハ別ニ定ムルモノトス

第十二條　選擧人ハ選擧ノ際自ラ投票所ニ到リ選擧人名簿ノ對照ヲ經テ投票箱ニ捺印シ投票スヘシ

第十三條　投票用紙ハ選擧ノ際投票所ニ於テ選擧人ニ交付ス

第十四條　開票ハ投票終了後投票管理者ニテ開票ノ上投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算シ疑義ノ生シタルトキハ管理者過半數ノ意見ニ從フ

第十五條　左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一、當工場ヨリ交付ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二、一投票中二人以上ノ被選擧人ヲ記載モルモノ

三、被選擧人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

四、被選擧資格ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五、國字漢字以外ノ字ヲ以テ記載シタルモノ

六、被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ當工場ノ定メタル職名ヲ記載シタルモノハ此ノ限リニアラス

第十六條　有効投票ノ多數ヲ得タル者ヨリ順次當選者トス

但シ得票ノ數相同シキトキハ高級者ヲ取リ尚同級ナルトキハ在職年限順ヲ以テ當選者トス

第十七條　當選舉ハ選舉ノ翌日各懇談會毎ニ告示ス

第十八條　左ノ各號ニ該當スルモノハ資格剝奪若クハ職工規則ニ依リ處分ス

一、委員選舉ノ爲メ自己ノ作業ヲ怠リ又ハ他人ノ作業ノ妨害トナルヘキ行爲アリタル者

二、選舉ニ關シ選舉人ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若クハ加ヘントシタル者

附　則

懇談會工場勞務委員會委員ノ選舉ニ就テハ本則第八條（第十條ヲ除ク）以下ヲ準用ス但シ投票所ハ各懇談會毎ニ之ヲ置キ其設置場所及ヒ選舉期日ハ工場長之ヲ定メ施行期日三日前ニ告知ス

二　北海製罐倉庫株式會社工場委員會

一、所在地

小樽市北濱町四丁目番外地

二、關係工場鑛山其の他の事業場

イ、名稱　北海製罐倉庫株式會社

ロ、業務　製罐

ハ、勞働者數　男　二五四名　女　一五五名　計　四〇九名

三、組織

イ、單位　一職場單位

ロ、委員數　資本家側（社員又は囑託員）委員　五名　勞働者側　十一名

ハ、委員選定方法　資本家側委員には每年十二月委員長之を指名す

勞働者側委員は每年十二月各職別による各班より一名宛其の班の從業員之を選出す

四、權限及協議事項

イ、權限　委員會規則に定まりたる範圍內に於て提案を爲し之が懇談協議するものなり

ロ、協議事項

一、會社及從業員相互の意思の疏通を圖ること

二、從業員の保健衛生に關する事項

三、從業員の互助救濟に關する事項

四、作業能率の增進に關する事項

五、從業員の福祉に關する事項

六、其他從業員共通の利害に關する事項

五、設立の動機沿革

前專務松下高が各府縣の工場視察の結果勞働委員會と同樣なる制度を設けあるを見學し其の成績良好なるを認め大正十一年七月一日本會を設立するに及びたるものなり

六、設立年月日　大正十一年七月一日

七、會　　議
　イ、開　會　度　數　二ケ月に一回、但し委員長又は委員の過半數に於て必要と認めたるときは、臨時會を開
　　催す
　ロ、議長選定方法　委員長（在職中の重役）を以て議長とす
　ハ、議　事　方　法　滿場一致及懇談による
八、設立後の狀況
　イ、決議又は申出事項の實行成績概要
　本會設置前は勞資相寄り懇談するの機會なかりし爲め 往々意思の疏通を缺き事業上に及ぼす影響なきにあらざりしも設立後は隔意なき意見の開陳を爲し得ると 會社側亦決議したる事實は速に實行しつゝある關係上兩者頗る親密となり設置後對立抗爭等爲したることなく成績良好なり
　ロ、勞資双方に及したる影響
　右　同
九、昭和十年度に於ける狀況
　イ、開　會　度　數　三回（從業員及事業主側の提案事項なき爲め規定の開會を爲さず）
　ロ、主なる協議又は懇談事項
　一、家族慰安會に關する件
　二、創立十五年記念祝賀會に關する件
　三、從業員の慰安に關する件
一〇、勞働組合との關係　なし
一一、其他參考事項
　勞働者側に於ては從業員全體の意思を本委員會を通じ 事業主に對し接衝し得る機關なるを以て其の所在は極めて好感を與へ居るものの如く又事業主側としても勞働者側の意思を十分窺知し得る關係上凡ての施設計畫を爲す上に頗る好都合なるため好意を以て本組合を利用し居れり

北海製罐倉庫株式會社工場委員會規則

第壹章　總　則

第一條　本會ハ北海製罐倉庫株式會社工場委員會ト稱ス
條二條　本會ハ事務所ヲ北海製罐倉庫株式會社內ニ置ク
第三條　本會ハ左ノ各項ニ付懇談協議スルヲ以テ目的トス
　一、會社及從業員相互ノ意思ノ疏通ヲ計ルコト
　二、從業員ノ保健衛生ニ關スル事項
　三、從業員ノ互助救濟ニ關スル事項
　四、作業能率ノ增進ニ關スル事項
　五、從業員ノ福祉ニ關スル事項
　六、其ノ他從業員共通ノ利害ニ關スル事項

第二章　會　　員

第四條　本員ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

委員長　一名　副委員長　一名　委員及幹事　若干名

第五條　委員長ハ北海製罐倉庫株式會社本店常勤ノ重役ヲ推戴シ、副委員長ハ委員ノ職員中ヨリ委員長ノ指命シタルモノ五名及會社ノ制度ニヨリ各班ヨリ一名宛互選シタルモノヲ以テ組織ス
幹事ハ委員中ヨリ委員長之ヲ嘱託ス

第六條　委員長ハ會議ヲ主宰ス
副委員長ハ委員長ヲ輔佐シ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス
幹事ハ委員會ノ議事錄ヲ作成ス

第七條　副委員長及委員ノ任期ハ一ケ年トシ指命及互選ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第三章　會議

第八條　委員會ハ委員長之ヲ召集シ偶數月ニ一回通常會議ヲ開クモノトス
但シ委員長又ハ委員ノ過半數ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時會議ヲ開クコトヲ得

第九條　委員會召集及會議ノ議案ハ少クトモ三日前ニ各委員ニ通知スルヲ要ス
但シ急ヲ要スル場合ハ此ノ限リニアラス

第十條　委員會ハ全委員ノ半數以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條　會議ハ合議ヲ以テ決ス

附則

第十二條　本會則ノ改廢又ハ本會ノ解散ハ委員會ノ決議ヲ要ス

第十三條　本會則ハ昭和十年三月二十一日ヨリ實施ス

昭和鑛業所信和會

一、所在地
石狩國雨龍郡幌新大刀別御料地

二、關係工場鑛山其の他の事業場
イ、名稱　明治鑛業株式會社昭和鑛業所
ロ、業種　石炭採掘
ハ、勞働者數　男　四五四名　女　一六名　計　四七〇名

三、組織
イ、單位　一鑛區單位
ロ、委員數　資本家側　七名　勞務者側　八名
ハ、委員選定方法　別紙添付の昭和鑛業所信和會選擧細則の通り

四、權限及協議事項
イ、權限　所長の諮問に對し應答し又は意見を開陳する等の權限を有す
ロ、協議事項　生産能率の增進、生活の改善、共濟其他諸般の福利施設に關する事項

五、設立の動機沿革
勞資協力圓滑なる事業の遂行を期し併せて勞働者の福祉增進の向上を圖らしむべく會社側に於て計畫實施を見今

日に至りたるものなり

六、設立年月日　昭和六年四月五日

七、決議

イ、開會度數　隔月毎に一回、但し會長必要ありと認めたるとき又は委員三名以上の要求ありたるときは臨時會を開催することを得るものとす

ロ、議長選定方法　所長之に當る

ハ、議事方法　多數決に依るを原則とするも事實は會長の裁量に依りて決するものとす

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　議決したる事項は着手實行し居り成績良好なり

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資間の意思融和し圓滿に事業を遂行し居れり

九、勞働組合との關係　なし

一〇、昭和十年度に於ける狀況

イ、開會度數　六回

ロ、主なる協議又は懇談事項

一、信和會館の建設に關する件

二、指定者以外の行者を自由に入鑛せしむる件

三、災害防止並火災豫防に關する件

四、五月十日山神祭典執行に關する件

五、春季運動會開催の件

六、慰安（活動寫眞）の件

七、生大根購入に關する件

八、倶樂部の營業時間に關する件

九、優良鑛夫表彰に關する件

一〇、安全週間旅行の件

一一、浴場の修繕に關する件

昭和鑛業所信和會規則

第一章　總則

第一條　本會ハ昭和鑛業所信和會ト稱ス

第二條　本會ハ昭和鑛業所在籍稼働者ヲ以テ組織ス

第三條　本會ノ目的左ノ如シ

一、會員相互ノ意思ヲ疎通シ信義ヲ重ンシ和衷協同ノ實ヲ擧ケ技術ノ進歩生産能率ノ增進ヲ圖ルコト

二、會員及其ノ家族ノ修養、生活ノ向上改善及一般福利ノ增進ヲ圖ルコト

三、會員相互ノ共濟ヲナスコト

第四條　會務諸般ノ相談ヲナシ本會ト鑛業所ノ意思ヲ疎通スルタメ會員五名ヲ置ク

會員ハ鑛業所從業員中ヨリ推薦ス

第二章　役員

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名　鑛業所長推擧ス

二、幹　事　一　名　委員中ヨリ互選ス

三、委　員　若干名　會員タルコト滿一ケ年以上年齡滿二十五歲以上ノ會員中ヨリ之ヲ推薦シ一名ハ委員會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選出ス

四、會　計　二　名　一名ハ會長ニ於テ鑛業所從業員中ヨリ之ヲ推薦ス

第六條　會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス

幹事ハ會長ヲ補佐シ其ノ命ヲ承ケテ會務ヲ執行ス

委員ハ會議ニ依リ會務ニ干與ス

會計ハ本會ノ經理ニ關スル事務ヲ處理ス

幹事、委員、會計ノ任期ハ各二ケ年トス、但幹事及會計ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第七條　役員ハ名譽職トス、但委員會ノ協議ニ依リ幹事ニハ手當金ヲ支給スルコトヲ得

第三章　事　業

第八條　第三條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、委員會ノ開設

二、共　濟

三、諸般ノ福利施設

第九條　委員會ハ會長、幹事、委員、會計ヲ以テ之ヲ組織シ生産能率ノ增進、生活ノ改善、共濟其他諸般ノ福利施設ニ付隔意ナク協議スルヲ以テ目的トス

第十條　委員ハ委員會ニ出席シテ質問ニ應答シ又ハ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第十一條　委員會ノ議事ハ懇談制トシ座長ハ每回委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　委員會ハ隔月一回定時ニ之ヲ開ク、但會長必要アリト認メタルトキ又ハ委員三名以上ノ要求アリタルトキハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第十三條　會員間ニ共濟ス可キ事項ヲ生シタルトキハ事故發生後三十日以內ニ幹事ニ屆出ツ可シ、幹事ハ審查ノ上會長ノ承認ヲ經テ別表ニ依リ之ヲ贈與ス。但法令又ハ鑛業所ノ規則ニ違反シ、或ハ鬪爭、自殺、其ノ他ノ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル場合ハ之ヲナサザルコトヲ得

第十四條　福利施設ハ委員會ノ協議ニ基キテ之ヲ行フ

昭和鑛業所信和會委員選擧細則

第一條　選擧ヲ行フヘキ年ノ二月末日現在ニ於テ左ニ揭クル要件ヲ具備スル者ハ選擧權ヲ有ス

一、年齡滿二十歲以上ノ者

二、滿六ケ月以上會員タル者

三、最近一ケ年內ニ於テ不都合ノ行爲ニヨリ處罰ヲ受ケタルコトナキ者

第二條　前條ノ期日ニ於テ左ノ要件ヲ具備スル者ハ被選擧權ヲ有ス

一、年齡滿二十五歲以上ノ者

二、滿一ケ年以上會員タル者

三、最近一ケ年間ニ於テ不都合ノ行爲ニヨリ處罰ヲ受ケタルコトナキ者

第三條　會長ハ三月十日迄ニ第二條該當者ヲ調查シテ選擧人名簿ヲ作成シ三月十一日ヨリ本會理事務所ニ於テ縱覽ニ供スヘシ、選擧人名簿ノ記載事項ニ關シテハ縱覽期間內ニ限リ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第四條　委員ノ任期ハ二ケ年トス、委員ノ任期ハ選擧ノ當日ヨリ之ヲ起算ス、補闕ノタメニ選擧セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第五條　委員ノ選擧ハ選擧區ニ於テ之ヲ行フ、選擧區及各選擧區ニ於テ選擧スヘキ委員ノ數ハ本會ニ於テ之ヲ定ム

第六條　會長ハ選擧ノ期日前五日間投票又ハ開票ノ日時及選擧會場並ニ選擧スヘキ委員數ヲ公示ス可シ

第七條　會長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ選擧長トナリ選擧會ヲ開閉シ其取締ニ任ス

會長ハ選擧人ノ中ヨリ一選擧區ニ付二人以上ノ選擧立會人ヲ指名スヘシ

二個以上ノ選擧區ノ選擧ヲ一選擧場ニ於テ行フ場合ニハ前項ノ立會人ハ一選擧場ニ付四名以上指名スルヲ以テ足ル

第八條　選擧人ハ選擧會場ニ於テ投票用紙ノ交付ヲ受ケタル後ニ所定數ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ投票用紙ハ本會ニ於テ定メタル一定ノ式ヲ用フルモノトス

第九條　左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一、成規ノ用紙ヲ用ヒサルコト

二、一票中ニ所定以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三、被選擧人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

四、被選擧權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五、被選擧人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ、但シ職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ非ス

第十條　投票ノ効力ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決ス、前項ノ決定ニ付キテハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

第十一條　委員ノ選擧ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス、但シ各選擧區ニ於テ選擧スヘキ委員ノ數ヲ以テ其ノ選擧區ノ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニヨリ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ以テ當選者トス年齡同シキトキハ抽籤ニ依ル

第十二條　選擧長ハ選擧錄ヲ調製シテ選擧ノ顚末ヲ記載シ選擧立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ

第十三條　當選者ヲ定メタルトキハ選擧長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知ス可シ、當選者ハ故ナクシテ當選ヲ辭ス事ヲ得ス

第十四條　當選者ノ數選擧スヘキ委員ノ定數ニ滿セサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選擧ヲ行フ

第十五條　當選者當選ノ期日後ニ於テ左ノ一ニ該當スルニ至リタル時ハ第十一條第一項但書ノ得票者ニシテ當選者トナラサリシ者ヲ以テ順次當選者トス

一、當選者當選ヲ辭シタルトキ

二、會員ノ籍ヲ脫シタルトキ

前條ノ規定ニ依リ當選者ヲ得ル能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條　選擧ノ効力ニ關シ選擧人異議アルトキハ選擧終了後二週間以内ニ會長ニ異議ノ申立ヲナスヲ得、異議ノ申立ニ對シテハ會長之ヲ裁決ス

第十七條　選擧ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選擧ノ結果ニ異動ヲ生スル虞ナキ者ヲ區分シ得ルトキハ其ノ者ニ限リ當選ノ効力ヲ失フコトナシ

第十八條　第十五條ノ規定ハ當選無効ト確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條　選擧シタル委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選擧區ニ於テ補闕選擧ヲ行フ、但シ總選擧ノ日ヨリ三月以内ニ闕員ヲ生シタルトキハ第十五條ノ例ニ依ル

前項ノ補闕選擧ハ事務執行ニ差支ナキトキハ之ヲ行ハサルコトヲ得

附　則

第二十條　本會創立當初ノ選擧ニ限リ左ノ規定ヲ準用ス

一、第一條第二號ヲ「六ケ月以上ノ昭和鑛業所在籍者」トス

二、第二條第二號ヲ「一年以上昭和鑛業所在籍者」トス

東京府

東京地方專賣局淀橋工場懇談會

一、所在地
淀橋區角筈二ノ九五

二、關係工場鑛山其他の事業場
イ、名稱　東京地方專賣局淀橋工場
ロ、業種　煙草製造
ハ、勞働者數　男　一九〇名　女　七一五名　計　九〇六名

三、組織
イ、單位　一工場單位
ロ、委員數　勞働者側は委員二七名、在期二ケ年
局側は會長一（工場長）副會長一（製造係長）參與員　一七名
ハ、委員選定方法　從業員は選擧による、參與員は會長指命による

四、權限及協議事項
イ、權限　諮問に對する答申意見の開陳議決の效力等
諮問に對しては答申をなし議案を提出し意見の開陳をなす
ロ、協議事項　左記事項に就き諮問に答申又は提案をなすことを得
一、工場懇談會に關すること　二、勤務及進退賞罰　三、給料及諸給與
四、物品貸與又は給與　五、保險奬勵慰安　六、教化
七、託兒　八、作業改善　九、工場設備　一〇、其他

五、設立の動機沿革
時代の趨勢に鑑み職工共通の利害に係る事項に付き懇談し專賣局と職工との意志の疎通を圖るを目的とし大正十二年八月十日設立せられ大正十三年七月二日第一回の會議を開き爾後每年一回定期に開會を重ぬること十二回に及び今日に至る

六、設立年月日　大正十二年八月十日

七、會議
イ、開會度數　年一回
ロ、議長選定方法　規程により工場長議長となる
ハ、議事方法　懇談的方法により議事を進行す

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要
第一回會議より最近に至る迄の間に於て提案せられたる事項は二五九件にして內解決をなしたるもの一一二件

あり總件數の約四割三分强に相當す

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響

會議を重ぬるに從ひ從業員側の希望も漸次實行せらるゝに至り工場と從業員との意志疎通極めて順調に進行しつゝあり

九、勞働組合との關係　なし

一〇、昭和十年度に於ける狀況

イ、開會度數　一回

ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項

一、勤續賞に關する件　一、從業員の收入（昇給賞與手當等）增加に關する件　一、淀橋工場移轉に關する件

一一、其の他參考事項　なし

淀橋工場懇談會々則

第一條　本工場ニ懇談會ヲ置ク

第二條　本會ハ職工ノ共通ノ利害ニ係ル事項ニ付懇談シ工場ト職工トノ意思ノ疎通ヲ圖ルヲ目的トス

第三條　本會ハ會長副會長若干ノ參與員及職工ノ選出ニ係ル委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　會長ハ工場長トス

第五條　副會長參與員ハ職員中ヨリ會長之ヲ指命シ議事ヲ參與セシム

第六條　會長事故アル時ハ副會長、會長副會長共ニ事故アルトキハ參與員中ノ上席職員會長ノ職務ヲ代理ス

第七條　委員ノ任期ハ二年トシ當選確定ノ日ヨリ起算ス

第八條　本工場ノ職工ハ總テ委員ノ選擧權ヲ有ス

第九條　本工場職工ニシテ選擧當日迄ニ一年以上勤續シ年齡滿二十歲以上ノ男子又ハ年齡滿十八歲以上ノ女子ハ被選擧權ヲ有ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ此ノ限ニ在ラズ

一、專賣法規ニ違反シ處分ヲ受ケ若ハ處分猶豫期間中ニアル者

二、刑罰ヲ受ケ若ハ刑ノ執行猶豫期間中ニアル者

三、工場規則第百十三條ニ依リ譴責又ハ減給ヲ受ケタル者

前項但書ニ拘ラズ通告ヲ履行シタル日又ハ刑ノ執行ヲ終リタル日ヨリ一年ヲ經過シ採用セラレタル職工ハ委員ノ被選擧權ヲ有ス譴責又ハ減給ヲ受ケタル日ヨリ一年ヲ經過シタルモノ又同シ

第十條　委員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ資格ヲ失フ

一、正當ノ事由ニ依リ委員ヲ辭シタルトキ

二、本會則ニ依リ委員ノ被選擧權ヲ失フニ至リタルトキ

三、正當ノ理由ナクシテ二回以上會議ヲ缺席シタルトキ

四、選擧組外ニ轉出シタルトキ

第十一條　作業及分業等ノ變合ニ依リ新ニ選擧組ヲ設置セラレタル時ハ其組ニ限リ委員ノ選擧ヲ行フ前項ニ依リ選出セラレタル委員ノ任期ハ現委員ノ殘存期間トス

第十二條　委員ノ選擧ハ定時ノ選擧毎ニ作業又ハ分業ノ現狀ニ依リ會長ニ於テ選擧人ノ組ヲ設ケ各組毎ニ之ヲ行フ

第十三條　各選擧組ニ於ケル選出委員數ハ會長別ニ定ム

第十四條　選擧ノ期日ハ會長之ヲ定メ一週間前ニ之ヲ公示ス

第十五條　選擧ヲ行フ際ニハ選擧長管理人及立會人ヲ置ク選擧長及管理人ハ職員中ヨリ會長之レヲ指名ス

立會人ハ選擧人中ヨリ選擧長之ヲ指名ス

第十六條　管理人ハ其ノ組ノ選擧人名簿ヲ調製シ選擧當日對照用トシテ投票所ニ備付クヘシ

第十七條　選擧人ハ單記無記名投票ヲ付テ之ヲ行フ投票ハ一人一票トシ代理ヲ許サズ

第十八條　投票所及投票時間ハ會長之ヲ指定ス

第十九條　選擧人ハ投票所ニ至リ投票用紙ノ交付ヲ受ケ之ニ自ラ被選擧人ノ指名ヲ記載シ投票函ニ投入スヘシ
同一選擧組内ニ同一氏名ノ被選擧資格二名以上アルトキハ管理人及立會人ノ意見ヲ徴シ選擧長之ヲ決定ス

第二十條　選擧ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ管理人及立會人ノ意見ヲ徴シ選擧長之ヲ決定ス

第二十一條　左ノ投票ハ無効トス

一、成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二、投票中二人以上被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三、選擧人ノ屬セサル組ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四、被選擧人ノ何人ナルカヲ確認シ難キモノ

五、被選擧權ナキモノノ氏名ヲ記載シタルモノ

六、現ニ委員ノ職ニ在ルモノノ氏名ヲ記載シタルモノ

七、被選擧人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ職名分業名敬稱又ハ同氏名ヲ區別スルニ足ル記事ヲ記入シタルモノハ此ノ限リニ在ラス

第二十二條　選擧ニ於テ有効投票ノ最多數ヲ得タルモノヲ當選人トス但シ各組ニ十分一以上ノ得票アルコトヲ要ス
前項ノ會則ニ依リ當選人ヲ定ムルニ當リ得票數ノ同シキ者アルトキハ勤續期間長キモノヲ以テ當選人トシ勤續間同シキモノハ會長抽籤シテ之ヲ定ム

第二十三條　開票終リタルトキハ選擧長ハ開票報告書ヲ作成シ當選人及次點者ノ所屬分業名職名氏名年齡並所屬組及得票數ヲ順次記載シ之ヲ會長ニ申報スヘシ

第二十四條　會長ハ選擧當日ノ現在ニ依リ被選擧資格ヲ調査シ當選人ヲ決定シ直ニ當選人ニ通知スルモノトス
當選人正當ノ事由ニ依リ當選ヲ辭セントスルトキハ出席ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ二日以内ニ之ヲ會長ニ申出ツヘシ
前項ノ期間内ニ當選ヲ辭スル旨申出ナキトキハ之ヲ承諾シタルモノト見做ス

第二十五條　當選人當選ヲ辭シタルトキハ會長ハ直ニ第二十二條第一項但書ノ得票アリシ次點者ヨリ更ニ當選人ヲ定ム
前項ニ依ルモ當選人ヲ定ムル能ハサル場合若クハ當選人之ヲ辭シタルトキハ更ニ選擧ヲ行フ

第二十六條　委員ノ定數ニ足ル當選人ヲ得ル能ハサル場合ハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選擧ヲ行フ

第二十七條　會長ハ當選人ノ確定シタルトキ其ノ氏名及所屬組ヲ公示ス委員タルノ資格ハ公示ノ日ニ確定ス

第二十八條　第二十二條ノ有効投票ヲ得當選セザルモノヲ委員補充員ト定メ委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補充員ヨリ順次補充ス
前項ニ依ルモ補充委員ヲ定ムル能ハサル場合若クハ補缺委員亦缺ケタル場合ハ補缺選擧ヲ行フ
補缺委員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第二十九條　選擧長ハ選擧錄ヲ調製シ選擧ノ顚末ヲ記載シ會長ニ報告スヘシ
會長ハ當選人ノ確定シタル後選擧錄ヲ添ヘ當選人ノ氏名及所屬組ヲ地方局長ニ報告スルモノトス

第三十條　選擧錄ハ投票其ノ他ノ關係書類ト共ニ選擧長ニ於テ次回選擧迄之ヲ長官ニ報告スルモノトス

第三十一條　本會ハ每年一回之ヲ開ク但シ必要ト認メタル場合ハ臨時之ヲ開クコトヲ得

第三十二條　本會ノ開會日時及會議事項ハ會議每ニ會長之ヲ豫メ委員ニ通知スルモノトス

第三十三條　委員ノ次席ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

補缺委員ハ前任者ノ席次ニ依ル

第三十四條　本會ハ委員ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第二十五條　議決ヲ要スル事項ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

會長ハ議決ニ加ハルコトヲ得ス副會長參與員亦同シ

第三十六條　委員ノ提案ハ文書ニ依リ其理由ヲ附シ開會前豫メ之ヲ會長ニ提出スヘシ

委員職員並職工ノ一身上ニ關スル事項ニ付提案ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七條　會長ハ會議ヲ主宰シ議事ノ整理ニ任ス

參與員ハ會長ノ指揮ニ從ヒ會議ニ關スル事務ヲ處理ス

第三十八條　會長ハ會議錄ヲ調製シ會議ノ顚末及出席委員氏名ヲ記載スルモノトス

第三十九條　職工ニシテ會議錄ノ閱覽ヲナサントスルモノハ書圖ニ依リ其旨願出ツヘシ

第四十條　會長ハ會議錄ヲ添ヘ議決シタル事項ヲ地方局長ニ報告スルモノトス

地方局長ハ開會後十五日以內ニ會議ノ狀況ヲ長官ニ報告スルモノトス

第四十一條　決議ノ採否ニ關シテハ會長之ヲ委員ニ報告ス

第四十二條　會議ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ會長ハ其發言ヲ取消サシメ若クハ退場ヲ命スルコトヲ得

一、議場ノ秩序ヲ紊亂シタルトキ

二、猥リニ人身ヲ攻撃シ又ハ侮辱ヲ加ヘタルトキ

三、暴行脅迫其他不穩ト認ムヘキ行爲ヲ爲シタルトキ

第四十三條　會議ノ傍聽ハ之ヲ禁止ス　但シ會長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限リニ在ラズ

宮地鐵工所工場委員會議

一、所在地

城東區南砂町九ノ二、四七〇

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　合資會社宮地鐵工所

ロ、業種　鐵工業

ハ、勞働者數　男　一五〇名　女　なし

三、組織

イ、單位　工場單位

ロ、委員數　工場主側　八名　從業員側　七名　計　一五名

ハ、委員選定方法　工場主側は工場主の外指定するもの七名

從業員側、組合長一名、支部長一名、從業員の互選によるもの五名

四、權限及協議事項

イ、權限　諮問に對する答申、意見の開陳、提案事項の審議及決議

ロ、協議事項　工場の繁榮に關する事項

五、設立の動機沿革
昭和七年四月勞働爭議發生直後日本勞働組合總聯合東京工勞組合江東第二支部の結成を見たり 爾來組合の主義綱領行動等を監視するに勞資協調の精神看取せられたるを以て組合を公認し同時に工場委員會を設置せり

六、設立年月日　昭和七年九月

七、會議
イ、開會度數　整備委員會議月一回、工場委員會議年二回
ロ、議長選定方法　工場主若は工場主の任命したる代表者
ハ、議事方法　懇談に依るを本旨とするも時には多數決に依ることあり

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要
提案事項に對しては良く審議し兩者共に無理の到らざる程度に於て議決しあるを以て概して實行せられあるも時には成績不良のものあり
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響
勞資間の疎隔を除去せり

九、勞働組合との關係
イ、關係勞働組合名及組合員數　日本勞働組合總聯合東京工勞組合江東第二支部、五三名
ロ、關係勞働組合の態度　産業協力の精神を披瀝し來る

ハ、勞働協約の有無　有　り
ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　勞資間の意志の疎通を來し好印象を與へたるもの、如し
ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　勞働組合の精神が反映す

一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　整備委員會議　十二回
ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項
臨時工を本工となす八名、降雨雪により作業不能の場合の手當として日給の三分乃至五分を保證、皆勤者に對する手當一ケ月毎に一圓也支給　作業制度の改正（實施中）

一一、其他參考事項　なし

宮地鐵工所工場委員會議

總則

第一條　本會議ヲ宮地鐵工所工場委員會議ト稱ス

第二條　本會議事務所ヲ宮地鐵工所内ニ置ク

第三條　本會議ハ所主側ノ選任シタル委員及從業員側ノ互選シタル委員ヲ以ツテ勞資協働ノ精神ニ則リ相互間ノ信賴ト協力ヲ高メ進ンテ當鐵工所ノ繁榮ヲ圖リ且ツ從業員ノ人格向上ト生活安定ノタメノ協定機關トス

構成

第四條　本會議ノ議長ハ所主又ハ所主ノ任命シタル代表者之ニ任シ委員ハ從業員ノ互選ニ依ル五名組合長支部長各一名之ニ同數ノ所主側ノ委員合計拾五名ヲ以ツテ構成ス

第五條　本會議委員ノ任期ハ弐ケ年トス

但シ補缺委員ノ任期ハ前任者ノ殘存期間中トス

第六條　本會議委員選擧人ハ當該工所從業員ニシテ滿拾八歳以上就職滿六ケ月以上ノ者トス

第七條　本會議委員被選擧人ハ滿弐拾參歳以上ニシテ在職一ケ年以上ノ者トス

第八條　本會議ハ議長ノ任命ニ依ル書記弐名ヲ置キ分擔事務ニ關シテハ議長之ヲ定ム

第九條　本會議ハ毎年六月十一月ノ二回之ヲ開催ス

第十條　本會議ハ目的遂成ノタメ整備委員會ヲ設ク

イ、委員會ノ員數ハ會議委員數ノ二分ノ一以下トス

ロ、委員ハ會議委員中ヨリ勞資夫々選出スルモノトス

ハ、委員會議々長ハ會議々長ヲ以テ之ニ充ツ

ニ、委員會ハ原則トシテ毎月一回開催スルモノトス

第十一條　本會議ニ上提スベキ議案ハ總テ整備委員會ノ審議ヲ經ルモノトス

第十二條　本會議テ決定シタル事項ハ再議ニ附スコトヲ得ス

第十三條　本會議又ハ委員會ニ出席シ發言權ヲ有スルハ日本勞働組合總聯合代表高山久藏氏竝ニ當所ニ就職シ議長ノ承認シタルモノトス

第十四條　本會議及委員會執行中ニ於ケル疑義決セザル時ハ議長之ヲ裁定ス

附　則

第十五條　本會議委員ニシテ一般ヨリ指彈サルヽガ如キ行動アリタル時ハ整備委員會ニ於テ審議ノ上解任スル事アル可シ

第十六條　本會議規約ハ昭和　年　月　日ヨリ實施ス

産業協力委員會

一、所在地

麻布區田島町三二

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　共同電氣株式會社

ロ、業種　無線電信電話機械製作

ハ、勞働者數　男　四〇名　女　一名

三、組織

イ、單位　工場單位

ロ、委員數　從業員側　二　組合側　二　資本家側　四　計　八

ハ、委員選定方法　會社側委員は取締役に於て指名、從業員側は選擧、組合側は組合長指名とす

四、權限及協議事項

イ、權限　意見開陳を爲し議決は即時之を實行す

ロ、協議事項　勞働條件の研究並に生產能率の向上製品の優良化に關し立案を立て事業の繁榮と從業員の生活向上に就て

五、設立の動機沿革

團體協約成立したるにより勞資間意思疏通し事業繁榮と從業員の生活向上を目的とし結成したるものなり

六、設立年月日　昭和九年四月五日

七、會議

イ、開會度數　毎年一回

ロ、議長選定方法　其都度取締役の指名に依る

ハ、議事方法　懇談により多數決

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　決議及申出事項に付ては即時實施其成績良好

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資間に於て共に生産能率向上並に生活改善の點に付き遂次本會設立により相當成績を揭げつゝあり

九、勞働組合との關係

イ、關係勞働組合名及組合員數　東京鐵工組合麻布第二支部　四七名

ロ、關係勞働組合の態度　好感を持し居れり

ハ、勞働協約の有無　有り

ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　勞資意思疏通し居る爲め能率增進生活向上に大いに資する所あり

ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　組合員も相當委員會並に會社側に對し好感を持す

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　一回

ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項　奬勵金に關し事業四萬八千圓に對し二分の奬勵金五千圓を增す

毎に五分、一萬圓を增す時は七分又は特別注文の場合は更に協議の上決定

一一、其他參考事項　なし

産業協力委員會々則

第一條　本委員會ハ共同電氣株式會社内ニ之レヲ置ク

第二條　本委員會ハ團體協約締結ノ精神ニ基キ勞働條件ノ研究並ニ生產能率ノ向上製品ノ優良化ニ關スル立案ヲ行ヒ以テ共同電氣株式會社ノ社業繁榮ト從業員ノ生活向上トニ貢獻スルヲ以テ目的トス

第三條　本委員會ハ前條ノ目的達成ノ一方法トシテ廣ク社員並ニ從業員ノ考案ヲ受理シソノ採否ヲ決スルモノトス優秀ナル發案者ニ對スル表彰ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第四條　本委員會ハ會社側委員、從業員側委員、組合側委員ヲ以テ組成ス

第五條　本委員會ノ議長ハ代表取締役ノ任命スル代表者之レニ任ス、會社側委員ハ四名トシ會社側ヨリ代表取締役之レヲ指名ス、從業員側委員ハ二名トシ東京鐵工組合麻布第二支部ヨリ之レヲ選出ス、組合員側委員ハ東京鐵工組合主事原虎一日本勞働總同盟關東同盟會執行委員藤原伊之助ノ二名トス

第六條　本委員會ニ二名ノ書記ヲ置ク書記ノ任命ハ議長之レヲ行フ

第七條　本會議ハ毎年一月五月之レヲ開催ス

第八條　本委員會ノ目的ヲ達成スルタメニ準備委員會ヲ置ク、準備委員會ハ不定期トシ議長必要ト認メタルトキ若クハ委員四名以上ノ要求アリタルトキ議長之レヲ招集ス

第九條　本會議ニ上程スヘキ議案ハ準備委員會ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

第十條　本會議ニ於テ滿場一致決議シタル事項ハ會社之レヲ實施スルノ責ニ任ス

第十一條　本委員會ニ於テ發言ヲナシ得ルモノ左ノ如シ

一、重役及工場長

一、大日本勞働總同盟會長

一、會社ニ繼故アリ且ツ會社事業並ニ勞資問題ニ關シ學識經驗アリ且ツ社會的地位ヲ有スルモノニシテ代表取締役ノ推薦ニ係ルモノ一名

第十二條　本則ニ關シ疑義アルトキハ議長之レヲ決ス

第十三條　本則ハ昭和九年四月五日ヨリ之レヲ實施ス

淺田講材工場更生委員會

一、所在地

深川區平野町二ノ七

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　淺田製材所

ロ、業種　製材業（貸挽專門）

ハ、勞働者數　男　二三名　女　なし

三、組織

以上

イ、單位　一工場を以て組織

ロ、委員數　勞働者側　七名　資本家側　一名　計八名

ハ、委員選定方法　昭和十年十月爭議解決の際選定し任期なく缺員の場合は更生委員會にて選定

四、權限及協議事項

イ、權限　工場更生に關しては意見を開陳議決は双方嚴守の義務を負ふ

ロ、協議事項　勞働者の人事、待遇及工場能率增進等更生方法に就き協議す

五、設立の動機沿革

工場主は病氣にて永らく入院從業員は關東木材産業勞働組合に加盟且つ業務不振により工場貸借契約三ケ年間に約五千圓の負債を生じ事業行詰り昭和十年九月再契約に際し工場主は貸下を發表、爭議となり之れが解決に當り工場主及從業員並に組合の希望により勞資協力工場更生を目的とし設立す

六、設立年月日　昭和十年十月一日

七、會議

イ、開會度數　必要に應じ不定期に開催

ロ、議長選定方法　會議の都度互選

ハ、議事方法　全員一致

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　從業員は關東木材産業勞働組合に加盟爭議心强く常に紛爭絶へさりしが決議の實行後內部は融和され勞資間圓滿にて能率異狀に增進

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　從來毎月赤損なりしが之が實行後は 成績良好にして毎月黒字を出し從業員中下級者五名は賃銀値上を爲し勞資共結果良好

九、勞働組合との關係

イ、關係勞働組合名及組合員數　全日本勞働總同盟關東木材産業勞働組合　二三名

ロ、關係勞働組合の態度　從來は鬪爭第一主義なりしも幹部其他より勞資協力を叫ぶものあり之が第一歩として更生委員會の設立を見其結果良好

ハ、勞働協約の有無　有り

ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　委員會が豫期以上の効果を擧げつゝあるにより組合幹部は勞資協力方針に確信を持ち之を他工場に及ぼし將來は東京製材協會と團體協約を締結せむと希望を持ち居れり

ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　組合幹部の更生委員となり又組合と工場主が團體協約を締結したる結果完全に統制し勞資協力の効果を擧ぐるに至れり

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　二回

ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項

1. 能率增進に就て、2. 最下給者五名の賃銀値上、3. 工場經營方針に就て、4. 更生委員會の内規の審議決定

一一、其の他參考事項

イ、從業員の感想、工場が解散失業せんとしたるを以て警察署の壓力により委員會を設立したる結果從業員間は圓滿となり能率は增進氣持良く働けるのは警察の御蔭と感謝し居れり

ロ、工場主の感想、更生委員會設立後從業員は監督せずとも自發的に働き能率增進感情緩和二年にして五千圓の負債を返却出來る見込である 又勞働組合の幹部は恐ろしいものと思ひ居りしが話し合へば皆んな同じである と語れり

淺田製材所工場更生委員會内規

去ル十月二月工場主代表ト從業員代表間ニ取交セル覺書ニ基ク工場更生委員會ノ内規ヲ左ノ通リ制定ス

一、更生委員會ハ勞資協力ニ依リ淺田製材所ノ更生ヲ以テ目的トス

二、更生委員會ハ勞資並關東木材産業勞働組合代表ヲ以テ構成ス

三、更生委員會ハ工場主必要ニ應シ又ハ組合若クハ從業員代表ノ申出ニ依リ工場主之ヲ召集ス

四、更生委員會ノ會議ハ合議制トシ決議ハ全員一致ヲ要ス

書記ハ會議ノ都度決議錄三通ヲ作成シ工場主及從業員並ニ組合各一通ヲ保持スルモノトス

覺書

淺田製材所ト關東木材産業勞働組合トハ去ル十月二日工場主代表ト從業員代表間ニ取交セル覺書ノ精神ヲ一層强化スルノ目的ヲ以テ左ノ契約ヲナス（以下淺田製材所ヲ甲トシ關東木材産業勞働組合ヲ乙トス）

一、甲ハ乙ヲ公認スル事

二、乙ハ其所屬スル從業員ノ行動ニ關シテハ其責ニ任スル事

三、甲ハ乙ニ所屬スル從業員ノ人事、待遇ニ關シテハ乙ト協議スル事

並木工場委員會

一、所在地
豊島區巣鴨六ノ一三四
二、關係工場鑛山其他の事業場
イ、名稱　株式會社並木製作所
ロ、業種　萬年筆インキエボナイト
ハ、勞働者數　男　一五三名　女　六五名　計　二一八名
三、組織
イ、單位　一工場單位
ロ、委員數　資本家側　七名、勞働者側　四名、組合側三名　計一四名
ハ、委員選定法　資本家側　勞働者側選擧、組合側選衝
四、權限及協議事項
イ、權限　諮問に對する答申及意見の開陳をなし決議事項を實行す
ロ、協議事項　福利增進、作業能率進歩
五、設立の動機沿革
昭和三年十一月事業縮少に因り人員整理をなしたる爲め從業員は總同盟に加入し之が抗爭中勞資双方研究の結果
昭和六年七月之を公認し爾來和協一致兩者好感裡に事業進展しつゝあり
六、設立年月日　昭和六年七月十一日
七、會議

イ、開會度數　年三回
ロ、議長選定方法　社長の指名
ハ、議事方法　全員一致
八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　退職手當制、昇給制度、災害扶助料の制定等が重大なるものにして決議事項は數回準備委員會を開催實行しつゝあり
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　工場委員會は互讓の精神を以て現下の社會狀勢に即せる施設にして先進的産業能率の增進をモットーとし常に模範的工場なることを自覺し勞資協調のために努力しつゝあり
九、勞働組合との關係
イ、關係勞働組合名及組合員數　全日本勞働總同盟中央合同勞働組合大塚支部　一一八名
ロ、關係勞働組合の態度　抗爭團體の組織なるも勞働條件及福利施設が完備し只管作業能率の高揚に努めつゝあり
ハ、勞働協約の有無　有り
ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　豫期以上の實績を擧げ好感を持ち居れり
ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　委員會は資本家より提議設立團體協約をなしたるものなれば作業能率增進の爲めに盡力し好影響を齎らしつゝあり
一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　二回

ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項　工場體操實施、作業中喫煙せざること

一一、其他參考事項　なし

株式會社並木製作所工場委員會々則

第一條　本會ハ株式會社並木製作所ニ之ヲ設ク

第二條　本會ハ產業報國ノ精神ニ基キ勞働條件ニ關シ誠意アル研究ヲナシ適切ナル立案ニ依リ以テ社業ノ進展ト從業員ノ生活向上トニ貢獻スルヲ目的トス

第三條　本會ハ指名委員選出委員及組合委員ヲ以テ組織ス

第四條　本會ノ議長ハ專務取締役若クハ專務取締役ノ任命セル代表者之ニ任ス
組合委員ハ中央合同勞働組合主事及大堀支部長ノ三名トス
選出委員ハ四名トシ第一區ヨリ第五區マテノ憂喜和會選出委員中ヨリ互選ス

指名委員ハ七名トシ會社役員中ヨリ專務取締役之ヲ指名ス

第五條　本會ニ書記二名ヲ置ク
書記ノ任命ハ議長之ヲ行フ

第六條　本會議ハ每年一回トシ六月之ヲ開催ス

第七條　本會ノ目的ヲ達成スルタメ準備委員會ヲ置ク
準備委員會ハ不定期トシ議長必要ト認メタルトキ若クハ委員五名以上ノ要求アリタルトキ議長之ヲ召集ス

第八條　本會議ニ上程スヘキ議案ハ準備委員會ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

第九條　本會議ニ於テ滿場一致議決シタル事項ハ會社之ヲ實施スルノ責ニ任ス

第十條　本會ニ出席シ發言權ヲ有スルモノハ當社重役又ハ都課長並ニ日本勞働總同盟、關東同盟會々長松岡駒吉及勞働顧問ニ限ル

第十一條　本則ニ關シ疑義アルトキハ議長之ヲ決ス

第十二條　本則ハ昭和六年七月十一日ヨリ之ヲ實施ス

大森バルブ工業所委員會

一、所在地
大森區大森三ノ七三

二、關係工場鑛山其他の事業場
イ、名稱　大森バルブ工業所
ロ、業種　電球バルブ製造
ハ、勞働者數　男　一一二名　女　二八名　計　一四〇名

三、組織
イ、單位　一工場單位
ロ、委員數　勞働者側　組合側　二名　從業員側　二名　事業主側　二名　計　六名
ハ、委員選定方法　事業主側、事業主の指名　勞働者側、從業員側、選擧、組合側支部幹部の互選

四、權限及協議事項
イ、權限　諮問に對する答申意見の開陳

ロ、協議事項　工賃制度、勞働時間其他一切條件及作業能率增進等

五、設立の動機沿革
事業主は東京バルブ會に加盟し居たるが昭和九年三月同會と總同盟關東硝子産業勞働組合との間に團體約締結し加盟各事業主對所屬從業員の間にも之が發生すべきことの建前にありたるが事業主は然らざる解釋を持ち之が實現を見ざる爲め從業員は京濱合同勞働組合に加入する者續出し遂に從業員間に內訌を生じ同組合加入者のみの爭議發生を見尙解決に付き總同盟と事業主との接衝により圓滿解決し同十年五月二十一日事業主との間に團體協約を締結するに至る

六、設立年月日　昭和十年五月二十一日

七、會議
イ、開會度數　年一回　準備委員會は必要に應じ開催
ロ、議長選定方法　常に事業主
ハ、議事方法　懇談の上全員一致

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　賃銀整調に就て、特賞規定に就て等を協議實行しつゝありて成績良好なり
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資双方に結果を齎せり

九、勞働組合との關係
イ、關係勞働組合名及組合員數　總同盟關東電球硝子産業勞働組合　八五名
ロ、關係勞働組合の態度　組合が有する産業協力主義を以て對す
ハ、勞働協約の有無　有り
ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　組合側は委員會の態度を結果的に信じ組合の主張方針等の上に堅實性を取得するに至れり
ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　産業協力の誠實なる精神を事業主をして理解せしむる役割をなしたり

一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　五回
ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項　各人別日給制定、工賃給與規定の制定、各人別特賞の制定

一一、其の他參考事項　勞資共に委員會の效果を結果的に批判し今後益々有能化せんとする意嚮あり

大森バルブ工業所工場委員會々則

第一條　本會ハ大森バルブ工業所內ニ之ヲ設ク

第二條　本會ハ産業報國ノ精神ニ基キ工場能率ノ增進、勞働條件ニ關シ誠意アル研究ヲナシ適切ナル立案ニ依リ當會社ノ繁榮ト從業員ノ生活向上ニ貢獻スルヲ以テ目的トス

第三條　本會議長ハ會社代表者若クハ代表者ノ任命セル工場經營當事者之ニ任ス、組合委員ハ日本勞働總同盟關東電球硝子産業勞働組合長德永正報ト同組合主事小野菊藏ノ二名トス、選出委員ハ三名トシ工場內從業員ヨリ選出ス、指名委員ハ二名トシ會社々員中ヨリ代表者之ヲ指名ス

第五條　本會ニ書記二名ヲ置ク、書記ノ任命ハ議長之ヲ行フ

第六條　本會々議ハ毎年一回トシ　月之ヲ開催ス

第七條　本會ノ目的ヲ遂成スル爲メ準備委員會ヲ置ク、準備委員會ハ不定期トシ議長必要ト認メタルトキ若シクハ委員三名以上ノ要求アリタルトキ議長之ヲ召集ス

第八條　本會議ニ上提スベキ議案ハ準備委員會ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

第九條　本會議ニ於テ滿場一致決議シタル事項ハ會社之ヲ實施スル責ニ任ス

第十條　本會議ニ出席シ發言權ヲ有スルモノハ當會社職員及勞働組合顧問ニ限ル

第十一條　本則ニ疑義アルトキハ議長之ヲ決ス

第十二條　本則ハ昭和十年六月一日ヨリ之ヲ實施ス

以上

工場委員會規定

第一條　本委員會ハ勞資ノ代表者ヲ以テ組織シ勞働條件作業方法並一般福利增進ニ關シ常ニ適正ナル解決ヲ爲ス爲メニ努力スル機關トス

第二條　本委員會ハ各三名及東京鐵工組合主事原虎一、作業委員、外二名ヨリ成ル

第三條　勞働者ノ委員ハ職工ノ互選トス

第四條　資本家側ノ委員ハ所主ノ指名セル社員タルコト

第五條　本委員會ハ年二回（六月、十二月）ニ開催シ毎月一回準備委員會ヲ開催ス、但シ緊急事項アルトキハ委員三分ノ二以上ノ要求アリタルトキ開催スルコトヲ得

第六條　本委員會ハ二名ノ書記ヲ任命シ本委員會一般事務ヲ處理セシム

第七條　組合側代表者作業委員ハ發言權ヲ有スルモ議決權ヲ有セス

第八條　本委員會ノ議長ハ所主之ニ任ス

第九條　堤方製作所ハ本委員會ニ於テ議決セラレタル事項ヲ實行スルノ義務ヲ有ス

第十條　堤方製作所從業員ハ本委員會ノ遂行ニ誠意協力スルノ義務ヲ有ス

第十一條　本委員會ノ委員ノ任期ハ六ケ月トス、但シ再選重任ヲ妨ケス

第十二條　本委員會規定ハ昭和六年十二月十五日ヨリ實施ス

團體協約締結覺書

株式會社堤方製作所ト日本勞働總同盟トハ產業報國ノ精神ニ基キ左ノ契約ヲ締結ス

以下株式會社堤方製作所ヲ甲日本勞働總同盟乙トス

一、東京市大森區堤方町四二八番地甲工場從業員ハ日本勞働總同盟ニ公認ス

二、東京市大森區堤方町四二八番地甲工場從業員ハ日本勞働總同盟東京鐵工組合員タルコトヲ以テ原則トス

三、乙ハ其ノ所屬タル從業員ノ行動ニ關シテハ其ノ責ニ任ズルコト

四、甲ハ乙ニ所屬スル從業員ヲ優遇シ乙ニ所屬スル從業員ハ又甲ノ指示ニ從ヒ作業ニ精勵シ能率增進並無駄排除ニ努力シ共存共榮ノ實ヲ擧クヘク甲乙、共ニ最善ヲ盡スコト

五、本契約ノ精神ニ相反スルコトアルトキハ一ケ月ノ豫告期間ヲ設ケ一方的意思表示ニ依リ解約スルコトヲ得ルモノトス

本覺書ハ二通作製シ各代表者（工場主組合長）之ニ署名捺印シ各壹通宛代表者ニ於テ保持スルモノトス

電球硝子産業協力委員會

一、所　在　地
　東京市一圓

二、關係工場鑛山其他の事業場
　イ、名　　稱　東京バルブ會加盟各電球製造工場（東京バルブ會）
　ロ、業　　種　電球製造
　ハ、勞働者數　男　九〇〇名　女　三〇〇名　計　一、二〇〇名

三、組　　織
　イ、單　　位　聯合體の組織を有す
　ロ、委　員　數　各七名づゝ　計　十四名
　ハ、委員選定方法　役員の年限を一ケ年とし居るが滿期と同時に相談の上決定

四、權限及協議事項
　イ、權　　限　議決の効力はバルブ會加盟各工場從業員に及ぼすものとす
　ロ、協議事項　作業時間　勞働條件　福利施設等

五、設立の動機沿革
　輸出電球の苦境に立入り業界の無統制と同時に無謀なる　壓賣競爭を行た結果業主は敏損勞働條件は低下の一方で

玆に於て勞働條件の統制力は業界統制の基本的條件であるに鑑み　双方で產業協力共榮の立場より團體協約を締結協力委員會の設置を見るに至りたり

六、設立年月日　昭和八年十二月八日

七、會　　議
　イ、開會度數　年一回之を行ふ（三月）
　ロ、議長選定方法　相談の上決定
　ハ、議事方法

八、設立後の狀況
　イ、決議又は申出事項の實行成績概要　勞資双方其の意圖を諒解委員會の決議を諒とし成績頗る良好なり
　ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　工場主にありては最初は迷惑を感じ居りたるも其後に於ては同委員會をして勞働者側を利用する傾あり

九、勞働組合との關係
　イ、關係勞働組合名及組合員數　關東電球硝子產業勞働組合　男　三三〇名
　ロ、關係勞働組合の態度　同委員會は日本最初なりと非常に期待し居れり
　ハ、勞働協約の有無　昭和八年十二月八日協約を締結せり
　ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　最近は事業主組合のため勞働組合は引きつけられ居るの傾にて勞働組合は所期の成績を擧げ得ざるものゝ如し
　ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　最初は相當成績を擧げたるも其後に於ては影響薄し

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　八回

ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項　勞働條件作業時間其他

一一、其の他參考事項　なし

電球硝子産業協力委員會々則

第一條　本委員會ハ東京電球バルブ會內ニ之ヲ設ク

第二條　本委員會ハ協約締結ノ精神ニ基キ勞働條件ノ研究ト適切ナル立案ナナシ以テ電球硝子産業ノ進展ト從業員ノ生活向上トニ貢獻スルヲ目的トス

第三條　本委員會ハ東京バルブ會ヨリ選出シタル委員ト關東電球硝子産業勞働組合ヨリ選出シタル委員ニ依テ組織ス

第四條　本委員會ニ正副議長ヲ置キ、正副議長ハ各々バルブ會並ニ勞働組合ヨリ交互ニ選出シ、其ノ任期ハ各一ケ年トス

東京バルブ會々長並書記長、關東電球硝子産業勞働組合長、主事ハ選擧ニ依ラスシテ委員ノ資格アルモノトス

選出委員ハ十四名トシ、東京バルブ同業組合並ニ關東電球硝子産業勞働組合ヨリ各七名宛選出スルモノトス

第五條　本委員會ニ書記二名ヲ置ク、書記ノ任命ハ議長之ヲ行フ

第六條　本會議ハ每年一回トシ、三月之ヲ開催ス

第七條　本委員會ノ目的ヲ遂成スルタメ準備委員會ヲ置ク

準備委員會ハ不定期トシ正副議長必要ト認メタルトキ若クハ委員五名以上ノ要求アリタルトキ議長之ヲ召集ス

第八條　本會議ニ上程スベキ議案ハ準備委員會ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

第九條　本會議ニ於テ滿場一致議決シタル事項ハ東京バルブ會加盟各工場之ヲ實施スルノ責ニ任ス

第十條　本會ニ出席シ發言權ヲ有スルモノハ東京バルブ會顧問並ニ日本勞働總同盟會長松岡駒吉氏トス

第十一條　本則ニ關シ疑義アルトキハ議長之ヲ決ス

第十二條　本則ハ昭和九年二月四日ヨリ之ヲ實施ス

レナウンメリヤス工業株式會社工場委員會

一、所在地

東京市目黒區中目黒一丁目七二二番地

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　レナウンメリヤス工業株式會社工場委員會

ロ、業種　各種メリヤス製造工業

ハ、勞働者數　男　五八名　女　一三一名　計　一八九

三、組織

イ、單位　一工場

ロ、委員數　勞　九名　資　九名　計　一八名

ハ、委員選定方法

一、選出委員（勞七名）工場全體を七區に分け目黒メリヤス工支部幹部中より互選す

二、組合委員（勞二名）全日本勞働總同盟中央合同勞働組合本部代表者及目黒メリヤス工支部長とす

三、指名委員（資九名）會社役員中より社長指名

四、權限及協議事項

イ、權　　限

一、委員は會社の機密に屬する事項を除きたる外一切の營業上又は作業上に於ける施設並に勞働條件の改訂に關し意見の開陳及諮問に對する答申をなすことを得

二、滿場一致の議決事項は勞資共に實行の實に任す

ロ、協議事項　機密に屬する事項を除きたる外一切の勞働條件の改訂及營業政策の改善に關する事項を協議す

五、設立の動機沿革

昭和七年勞働爭議勃發し約一ケ月餘に亘り擧爭四月解決し作業を開始せるも之に依り勞資双方とも苦杯を嘗めたる結果爭議防止の手段として組合を指導せる總同盟中央合同勞働組合より提案に對し會社側も之に贊意を表して成立す

六、設立年月日　昭和七年七月五日

七、會　　議

イ、開會度數　年一回　七月開催

ロ、議長選定方法　社長若くは社長の指名せる代表者とす

ハ、議事方法　懇談、全會一致又は多數決とす

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要

一、退職手當制度の確立

二、從來の請負制度を日給常傭制度に改む

三、精勤者に對する優遇

四、總同盟共濟組合に全從業員加入し會社は一人の掛金二十錢補助す

五、聯合請負制度確立

六、長期欠勤者（一八月以上）の退職處置

七、組合除名者の處置

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　イ號七項目の改善に依り勞資双方とも營業上作業上の勞働條件に相當好影響を及ぼしたり

九、勞働組合との關係

イ、關係勞働組合名及組合員數　全日本勞働總同盟中央合同勞働組合目黒メリヤス工支部

男　五八名　女　九四名　計一五二名

ロ、關係勞働組合の態度　勞働組合は互讓妥協の精神を以て勞資協力して產業進展に貢獻せんとする意嚮なり

ハ、勞働協約の有無　有り

ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　勞働組合は從來動もすれば會社側に對し抗爭的態度に出でんとせるを委員會に依り意見希望等を主張するを得、勞働條件の安定を來し好影響を及したり

ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　會社側は組合ある爲常に脅威を受け居たるを委員會の成立に依り從來の危險を防止するを得、且委員會の議決に於ても勞働組合の議決の好轉に影響せるものと認めらる

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　昭和九年一月頃より工場委員制度は管理權を侵害せられたるものにして不面目なりとして會社側は之に不滿を持ち爾後開催を忌避しつゝあり

ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項　該當なし

一一、其の他參考事項

イ、勞働者側の意見　我々互讓妥協の精神を以て産業協力に進む考へであるが會社側は近頃目の上の瘤の如く危惧し事毎に非禮的態度に出づる傾向あるは遺憾である

ロ、會社側の感想　勞働者の意見は自分等の都合のみを考へ所謂自己本意の嫌あり眞の産業協力は不可能である故今後委員會開會せざる方針である

レナウンメリヤス工業株式會社工場委員會々則

第一條　本會ハレナウンメリヤス工業株式會社ニ之ヲ設ク

第二條　本會ハ一般メリヤス産業ノ諸條件ヲ充分考慮シ誠意アル研究ヲナシ適切ナル立案ニ依リ社業ノ進展ト從業員ノ生活向上ニ貢獻スルヲ目的トス

第三條　本員ハ指名委員　選出委員ヲ以テ組織ス

第四條　本會議長ハ社長若クハ社長ノ任名セル代表者之ニ任ス

イ、組合委員ハ日本勞働總同盟中央合同勞働組合本部代表者及目黒メリヤス工支部長ノ二名トス

ロ、選出委員ハ七名トシ工場全體ヲ七區ニ分ケ目黒メリヤス工支部幹事中ヨリ互選スルモノトス

ハ、指名委員ハ九名トシ會社役員中ヨリ社長之ヲ指命スルモノトス

第五條　本會ニ書記三名ヲ置ク書記ノ任命ハ議長之ヲ行フ

第六條　本會議ハ毎年一回トシ　七月之ヲ開催ス

第七條　本會ノ目的ヲ達成スル爲準備委員會ヲ設ク

準備委員會ハ不定期トシ議長必要ト認メタル時若クハ委員五名以上ノ要求アリタル時議長之ヲ召集ス

第八條　本會議ニ上提スヘキ議案ハ準備委員會ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

第九條　本會議ニテ滿場一致議決シタル事項ハ勞資共ニ其ノ實行ノ責ニ任ス

第十條　本則ニ關シ疑義アルトキハ議長之ヲ決ス

第十一條　本則ハ昭和七年七月五日ヨリ實施ス

以上

堤方製作所工場委員會

一、所在地

大森區堤方町四二八

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　株式會社堤方製作所

ロ、業種　航空機爆投下用機械其他の機械製作

ハ、勞働者數　男　一〇六名　女　四　計　一一〇名

三、組織

イ、單位　一工場單位

ロ、委　員　數　従業員側　六　組合側　一　事業主側　五　計　一二
ハ、委員選定方法　従業員側に互選、組合側は主事、事業主側は社員中より社長指名
四、權限及協議事項
イ、權　限　議決（全員一致）せられたる事項を事業主並勞働者側へ履行せしむる權限
ロ、協議事項　作業方法　作業單價　福利施設　其の他一切の勞働條件
五、設立の動機沿革
昭和五年同八年の二回に亘り勞働爭議を惹起し事業主も經營益々困難となり昭和九年三月新經營者に對し總同盟幹部等が主となり團體協約の再確認運動を起し十數回に亘り折衝したる結果事業主との理解を得るに至り同九年一月二十四日會社内に於て大會を開催新協約の實現を見るに至る
六、設立年月日　昭和九年一月二十四日
七、會　議
イ、開會度數　每年二回（六月、十二月）準備委員會每月一回
ロ、議長選定方法　工場主之に當る
ハ、議事方法　懇談の後全會一致
八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　作業單價三割値下問題（同會一致承認）全職工二錢昇給の件（即時實施）
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資双方共爭議を避避し作業能率增進の上に於て有効なりとし今後圓滿に運用すべき狀態にあり
九、勞働組合との關係
イ、關係勞働組合名及組合員數　全日本勞働總同盟東京鐵工組合　一一〇名
ロ、關係勞働組合の態度　協約の內容を提案したる關係もありて今後益々誠意ある産業協力運動として協約內容の運行に努むると共に之を助長せんとする方針あり
ハ、勞働協約の有無　有り
ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　組合急進的主張を緩和せり
ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　委員會に出席せる會社側代表者に對し組合が持つ産業協力運動の撤底的理解を與へたり
一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　四回
ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項　一、單價三割値下問題　二、昇給三割の問題
一一、其の他參考事項
勞資双方共に其衝に當る者は煩鎖なる折衝を嫌忌し居れるも組合勢力の維持會社企業の發展等の觀點に於て有益なりとし今後も繼續運用すべき意向を有す

工場委員會規定

第一條　本委員會ハ勞資ノ代表者ヲ以テ組織シ勞働條件作業方法並一般福利增進ニ關シ常ニ適正ナル解決ヲ爲ス爲メニ努力スル機關トス

第二條　本委員會ハ各三名及東京鐵工組合原虎一作業委員書記二名ヨリ成ル

第三條　勞働者ノ委員ハ職工ノ互選トス

第四條　資本家側ノ委員ハ所主ノ指名セル社員タルコト

第五條　本委員會ハ年二回（六月十二月）ニ開催シ毎月一回準備委員會ヲ開催ス但シ緊急事項アルトキハ委員ノ三分ノ二以上ノ要求アルトキ開催スルコトヲ得

第六條　本委員會ハ二名ノ書記ヲ任命シ本委員會一般事務ヲ處理セシム

第七條　組合側代表者作業委員ノ發言權ヲ有スルモ議決權ヲ有セス

第八條　本委員會ノ議長ハ所主之ニ任ス

第九條　堤方製作所ハ本委員會ニ於テ議決セラレタル事項ヲ實行スルノ義務ヲ有ス

第十條　堤方製作所從業員ハ本委員會ノ遂行ニ誠意協力スルノ義務ヲ有ス

第十一條　本委員會ノ委會ノ任期ハ六ケ月トス

但シ再選重任ヲ妨ケス

第十二條　本委員會規定ハ昭和六年十二月十五日ヨリ實施ス

以上

株式會社東京石川島造船所工場協議會

一、所在地

京橋區佃島五四

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　株式會社石川島造船所

ロ、業種　造船諸機械製造修繕

ハ、勞働者數　男　四、一四五名

二、組織

イ、單位　職場單位トシ聯合體組織を有す

ロ、委員數　勞資　各八名宛　計　一六名

ハ、委員選擧方法　資本家側委員は代表社員中より社長指名し、勞資者側は選擧區を定め毎年四月職場に於て無記名投票にて選擧を行ひ委員を決定す

四、權限及協議事項

イ、權限　意見の開陳、議案の說明之に對する答申及議決權を有す

ロ、協議事項　保險衛生及危險豫防、互助共濟、能率增進、教育精神修養、從業員の福利增進に關する事項其他必要と認むる事項

五、設立の動機沿革

大正十年石川島造船所勞働爭議の發生更に大正十四年第二回の勞働爭議の發生を見るに至り玆に於て勞資の協調を痛感し神野信一主唱工場協議會の設立を見たるものなり

六、設立年月日　大正十五年十月十五日

七、會議

イ、開會度數　年二回

ロ、議長選定方法　其の都度社長指名す
ハ、議事方法　懇談の末多數決による

八、設立後の狀況
イ、決議及申立事項の實施成績概要　會社の經濟上多數の負擔其の他大なる支障なき限り之が事項を實行しつゝあり漸次改善實行に努めつゝあり
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　會社側は從業員の希望に添ふべく努め從業員は會社側を信賴し勞資双方に好影響を齎しつゝあり

九、勞働組合との關係
イ、關係勞資組合名及組合員數　自彊組合、四、一四三名
ロ、關係勞働組合態度　誠意を以て之れが要求事項の貫徹を要望しつゝあり
ハ、勞働協約の有無　なし
ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　好影響を及ぼしつゝあり
ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　右同

一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　二回（五月二十九日、十二月六日）
ロ、同年中に於ける主なる協議懇談事項　退職を主とする共濟會設立の件、昇給制度に關する件、家族死亡弔慰金の件、外十四件

一一、其の他參考事項　なし

株式會社東京石川島造船所工場協議會規則

第一條　本會社ニ工場協議會ヲ設ク

第二條　工場協議會ハ本會社事業ノ進歩發展ヲ圖リ職工全般ノ幸福增進ニ關スル事項ニ就テ懇談協議スルモノトス

第三條　工場協議會ハ指名委員及選出委員ヲ以テ組織シ指名委員ハ會社從業員中ヨリ社長之ヲ指名シ選出委員ハ職工全員ノ選擧ニ■リ之ヲ定ム

第四條　指名委員及選出委員ノ數ハ同數トシ各十二名以上二十名以下ノ範圍內ニ於テ之ヲ定ム

第五條　職工ニシテ左ノ資格ヲ備フル者ハ委員ヲ選擧スルコトヲ得
一、六ケ月以上勤續セルモノ
二、年齡滿十八歲以上ノモノ

第六條　職工ニシテ左ノ資格ヲ備フル者ハ委員ニ選擧セラルヽコトヲ得
一、一ケ年以上勤續セルモノ
二、年齡滿二十歲以上ノモノ
三、當該選擧區ノ職工タルコト

第七條　選出委員ハ別ニ定ムル所ノ細則ニ依リ選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス

第八條　選出委員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其資格ヲ失フ
一、工場規則ニ抵觸シ事重且重シト認メラレタル場合
二、辭任ヲ申出テ工場協議會之ヲ承認シタルトキ
三、引續キ缺勤三ケ月ヲ超エタルトキ
四、選擧區所屬ノ職工タラサルニ至リタルトキ

第九條　指名委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ社長之ヲ指名シ選出委員ヲ生シタルトキハ次點者ヲ以テ之ヲ補充ス
次點者ナキトキハ補缺選擧ヲ行フ

第十條　委員ノ任期ハ一ケ年トシ指名又ハ選擧ノ日ヨリ之ヲ起算ス
補缺委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條　選出委員ハ再選ヲ妨ケス

第十二條　工場協議會ハ主トシテ左記事項ニ關シ本會社ノ諮問又ハ委員ノ提案ヲ調査審議ス
一、勞働法規ノ研究
二、保健、衞生及危險防止
三、防　火
四、互助共濟
五、能率增進
六、敎育、練肺修養、規律、風紀
七、娛樂、休養其他幸福增進ニ關スル事項
八、其他必要ト認ムル事項

第十三條　委員議案ヲ提出セントスルトキハ委員五名以上ノ同意ヲ得テ工場協議會開催ノ月頭迄ニ議長ノ許ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第十四條　工場協議會ノ議長ハ委員以外ノ職員中ヨリ社長之ヲ指名ス
議長事故アルトキハ社長臨時ニ代理者ヲ指名ス

第十五條　議長ハ會議ヲ總理ス

議長ハ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第十六條　工場協議會ハ議長之ヲ招集シ每年五月、十一月之ヲ開ク
會ノ期間ハ三日以內トス

第十七條　委員ノ三分ノ二以上ノ請求アリタルトキ又ハ議長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ社長ノ承認ヲ得テ隨時ニ會議ヲ開クコトヲ得

第十八條　議長ハ工場協議會ノ招集日時及協議事項ヲ緩クトモ五日前ニ各委員ニ通知スルモノトス但シ急ヲ要スル場合ハ此限リニ在ラス

第十九條　工場協議會ハ委員總數ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第二十條　工場協議會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
前項ノ決議ハ議事錄概要ト共ニ議長之ヲ社長ニ提出スヘシ
決議成立セサルトキト雖モ可否同數ナルトキハ前項ニ準シ議長之ヲ社長ニ報告スヘシ

第二十一條　前條決議事項ノ採否ハ社長之ヲ決定ス

第二十二條　工場協議會ニ於テ必要ト認メタル案件アルトキハ議長指名ノ特別委員ニ附託調査セシムルコトヲ得
特別委員ハ工場協議會ノ委員以外ヨリ指名スルコトヲ得

第二十三條　工場協議會ニ書記ヲ置キ議長ニ附屬シテ庶務ヲ處理セシム書記ハ社長ノ承認ヲ經テ議長之ヲ選任ス

附　則

本規則ハ大正十五年十月十五日ヨリ之ヲ實施ス

第一回選擧ハ大正十五年十一月一日之ヲ行フ

工場協議會ニ出席ノ委員ニハ其時間中時給資金ヲ支給ス

工場協議會選擧細則

第一條　選出委員ノ選擧ハ選擧區毎ニ之ヲ行フ

第二條　選擧區及各選擧區ニ於ケル選出委員ノ數左ノ如シ

第一區　造船工場　鐵工、木工、船具工、定夫　二名

第二區　機械工場　旋盤工、仕上工、器具工　四名

第三區　橋梁工場　橋梁工　二名

第四區　製罐工場　製罐工、鍊鐵工、銅工　二名

第五區　鑄造工場　鑄造工、木型工　二名

第六區　動力工場　檢査工、電工、火夫、倉庫定夫、荷造工　一名

第七區　起重機工場　一名

第八區　鶴見機械工場　一名

第九區　自動車工場　鶴見鑄物工場　一名

第三條　選擧人及被選擧人ノ資格ハ選擧期日ノ月頭現在ノ職工名簿ニ依ル但シ選擧當日迄ニ資格ヲ失フヘキ事由ヲ生シタル者ハ委員ヲ選擧シ又ハ之ニ選擧セラルヽコトヲ得ス

第四條　選擧事務ヲ處理スル爲左ノ役員ヲ置ク

選擧長　一名

選擧管理人　若干名

選擧立會人　若干名

選擧長ハ職員中ヨリ社長之ヲ指名ス

選擧管理人ハ職員中ヨリ選擧長之ヲ選任ス

第五條　選擧ハ單記無記名投票トシ投票ハ一人一票トス

第六條　投票用紙ハ本會社所定ノ用紙ヲ使用シ選擧當日之ヲ選擧人ニ交付ス

第七條　各選擧區ニ投票所ヲ設ケ各投票所ニ投票函ヲ置ク

選擧人ハ投票所ニ於テ投票用紙ノ交付ヲ受ケ之ニ自ラ被選擧人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

第八條　投票ヲ終リタルトキハ選擧管理人ハ其旨ヲ選擧長ニ報告シ其指揮ヲ受ケ選擧立會人立會ノ上遲滯ナク開票スヘシ

第九條　左ノ投票ハ之ヲ無效トス

一、成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二、一票中ニ二人以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三、被選擧人ノ氏名ノ外餘事ヲ記載シタルモノ

但シ被選擧人ノ工場（又ハ課、係）名職名ヲ附シタル者ハ此限リニ在ラス

四、被選擧人ノ氏名ヲ確認シ難キモノ

第十條　各選擧區ニ於テ有效投票最多數ヲ得タル者ヲ以テ順次其區ノ當選者トシ次點者ヲ補缺員トス

第十一條　得票數相同シキ者ノ順位ハ左ノ順序ニ依ル

一、勤續年數ノ長キモノ

二、年長ノモノ

第十二條　開票ヲ終リタルトキハ選擧管理人ハ其結果ヲ直ニ選擧長ニ報告スヘシ

第十三條　選擧長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ當選者ヲ決定シ其氏名表ヲ社長ニ提出スヘシ

第十四條　社長ハ選出委員ノ當選者並補缺員ノ氏名ヲ社内ニ公示ス

株式會社新潟鐵工所蒲田工場協議會

一、所　在　地　東京市蒲田區新宿町二八〇

二、關係工場鑛山其他の事業場
　イ、名　稱　株式會社新潟鐵工所蒲田工場
　ロ、業　種　內燃機關製造
　ハ、勞働者數　男　六四七　女　七一　計　七一八

三、組　織
　イ、單　位　一工場單位（但し部會の場合職場單位）
　ロ、委員數　勞　二一名　資　二八名　計　四九名
　ハ、委員選定方法　從業員中より會社の指名に依る

四、權限及協議事項
　イ、權　限　單なる諮問機關に過ぎず但全從業員が提案權を有し此の提案に對する討議狀況を委員長より會社に報告するを以て間接に會社の意思の決定に參與するものと見ることを得
　ロ、協議事項　一、作業方法及機械器具の改善　一、運動及衞生　一、經費の節約　一、福利增進　一、災害防止　其他會社より臨時に協議を命ぜられたる事項

五、設立の動機沿革
　當工場の單獨組合たる蒲田勞友會が昭和七年八月解散したる右意思疎通機關の必要を感じたると又一面には作業能率の增進には勞資協力するの必要を感じたるに因る

六、設立年月日　昭和八年四月

七、會　議
　イ、開會度數　總會年二回　工場部會年二回　委員會年二回
　ロ、議長選定方法　會社の指名に依る
　ハ、議事方法　議決せず懇談を重ぬるのみ

八、設立後の狀況
　イ、決議又は申出事項の實行成績概要　申出事項は撰擇許さるる範圍內に於て實行しつつあつて其成績頗る良好なり
　ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資双方に非常なる好影響を及ぼし作業能率の增進福利施設の改善は勿論意思の疎通機關として重大なる役割をなす

九、勞働組合との關係　なし

一〇、昭和十年中に於ける狀況
　イ、開會度數　九回
　ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項
　一、鑄物の不良を防止する方法

二、鑄型にんばんの製作裝置の件
三、本會に工場部會設置の件
四、從業員福利施設の件
五、工場設置の補修改善に關する數件
六、職工期末手當の件
一一、其の他參考事項
右の成績良好にして勞資の感想として特記すべきものなし

工場協議會規程

第一條　當工場に於ケル作業能率ノ增進及經費ノ節約ヲ圖ルト共ニ從業員ノ幸福ヲ增進スル目的ヲ以テ工場協議會ヲ設置ス

第二條　本會ハ左ノ事項ヲ調査研究ス
一、作業能率ノ增進
二、作業方法及機械器具等ノ改善
三、經費ノ節約
四、工場整頓
五、災害防止
六、修養
七、運動及衞生
八、福利增進

九、其ノ他ノ會社ヨリ臨時ニ協議ヲ命セラレタル事項

第三條　當工場從業員ハ何人ヲ問ハス前條各號ノ一ニ該當スル事項ニ付改善意見アルトキハ第七條ニ定ムル各種ノ會議ニ議案ヲ提出スルコトヲ得

前項ノ議案ハ豫メ口頭又ハ文書ヲ以テ所屬職組長又ハ係員ヲ經由シ委員長又ハ議長ニ提出スルモノトス

第四條　本會ハ委員長及委員若干名ヲ以テ組織ス

第五條　委員長及委員ハ從業員中ヨリ會社之ヲ指名ス
委員長ハ總員又ハ小委員會ノ議長ニ任ス
委員長及委員ノ任期ハ一ケ年トス但シ重任ヲ妨ケス

第六條　本會ニ委員長ノ指名スル幹事ヲ置キ會務ヲ處理セシム

第七條　本會ハ年二回總會ヲ開催ス但シ必要アルトキハ臨時總會、小委員會又ハ別ニ定ムル規程ニ依リ工場部會ヲ開催スルコトヲ得

第八條　委員ノ外本會ノ會議ニ出席シ得ル者左ノ如シ
一、支配人、工場長及部長
二、議案ニ關係アル係員ニシテ會社ヨリ出席ヲ命セラレタル者
三、第三條ニ依ル議案提出者ニシテ議案說明ノ爲會社ヨリ出席ヲ命セラレタル者

附　則

第九條　本規程ハ昭和十年十二月ヨリ之ヲ實施ス

工場協議會工場部會規程

第一條　本會ノ運用ヲ適切ナラシムル目的ノ以テ工場部會ヲ設置シ各工場特有ノ左記事項ヲ審議セシム

以上

一、作業能率ノ增進
二、作業方法及機械器具等ノ改善
三、經費ノ節約
四、工場整頓
五、其ノ他部長ヨリ臨時ニ協議ヲ命セラレタル事項

第二條　當分ノ間左ノ四分會ヲ設ク

鑄造工場部會　所屬工場　PQDZDHL
機械工場部會　〃　MGEXKNTSY
仕上組立工場部會　〃　ABW
臨時品工場部會　〃　CK

第三條　各工場部會ハ其ノ工場所屬ノ本會委員及部長ノ指名シタル者ヲ以テ組織ス

第四條　工場部會ノ議長ハ議題ノ主タル內容ニ基キ部長又ハ部長ノ選任シタル主任ヲ以テ之ニ充ツ

第五條　每年四月及十月ニ各工場部會ヲ開催ス但シ必要ニ應ジ臨時ニ之ヲ開催スルコトヲ得

第六條　議長ハ工場部會ノ終了後遲滯ナク議事錄ヲ作製シ部長ノ檢閱ヲ經テ之ヲ本會委員長ニ提出スヘシ

工場協議會諸會及安全委員會　開催月次表

一月	總會	五月	安全
二月	安全	六月	小委員
三月	小委員會	七月	總會
四月	部會	八月	安全
九月	小委員		
十月	部會		
十一月	安全		
十二月	小委員		

工場協議會總會　一月及七月
同　工場部會　四月及十月
同　小委員會　三月、六月、九月、十二月
安全委員會　三月、五月、八月、十二月

亀戸工場茶話會

一、所在地
東京市城東區亀戸町八ノ一八〇

二、關係工場鑛山其他の事業場
イ、名稱　株式會社日立製作所亀戸工場
ロ、業種　諸機械製造
ハ、勞働者數　男　三、二〇八名　女　四〇八名　計　三、六一六名

三、組織
イ、單位　一工場
ロ、委員數　勞　四二名　資　一一名　計　五三名
ハ、委員選定方法　役付職工三〇名は工場長任命し職工代表一二名は職工の互選による　工場幹部一一名は工場長の任命

四、權限及協議事項

二回
二回
四回
四回

イ、權　限　意思の疎通を圖る程度にして權限なし
ロ、協議事項　工場業務に關する件　機械工具整備增設の件　其他勞働條件に關する件を懇談的に協議す

五、設立の動機沿革
設立の動機なきも懇談的に意思の疎通を圖り作業能率の增進一般需給關係緩急の徹底に資する爲開始し未だ勞働條件等に論及したることなし

六、設立年月日　大正八年九月二十七日

七、會の議
イ、開會度數　月一回
ロ、議長選定方法　懇談的に希望を述べ座長並に幹事に於て參考として聽取する程度

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　機械工具整備に關し申出をなし大體必要と認められたる場合は之を設備する程度
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　工場幹部は常に從業員に接觸し意思の疎通を圖り作業能率增進に資する處大なり
職工側は會議の度毎に賃銀は仕拂れ茶及晩飯を供せられ物質上の利益大なり

九、勞働組合との關係　なし

一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　十二回
ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項
一、工場作業狀況病氣傷害能率增進に對する工場長の希望
二、指定醫師の患者處遇問題
三、健康保險組合設立の件
四、機械器具類の整備增設の件

一一、其の他參考事項　なし

龜戸工場茶話會々則

第一條　茶話會ハ工場ノ業務ニ關スル談話ヲ爲スヲ以テ目的トス
第二條　茶話會ニ出席スヘキモノ左ノ如シ
工場長、係長、職長、及組長、職工代表若干名
第三條　職工代表者ノ數及其選擧方法ハ別ニ定ムル所ニ依ル
第四條　職工代表者ノ任期ヲ一ケ年トス　但シ重任ヲ妨ケス
第五條　本會ニ座長並ニ幹事ヲ置ク
座長ハ工場長トシ幹事ハ庶務係員一名之ニ任ス
第六條　本會ハ業務ニ差支ヘナキ限リ毎月一回之ヲ開催ス

工場茶話會職工代表者選擧方法

一、選擧及被選擧人資格

選舉人――三ケ月以上勤續ノ常傭職工　被選舉人――六ケ月以上勤續ノ常傭職工

但シ事務手、製圖手、見習工及女工ハ選舉及被選舉權共除外ス

二、選舉區及代表者數

組立工場	一名	機械工場ポンプ工場工程方　一名
鑄物工場	一名	木型工場　一名
製罐鍛冶工場	一名	工具工場　一名
小物工場	一名	運搬方　一名
電氣工場	一名	變壓器工場、冷凍工場　一名
試驗係、營繕方、發送方、倉庫	一名	計　十二名

備考　右人員ハ大体職工百五十名ノ職場ヨリ一名

百五十名未滿ノ職場ヨリ一名ヲ選出スル方針

三、投票時刻

選舉當日正午ヨリ午後零時三十分迄（晝休中）

一、投票ハ庶務係ニ於テ之ヲ管理シ各投票所毎ニ其區ノ係員及職長（又ハ組長）一名乃至二名ニ依囑シ之ヲ執行ス

二、庶務係ハ各選舉區ノ投票所ヲ定メ選舉前日迄ニ之ヲ公示ス

三、投票ハ一人一票トシ當日投票所ニ於テ用紙ヲ交附ス

投票ニハ選出セントスル者ニ姓名ヲ自書スルヲ要ス

四、投票ハ姓名以外ノ餘事ヲ記載スヘカラス但シ職名敬稱等ハ此ノ限リニアラス

五、開票ハ當日午後一時ヨリ庶務係員並ニ職員組長中ノ年長者及現職工代表者中ノ年長者各一名立會ノ上開始ス

六、最多數ノ得票者ヲ以テ當選トス　投票數相同シキ時ハ年長者ヲトリ年齡相同シキ時ハ當工場ニ勤續セル年數長キ者ヲ當選トス

七、投票ノ幼力ニ疑義アル場合ハ庶務係並ニ立會人協議ノ結果之ヲ決ス

八、右ノ投票ハ之ヲ無効トス

（イ）選舉人又ハ被選舉人ノ誰ナルヤ確認シ難キモノ

（ロ）自己ノ選舉區外（所屬ノ）ノモノヲ選舉シタルモノ

（ハ）定員以上ノ被選舉人ヲ記載シタルモノ

（ニ）規定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

（ホ）選舉セントスルモノノ姓名ヲ自書セサルモノ

（ヘ）被選舉ナキモノノ姓名ヲ記載シタルモノ

（ト）其他本規定ニ違反シタルモノ

京都府

救濟奬勵及制裁委員會

一、所在地

京都市下京區鳥居町一

二、關係工場

イ、名　　稱　鐘淵紡績株式會社下京工場
ロ、業　　種　絹絲紡績
ハ、勞 働 者 數　男　九八名　女　一、〇二七名　計　一、一二五名
三、組　　織
イ、單　　位　一工場
ロ、委 員 數　十五名（各五名）
ハ、委員選定方法　職員中より一名宛推選
四、權限及協議事項
イ、權　　限　職工の扶助又は救濟勵奬及制裁に關する諸般の事項審査
ロ、協 議 事 項　前項記載事項
五、設立の動機沿革
社是の確立を期し之が達成せんが爲めに設立したるものなり
六、設 立 年 月 日　明治四十四年七月
七、會　　議
イ、開 會 度 數　隨時
ロ、議長選定方法　互選
ハ、議 事 方 法　懇談的多數決
八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績　實行成績良好
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資間頗る圓滑なり
九、勞働組合との關係　なし
一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開 會 度 數　二〇回
ロ、同年中に於ける主なる協議事項　扶助料退社手當金等に付き懇談す
一一、其の他參考事項
社是たる大家族主義の精神に則り克く協調し工場長以下一般勞働者を以て任し勞働委員會等の名稱を云ふを嫌へり

鐘淵紡績株式會社從業員制裁規定

第一條　當社各工場ニ制裁委員ヲ置キ工手及使用人ノ制裁ニ關スル諸般ノ事項ヲ審議セシム
第二條　制裁委員會ハ工場長ノ諮問機關トシ事件發生ノ都度當該工場長之ヲ招集ス
第三條　制裁委員會ハ祕密會トシ之ヲ公開セス
第四條　制裁委員ハ各工場ノ事情ニヨリ其員數ヲ一定セサルモ左ノ職員中ヨリ各壹名以上ヲ推薦セシムルモノトス
（イ）工手制裁委員、事務員、工務員及工手
（ロ）使用人制裁委員、事務員及工務員
第五條　制裁委員ハ互選ヲ以テ壹名ノ委員選定ス
制裁委員長ハ制裁委員會ヲ統轄シ、諮問事項ニ對スル審議ノ模樣及其結果ヲ工場長ニ報告スルモノトス
第六條　幸福增進係ハ制裁委員會ニ出席シ自己ノ意見ヲ表明スヘシ

第七條　工場長ハ制裁委員長ノ報告及制裁委員會ニ於ケル幸福增進係ノ意見ヲ參酌シ事件ヲ處置ス

第八條　制裁委員ハ審議スヘキ事項カ自己又ハ父母兄弟姉妹若シクハ妻子ノ身上ニ關スルトキハ其審議ニ加ハルコトヲ得ス

第九條　制裁委員會ノ審議ニ附セラレタルモノ其事由ヲ疏明シテ制裁委員ノ一部又ハ全部ヲ忌避スルコトヲ得、此場合工場長ニ於テ正當ノ事由アリト認メタルトキハ制裁委員ノ補充ヲ行ヒ之ニ代ラシムヘシ

第十條　制裁處分ヲ受ケタル者處分ニ對シ不服アルトキハ社長ニ再審ヲ申請スルコトヲ得、此場合工場長ニ於ハ營業部制裁委員又ハ他工場ノ制裁委員ヲシテ審議セシムルコトアルヘシ

第十一條　制裁委員ニシテ處分ヲ受ケタルモノハ爾後其資格ヲ失フ

第十二條　制裁委員ノ任期ハ貳箇年トシ三月末之ヲ改選ス

但再選スルコトヲ妨ケス

第十三條　制裁委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ直チニ之ヲ補充スヘシ

但補充ニヨル制裁委員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第十四條　制裁ハ其行爲ノ輕重ニヨリ左ノ五種トス

一、說諭　二、遣責　三、待遇停止　四、論旨解雇　五、制裁解雇

第十五條　左ニ該當スルモノハ制裁セラルヘシ

一、工場ノ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル行爲ヲ爲シ又ハ爲サントシタルモノ

一、故意ニ機械、器具、什器、製品、原料及諸建物ヲ毀損シ又ハ毀損セントシタルモノ

一、故意ニ會社ノ不利益ヲ企圖シ又ハ企圖セントシタルモノ

一、自己ノ姓名、經歷其他ヲ僞リテ入社セルモノ

一、上役ノ命ニ從ハス情意ニシテ業務ニ不熱心ナルモノ

一、他人ニ暴行ヲ加ヘ又ハ脅迫シタルモノ

一、他人ノ財物ヲ竊取シタルモノ

一、射倖ノ目的ヲ以テ財物ヲ賭シ賭博又ハ之ニ類似ノ行爲ヲ爲シタルモノ

一、工場ノ安寧秩序ヲ害スルノ虞アル文書圖書其他ノ物ヲ頒布シ若シクハ作成シタルモノ

一、虛僞ノ風說ヲ流布シ或ハ故意ニ人ノ信用ヲ害シ、又ハ害セントシタルモノ

一、工手ヲ敎唆煽動シ或ハ誘惑シ又誘惑セントシタルモノ

一、人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シ又ハ他人ノ物ヲ橫領シタルモノ

一、原料、製品、機械、補足品、工場消耗品、電氣用品、賄所用品、其他如何ナル物品ヲ論セス其目的外ニ使用シ又ハ散亂セシメ或ハ他ニ之ヲ持出ス等會社ノ所持品ヲ粗略ニ取扱フモノ

一、工場構內所定以外ノ場所ニ於テ喫煙シ又ハ公衆衞生ヲ害スル行爲ヲ爲シタルモノ

一、酒氣ヲ帶ヒテ出勤シ又ハ構內ニ立入リタルモノ

一、其他社長ニ於テ制裁スヘキト認メタル行爲アルモノ

附　則

本社及營業部ニハ本規定ヲ準要ス

鐘淵紡績株式會社職工奬勵に關する規定

一、當會社各店ニ奬勵委員ヲ置キ職工ノ奬勵ニ關スル諸般ノ事項ヲ審査セシム

一、奬勵委員ノ定員ヲ五名トシ左ノ職員中ヨリ少クトモ各一名ツヽ以上ヲ推薦スルモノトス

事務員、工務員、職工

但シ各店ノ事情ニ依リ定員ヲ增減スルコトヲ得

以上

一、奬勵委員ハ互選ヲ以テ一名ノ委員長ヲ選定ス
一、奬勵委員ノ任期ハ二箇年トシ毎年三月末之ヲ改選ス
但シ重任スルコトヲ得
一、奬勵委員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ直ニ補充スヘシ
一、職工奬勵ノ爲メ給與スル賞金左ノ四種トス
一、褒狀　一、褒章　一、物品　一、賞金
一、左ニ該當スルモノハ賞與ヲ附與ス
一、執務上ニ注意ヲ加ヘ業務勉勵衆工ノ模範タルヘキ者
一、火災其他事變ノ發生ニ當リ卒先防禦ニ盡力シ若クハ急遽ニ當該係員ニ告知シタルモノ
一、諸機械又ハ製造品ニ對シ便發ヲ與ヘ又ハ實發アル工夫ヲ案出シタルモノ
一、右ノ外奬勵委員ノ審査許決ヲ經テ社長ニ於テ善行ト認メタルモノ
一、奬勵委員ハ前條ニ記載スル場合ノ外、常ニ職工ノ願ヲ聞キ上役トノ間ニ其意思ノ疏通ヲ圖リ且職工中會社ノ爲メ利益アル注意ヲ申出テタル場合ニハ之ニ相當ノ賞與アラン事ヲ得

鐘淵紡績株式會社職工扶助規則

第一章　總則

第一條　當社本支店工場ニ救濟委員ヲ置キ職工ノ扶助又ハ救濟ニ關スル諸般ノ事項審査セシム
第二條　職工ノ扶助又ハ救濟ハ救濟委員長ノ報告ト工場管理人ノ意見トヲ參照シ衡議ノ上社長之ヲ決行ス但シ急ヲ要スル事件又ハ重大ナラサル事項ハ便宜上工場管理人ニ於テ救濟委員長ノ報告ニ基キ處理決行シ社長ニ報告スルモノトス

第三條　救濟委員ノ定員ヲ五名トシ左ノ職員中ヨリ少クトモ各一名ヅヽ以上ヲ推選セシムルモノトス但シ本支店工場ノ事情ニヨリ定員ヲ增減スルコトヲ得
第四條　救濟委員ハ互選ヲ以テ一名ノ委員長ヲ選定ス
第五條　救濟委員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年十二月之ヲ改選ス
但シ重任スルコトヲ得
第六條　救濟委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ直ニ補充スヘシ

工場安全委員會

一、所在地
京都市右京區太秦安井馬塚町七
二、關係工場
イ、名稱　工場安全委員會
ロ、業種　ペークライト製造
ハ、勞働者數　男　二八名　女　二名　計　三〇名
三、組織
イ、單位　一工場
ロ、委員數　八名

八、委員選定方法　各持場の係責任者及其他より選出す　舊工場二名　新工場　三名　研究部　二名　事務所　一名

四、權限及協議事項

イ、權　限　協議又は審査し決議事項を具申し其の實施を懇請す

五、設立の動機沿革

昭和十年八月待遇改善賃銀値上等の要求に關し爭議發生せしにより之が勞資間の意志疎通機關として設立す

六、設立年月日　昭和十年十二月四日

七、會　議

イ、開會度數　毎月一回

ロ、議長選定方法　互選

ハ、議事方法　全會一致

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　良好

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資間の意志の疎通圓滑となり能率增進し勞働者側も理解するに至る

九、勞働組合との關係

イ、關係勞働組合名及組合員數　全日本勞働總同盟京聯右京第二支部　加盟組合員　十三名

ロ、關係勞働組合の態度　委員會とは何等關係なく組織あるも有名無實なり

ハ、勞働協約の有無　なし

ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　同委員會の設立に依り活動の餘地なし

ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　なし

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　五回

ロ、同年中に於ける主なる協議又は懇談事項　福利增進に關する事項　工場內諸設備事項　能率增進に關する事項

一一、其の他參考事項

勞資双方共に勸奬す

工場安全並能率增進委員會內規

第一條　當會社從業員中ヨリ工場安全委員ヲ選定ス

但シ委員ハ定員八名トス

第二條　委員ハ各持場ノ係責任者及其他ヲ以テ組織ス

但シ持場ハ次ノ通リトス

（イ）舊工場　二名

（ロ）新工場　三名

（ハ）研究部　二名

（ニ）事務所　一名

第三條　委員ハ左記各項ニ付キ協議又ハ審査ノ決議事項ヲ會社當局者ニ具申シ其實施ヲ懇請スルモノトス

(イ) 會社當局者ヨリ諮問アリタル事項
(ロ) 工場ノ危害防止事項
(ハ) 從業員ノ福利增進ニ關スル事項
(ニ) 從業員ノ職務奬勵ニ關スル事項
(ホ) 從業員ノ制裁ニ關スル事項
(ヘ) 工場能率增進ノ爲ニスル設備、衞生、製品ノ改善及ヒ改良等ニ關スル事項

第四條 當委員會ハ議事進行ノ都合上委員中ヨリ互選ヲ以テ委員長一名ヲ選出ス

第五條 當委員會ハ每月一回第一休日ノ前日午後ニ開催スルモノトス、但シ緊急ヲ要スル場合ハ臨時開催スルコトアルヘシ

第六條 從業員奬勵方法ハ左記ノ通リトス

一、賞狀　二、物品給與　三、賞金

第七條 左ニ該當スルモノハ賞與ヲ附與ス

(イ) 執務熱心ニシテ業務勉勵衆人ノ模範タルヘキモノ
(ロ) 火災其他天災事變ニ際シ卒先防禦ニ盡力シ應急ノ處置ヲ採リタルモノ
(ハ) 設備並ニ製作方法ニ付キ考案又ハ發明ヲナシ實益ヲ擧ケタルモノ
(ニ) 其他委員會一致ノ表決ニヨルモノ

第八條 從業員ノ制裁方法ヲ左ノ通リ定ム

一、說諭　二、譴責　三、論旨解雇　四、制裁解雇

制裁ニ關スル委員會ニ於テ委員ニ直接利害關係アル場合ニハ當該委員ハ出席ヲナサヽルモノトス

第九條 制裁委員會ハ秘密會トシ公開セザルモノトス

第十條 制裁委員會ノ審議事項ニシテ工場從業員全員四分ノ三以上ノ反對意見提出アリタル場合ニハ一部又ハ全部ヲ取消シ再審査ヲナスヘキモノトス

第十一條 左ニ該當スルモノハ制裁セラルヘシ

(イ) 工場ノ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル行爲ヲ爲シ又ハ爲サントシタルモノ
(ロ) 故意ニ機械、器具、什器、製品、原料及諸建物ヲ毀損シ又ハ毀損セントシタルモノ（自己ノ不注意ニ因リ機械其他ヲ毀損シタル場合モ同シ）
(ハ) 故意又ハ重大ナル過失ニヨリ會社ノ不利益ヲ企圖シ又ハ企圖セントシタルモノ
(ニ) 原料、材料、仕入先、製品販賣係統並ニ價格等ノ製作及營業上ノ秘密ヲ漏洩シタルモノ
(ホ) 工場設備、製作工程、製品ノ調合等ノ技術上ノ秘密ヲ漏洩シタルモノ
(ヘ) 自己ノ姓名、經歷其他ヲ僞リテ入社セルモノ
(ト) 上司ノ命ニ從ハズ又ハ怠惰ニシテ業務ニ不熱心ナルモノ
(チ) 同僚間ニ暴行ヲ加ヘ又ハ脅迫シタルモノ
(リ) 他人ノ財物ヲ窃取シタルモノ
(ヌ) 工場ノ安寧秩序ヲ害スル虞アル文書、圖書其他ノ物ヲ頒布シ若ハ作成シタルモノ
(ル) 故意ニ人ノ信用ヲ害シ又ハ害セントシタルモノ
(ヲ) 同僚ヲ教唆、煽動シ或ハ誘惑シ又ハ誘惑セントシタルモノ
(ワ) 原料、製品、機械補足品、工場消耗品、電氣用品其他如何ナル物品ヲ論セス其目的外ニ之ヲ使用シ或ハ他ニ之ヲ持出ス等會社ノ所有品ヲ物略ニ取扱フモノ

（カ）工場構内ニ於テ痰ニ喫煙シ又ハ公衆衛生ヲ害スル行爲ヲナサシタルモノ
（ヨ）酒氣ヲ帶ビテ出勤シ又ハ構内ニ立入リタルモノ
（タ）其他會社當局ニ於テ制裁ス可キモノトシテ注意アリタルモノ
本委員會ハ議事錄ヲ作製シ永久ニ保管スルモノトス

大阪府

發動機製造株式會社勞聖會

一、所在地
大阪西淀川區大仁本町東二丁目三番地

二、關係工場鑛山其他の事業場
イ、名稱　發動機製造株式會社
ロ、業種　發動機及諸機械製造業
ハ、勞働者數　男　四三五名　女　一六名　計　四五一名

三、組織
イ、單位　工場單位
ロ、委員數　職員　六名　職工　十名　計十六名

ハ、委員選定方法　職員の六名は會社の指名、職工の十名は選擧に據る

四、權限及協議事項
イ、權限工場經營及び待遇問題凡ての事項を審議す
ロ、協議事項　工場經營に關する一切の事項に關し審議す

五、設立の動機沿革
備考被備者相互の信賴と諒解とを完全にし產業界の發達を期すると共に被備者の救濟修養福利を增進し共同責任を重んじ正義を尊び技術を練磨し社會的地位の維持改善を計らんか爲めに設定するもの

六、設立年月日　大正八年十一月一

七、會議
イ、開會度數　月一回
ロ、議長選定方法　職員の委員中より推薦す
ハ、議事方法　懇談の形式を採り裁決は社長の一存とす

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　決議の大部分を採用實行に移しつゝあり
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資双方は相當効果を齎らし諸紛議を未然に防止するの安全辨たるの感あり

九、勞働組合との關係
イ、關係勞働組合名及組員數　全國勞働組合評議會大阪金屬勞働組合北支部

ロ、關係勞働組合の態度　本勞働委員會の背後にありて之を支援し且監視的態度にあり

ハ、勞働協約の有無　なし

ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　好意を與へつゝあり

ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　稍干渉的にして勞働組合に對しては不即不離の形勢を有てつゝあり

一〇、昭和十年中に於ける狀況

一、會社として實施せんとする事項中職に關連するものは豫め協議に附すること

一、見習工の採用方法に關する件

一、臨時工の連續二期採用廢止の件

一、工場設備改善に關する件

勞聖會々則

第一章　總則

第一條　本會ハ勞聖會ト稱ス

第二條　本會ハ發動機製造株式會社職工（工手、工手補ヲ含ム）全員ヲ以テ組織ス

第三條　本會ノ事務所ハ發動機製造株式會社内ニ置ク

第四條　本會々則ハ委員會ノ決議ヲ經發動機製造株式會社々長ノ同意ヲ得テ之ヲ變更スルコトヲ得

第二章　目的及施設

第五條　本會ハ左ノ綱領ノ精神ヲ實徹スルヲ以テ目的トス

一、傭者被傭者相互ノ信賴ト諒解トヲ完全ニシ以テ産業界ノ健全ナル發達ヲ期スルト同時ニ被傭者ノ共濟修養及福利ヲ增進センコトヲ期ス

二、共同ノ責任ヲ飽クマデ重ンジ正義ヲ尚ビ自由ヲ愛シ技術ヲ練磨シ勤倫力行以テ社會的地位ノ維持改善ヲ圖ラムコトヲ期ス

第六條　本會定期委員會ハ每月一回委員長ヲ招集シ必要ニ應シテハ臨時委員會ヲ開クコトアルヘシ

但シ臨時委員會ハ全委員定數ノ半數以上ノ者ヨリ請求アリタル時又ハ委員長ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル時ニアラサレハ招集スルコトヲ得ス

第七條　本會ノ目的ヲ達センカ爲メニ左ノ範圍内ニ於テ本會委員會ハ會社ノ諮問ニ應シ又ハ會社ニ對シ自ラ提案ナシ得ルト同時ニ機宜ニ應シ社長ノ同意ヲ經タル決議事項ノ施設ヲナス

解雇條件（別紙覺書ノ通リ）危險防止保健衛生風紀教育修養研究慰安休養互助共濟及福利增進ニ關スル事項

第三章　會員ノ資格

第八條　本會々員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、正會員　滿十七歲以上ノ男子職工ニシテ發動機製造株式會社ニ九十日以上在職スル者

二、準會員　在職日數九十日ニ滿タザル者、女子及滿十七歲未滿ノ者ニシテ發動機製造株式會社ニ在職スル者

三、客　員　發動機製造株式會社重役及正準會員以外ノ從業員但シ臨時工ハ本會々員タルコトヲ得ス

第九條　正會員ハ本會選出委員ノ選擧權ヲ有ス

第十條　本會々員ハ每月左記ノ會費ヲ納付スルノ義務アルモノトス

正會員　金貳拾錢

準會員　金拾錢

但シ既納ノ會費ハ如何ナル事由ニヨルモ返戻スルコトナシ

第四章　入會及退會

第十一條　本會々員ハ發動機製造株式會社ニ入職ノ日ヲ以テ入會退職ノ日ヲ以テ退會ス

第五章　機關

第十二條　本會ニ左ノ役員ヲ設ク

委員長　一名
副委員長　一名
助役　一名
指名委員　選出委員ト同數
選出委員　各工場規定選擧區正會員三十名毎ニ一名ノ割合ニテ選出シ端數ハ十五名以上ナルトキニ一名ヲ加フルモノトス
但シ單獨區ニアリテハ十五名以下ト雖一名ヲ選出スルコトヲ得
會計監査役　一名
會計係　一名

尙必要ニ際シテハ特別委員ヲ委員會ニ於テ臨時指名選出スルコトアルヘシ

第十三條　役員ノ選出方法及任期左ノ如シ

一、委員長ハ指名委員中ヨリ選出シ、副委員長及助役ハ選出委員中ヨリ互選ス
二、指名委員ハ會社ノ事務者側ヨリ社長之ヲ指名シ選出委員ハ左記ノ資格ヲ具備シタル本會正會員中ヨリ各所屬職工一般投票ニヨリ選擧セラレタルモノヲ以テス
尙各役員ノ任期ハ滿一ケ年トシ選擧ノ日ヨリ之ヲ起算シ毎年七月改選ヲ行ヒ選擧名簿編成ハ毎年六月末日ヲ基準トス
但シ再選竝任ヲ妨ケス

三、本會指名委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ社長之ヲ指名シ選出委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ其ノ所屬區ニ於テ補缺選擧ヲ行フ
但シ任期ハ其ノ殘任期間中トス
四、選出委員資格左ノ通リトス
滿一ケ年以上勤續正會員ニシテ年齡二十歳以上ノモノトス
五、各課選擧區ヲ規定スルト左ノ如シ

素材課
木型工場、鑄工場、鍛工場ノ三區
機械課、仕上課、檢査課及計畫課
以上ノ四課ハ各單獨區トス

第十四條　本會選出委員ノ選擧ヲ行フトキハ其ノ日時及場所ヲ投票五日前迄ニ工場内適當ノ場所ニ揭示スヘシ

第十五條　本會選出委員ノ選擧管理人ハ前期選出委員中ヨリ互選ヲ以テ各區一名宛ヲ選出シ各區ヲ擔當スルモノトス
尙投票ノ際ハ各區正會員代表者三名ヲ立會セシムヘシ

第十六條　投票ノ數力ハ其管理人竝ニ立會人之ヲ決定ス

第十七條　本會選出委員ノ投票ハ連記無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ　但シ代筆ヲ許サス

第十八條　本會選出委員ハ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヨリ順次當選者ヲ定ム、得票同シトキハ年長者ヲ取リ生年月日同シトキハ入社順トス

第十九條　指名委員ハ左ノ場合ニ於テ其ノ資格ヲ失フ

一、指名者側ヨリ解任セラレタルトキ
二、指名委員ヲ辭シタルトキ

三、退職シタルトキ

第二十條　選出委員ハ左記ノ場合ニ於テ資格ヲ失フ

一、所屬投票區ノ選擧有權者三分ノ二以上ノモノヨリ不信認ノ申出アリ委員會ニ於テ之ヲ認メタルトキ

二、選出委員ヲ辭シタルトキ

三、引續休業二ケ月ヲ超ユルトキ

四、退職シタルトキ

第二十一條　役員ノ職分ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、委員長ハ委員會ヲ統轄シ委員會ノ決議事項ヲ會社ニ申告スルト同時ニ會議錄ヲ調製シテ出席委員ノ氏名及協議事項ヲ記載ノ上出席指名及選出委員各二名ヲ選ヒ署名捺印セシムルモノトス

二、副委員長ハ會社ノ同意ヲ得タル委員會ノ決議ニヨリ本會々務ヲ掌理シテ本會ノ目的貫徹ニ勞ムルト共ニ委員會ニ於テハ委員長ヲ扶ケ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三、助役ハ副委員長ヲ扶ケ本會々務ヲ掌リ副委員長事故アル時ハ之ヲ代理ス

四、各委員ハ會社ノ諮問及委員會ノ提案事項ニツキ調査研究審議シ併テ委員會ノ意度ヲ決議スルモノトス

又會社ノ同意ヲ經タル決議事項ノ遂行ニ關シテハ其ノ責ニ任スルモノトス

第二十二條　委員長ハ本會委員會ノ開催日時及附議事項ニ關シ開會三日前迄ニ各委員ニ通告スルヲ要ス、但シ急ヲ要スル場合ハ此ノ限リニアラズ

第二十三條　委員長、副委員長、助役及各委員ハ委員會ノ決議事項ニ關シ同等ノ發言權及票決權ヲ有スルモノトス

尙票決方法ニ關シ委員長ハ重大ナル事項ニツイテハ無記名投票ヲ行フモ差支ナシ

第二十四條　本會各委員ハ本會ノ目的ニ關シ發言シタル意見及票決ガ會社ノ意思ニ反スル場合ト雖處罰セラルルコトナシ

第二十五條　本會委員會ニ於テ審議シタル決議事項ハ委員長ニ附託シテ之ヲ社長ニ提出シ其ノ同意ヲ得テ之ヲ實施ス、若シ同意ヲ得サルトキハ之ヲ再議ニ附ス

第二十六條　本會委員會ハ各委員定數出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

指名委員ニ缺席者アリタルトキハ會社ハ直ニ指名補充シ選出委員ノ場合ハ缺席委員所屬投票區ノ次點者ヲ以テ順次補充ス

第二十七條　本會正會員ニシテ委員ノ所置ヲ不當ト認メタルトキハ副委員長ニ申出スヘシ

第二十八條　本會正會員ニシテ委員ノ所置ヲ不當ト認メタル場合ハ其ノ委員所屬投票區正會員二分ノ二以上ノモノノ同意ヲ得テ不信認ノ意思ヲ表示スルコトヲ得

第二十九條　本會正會員ニシテ委員ノ所置ヲ不當ト認メタルトキハ全會員ノ同意ヲ得テ不信認ノ意思ヲ表示スルコトヲ得

第三十條　前條ノ場合ニ於テハ委員長ハ委員會ノ解散ヲ宣シ一週間以內ニ委員ノ改選ヲ行フモノトス

尙指名委員ハ會社々長改メテ指名シ前役員ハ新委員會成立スル迄留任スルモノトス

第六章　會計

第三十一條　本會々計係及會計監査役ハ選出委員中ヨリ互選スルモノトス

第三十二條　會計監査役ハ本會々計ニ關シ隨時檢査スルコトヲ得

第三十三條　本會ノ收入支出及財產管理ニツイテ規定スルコト左ノ如シ

一、本會ノ經費ハ會員ノ醵出スル會費及寄附金ニ依ルモノトス

二、本會ノ收入金ハ最寄リ銀行ニ預金スルモノトス

三、總テノ支出金ハ全選出會員ノ同意ヲ得副委員長之レカ支出ヲ命ス

四、本會々費ノ集金ハ當會社會計係ニ囑託ス

第三十四條　本會々計報告ハ全選出委員ノ承認ヲ經テ每年一回工場內適當ノ場所ニ之ヲ揭示ス

第三十五條　本會ノ施設ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附　則

本會則ハ正會員タルヘキ職工全員ニ諮リ會社之ヲ認メタル日ヨリ效力ヲ生スルモノトス

覺　書

勞聖會々則第七條中解雇條件ニ關シテハ左記事項ニ限リ必ス會社ハ勞聖委員會ニ諮問スヘキコトヲ覺書ス

一、事業上餘儀ナク解雇スル場合ハ會社ハ其理由及人員ヲ一週間以前ニ諮問スヘキコト

但シ特別ノ事情アルトキハ一應諮問シ同意ヲ得タル後即時解雇スルコトアルヘシ

二、時間ノ伸縮ヲ行ハントスルトキハ其ノ理由ヲ釋明諮問スルコト

以　上

工場懇談會

一、所　在　地　大阪府中河內郡龍華町安中七二

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名　稱　住友アルミニユーム株式會社八尾工場

ロ、業　種　金屬壓延業

ハ、勞働者數　男六〇名　一六名　計　七六名

三、組　織

イ、單　位　一工場

ロ、委　員　數　指名委員　職員三名（會社の指名に依る）　選出委員　職工三名（職工の選出に依る）

ハ、委員選定方法　同

四、權限及協議項

イ、權　限　左の事項に關する會社の諮問又は委員の提案を懇談熟議す

ロ、協議事項

懇談事項

一、能率增進に關する件

一、教養慰安に關する事項

一、保健衞生及災害防止に關する事項

一、互助共濟に關する事項

一、其他福利施設に關する事項

五、設立の動機沿革

意思疎通の必要上設立せられたるものにして事業の進歩發達を圖り從業員の幸福增進に資するを以て目的とす

六、設立年月日

昭和七年二月二十七日

七、會　議

イ、開會度數　二ケ月に一回

ロ、議長選定方法　委員外より會社之れを指名す
ハ、議事方法　懇談

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　決議又は申出事項の約九割を實行す
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　意思疎通融和上多大の貢献をなし好結果を收む

九、勞働組合との關係なし

一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　參回
ロ、同年中に於ける主なる懇談事項
一、能率增進に關する事項　一二件
二、敎養慰安に關する事項　一件
三、保健衛生又災害防止の件　四件
四、其他福利施設に關する件　一件

一一、其の他參考事項
住友アルミニウム株式會社工場懇談會規則
第一條　本會ハ會社事業ノ進歩發展ヲ圖リ職工ノ幸福增進ニ資センカ爲會社ノ諮問又ハ委員ノ提案ニ付隔意ナキ諒解ヲ以テ懇談熟議スルヲ目的トス
第二條　本會ニ於テ懇談熟議スヘキ主ナル事項左ノ如シ

一、能率增進ニ關スル事項
二、敎養慰安ニ關スル事項
三、保健衛生及災害防止ニ關ス關事項
四、互助共濟ニ關スル事項
五、其他福利設施ニ關スル事項

第三條　本會ハ指名委員及ヒ選出委員ヲ以テ之ヲ組織ス
指名委員ハ職員中ヨリ會社之ヲ指名シ選出委員ハ職工之ヲ選擧ス

第四條　指名委員及ヒ選出委員ハ之ヲ同數トシ、板、硝兩工場別ニ各々參名以上五名以下ノ範圍ニ於テ之ヲ定ム

第五條　當社職工ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ハ委員ヲ選擧スルコトヲ得
一、定傭職工
二、年齡滿貳拾歲以上

第六條　當社職工ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ハ委員ニ選擧セラルヽコトヲ得
一、定傭職工
二、勤續六ケ月以上
三、年齡滿貳拾五歲以上

第七條　選出委員ノ選擧ハ每年貳月之ヲ行フ

第八條　選出委員ノ缺勤引續キ參ケ月以上ニ及フトキハ其資格ヲ喪フ

第九　指名委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ會社之ヲ指名ス
選出委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次點者ヨリ之ヲ補充スヽ次點者無キトキハ補缺選擧ヲ行フ

第十條　本會ノ議長ハ委員以外ノ職員中ヨリ會社之ヲ指名ス

第十一條　議長及委員ノ任期ハ壹ケ年トス

補缺委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條　本會ハ隔月一回、板、舊爾工場ニ於テ各別ニ之ヲ開催ス

第十三條　本會ニ出席ノ選出委員ハ該時間中賃金ノ支給ヲ受クルモノトス

附　則

第十四條　本規則ハ昭和七年二月二十七日ヨリ之ヲ實施ス

第十五條　第一回委員ノ選擧ニ付テハ本規則第六條第一項第二號ノ資格ヲ要セサルモノトシ、選擧期日ニ付テハ第七條ノ規定ニヨラサルモノトス

工場懇談會委員選擧細則

一、板、舊爾工場ニ於ケル選出委員ノ數ヲ左ノ通リトス

板　工　場　三　名

舊　工　場　三　名

二、選擧ノ期日ハ會社之ヲ定メ社内ニ揭示ス

三、選擧事務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

(一)選　擧　長　一　名

(二)選擧管理人　若干名

(三)選擧立會人　若干名

選擧長ハ職員中ヨリ會社之ヲ指名ス

選擧管理人ハ職員中ヨリ、選擧立會人ハ職工中ヨリ選擧長之ヲ選任ス

四、選擧人及ヒ被選擧人ノ資格ハ選擧期日ノ屬スル月ノ前月末日現在ノ職工名簿ニ依ル

但シ選擧當日迄ニ資格ヲ失フヘキ事由發生シタル者ハ其資格ナキモノトス

五、選擧ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ單記無記名トシ一人一票ニ限ル

六、各工場ニ投票所ヲ設ケ投票函ヲ置ク

選擧人ハ投票所ニ於テ投票用紙ノ交付ヲ受ケ之ニ自ラ被選擧人一名ノ氏名ヲ記載シテ投票スルモノトス

七、投票ヲ終リタルトキハ選擧管理人ハ其旨選擧長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受ケ選擧立會人立會ノ上遲滯ナク開票スヘシ

八、左ノ投票ハ之ヲ無效トス

(一)成規ノ投票用紙ヲ用ヰサルモノ

(二)一票中ニ二人以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

(三)被選擧人ノ氏名ノ外餘事ヲ記載シタルモノ

但シ被選擧人ノ所屬工場名職名等ヲ附シタルモノハ此限リニ在ラス

(四)被選擧人ノ何人タルヤヲ確認シ難キモノ

九、選擧ニ關シ疑アルトキハ選擧管理人及ヒ選擧立會人ノ意見ヲ徵シ選擧長之ヲ決定ス

十、各工場ニ於テ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ順次其當選者トス

但シ當該工場ニ於テ選擧スヘキ委員數ヲ以テ其選擧有資格總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ニヨリ當選者ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年長者ヲ先トス

十一、開票ヲ終リタルトキハ選擧管理人ハ其結果ヲ直ニ選擧長ニ報告スルモノトス

十二、選舉長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ當選者ヲ決定スルニ必要ナル調査ヲ爲シ之ヲ決定シタルトキハ各當選者ハ當選ノ旨ヲ通知シ同時ニ其所屬工場名及ヒ氏名ヲ會社ニ報告シ且之ヲ社內ニ揭示スルモノトス

工員代表委員會

一、所在地
大阪市北區天神橋筋四丁目二四ノ一二

二、關係工場鑛山其他の事業場
イ、名稱　古河電氣工業株式會社大阪伸銅所
ロ、業種　伸銅並に加工品物製造業
ハ、勞働者數　男　三九三名　女　二七名　計　四二〇名

三、組織
イ、單位單獨
ロ、委員數　三四名
ハ、委員選定方法　選擧（無記名）

四、權限及協議事項
イ、權限　代表委員會又は特別代表委員會

ロ、協議事項　勞銀、勞働時間、待遇衞生、休養、其他工員の利害に關する事項

五、設立の動機及沿革
動機同盟罷業、委員會設立以後別に其目的たる問題なく今日に至る

六、設立年月日
大正八年九月

七、會議
イ、開會度數　一定せず
ロ、議長選定方法　議長は常に所長にて選擧等に依らず
ハ、議事方法　會社の諮問に應じ意見の開陳又は提案をなす

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　實行成績は大体良好なり
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　概して良好なり

九、勞働組合との關係　なし

一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　一回
ロ、同年中に於ける主なる懇談事項　代表委員總會（新舊代表委員懇談會）

一一、其の他參考事項　なし

工員代表委員規則

第一條　代表委員ハ勞銀、勞働時間、待遇、衛生、休養其他工員ノ利害ニ關スル事項ニ付キ一同ヲ代表シ協調ノ目的ヲ以テ會社ノ諮問ニ應シ意見ヲ開陳シ又ハ提案ヲ爲スモノトス

第二條　代表委員ハ其ノ資格ヲ備フル事ヲ要ス

一、年齡滿十八歲以上ノ男子

二、滿一箇年以上ノ勤續者

三、既往一箇年以內謹愼以外ノ處分ヲ受ケサリシ者

四、刑事上ノ前科ヲ有セサル者

第三條　代表委員選擧有權者ハ滿三月以上勤續ノ工員トス

第四條　代表委員ノ選擧區竝ニ定員左ノ如シ

伸延工場	七區		十四名
鑄造工場	二區		四名
檢査	一區		一名
原動	一區		一名
倉庫	一區		一名
運搬	一區		一名
プレス	一區		一名
其他	一區		一名

但シ一區三名ノ代表委員ヲ選出スル場合ハ其所屬工員ヲ日給額順ニ配列シ各組ヨリ一名ヲ選出スルモノトス

役付工員代表委員ハ役付工員中ヨリ各區ニ於テ互選シ其總數ハ一般代表委員ノ總數ヲ超過セサルモノトス

第五條　選擧ハ無記名投票ニヨリ之ヲ行フ

第六條　最高ノ投票ヲ得タル者ヲ當選者トシ得票同點ノ際ハ年長者ヲ採リ若シ生年月日ノ同シトキハ入社順トス

第七條　代表委員ハ無報酬ニシテ其任期ヲ一箇年トシ重任セサルモノトス（但改選期ハ毎年五月トス）

第八條　代表委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次點者ヲ以テ補缺ス此場合共任期ハ前任者ノ殘任期間トス

但補缺ノ必要ヲ認メサル時ハ之ヲ行ハサル事アルヘシ

第九條　代表委員ハ左ノ場合ニ其資格ヲ失フモノトス

一、雇員以上ニ轉シタルトキ

二、業務ノ都合ニヨリ他區ニ轉シタルトキ

三、退職シタルトキ

四、謹愼以外ノ懲戒處分ニ附セラレタルトキ

第十條　特別ノ問題又ハ施設事項ノ爲メ特別委員ヲ要スルトキハ適宜代表委員中ヨリ互選ス

第十一條　代表委員會ハ委員過半數ノ出席ニヨリ成立ス

合資會社新田帶革製造所工場委員會

一、所在地

大阪市浪速區久保吉町

二、關係工場鐵山其他の事業場

イ、名　　稱　合資會社新田帶革製造所
ハ、勞働者數　男　五〇九名　女　四四名　計　五五三名

三、組　　織
イ、單　　位　工場單位
ロ、委　員　數　二十六名
ハ、委員選定方法　社長指命委員　十三名　職工選擧委員　十三名

四、權限及協議事項
作業時間の伸縮、賃銀の增減其他衛生及福利に關する事項

六、設立年月日
大正十年六月

七、會　　議
イ、開會度數　年二回
ロ、議長選定方法　社長指命
ハ、議事方法　多數決

八、設立後の狀況
イ、決議又は申出事項の實行成績概要　委員會成立後規約の定むる處に從ひ適時委員會を召集し來たるも會議は何時も滯りなく進捗
ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　相互圓滿にて現在の施設にして工場委員會の議定を俟つの必要殆んどなき狀態なり

九、勞働組合との關係　なし

一〇、昭和十年中に於ける狀況
イ、開會度數　現在の施設にしては委員會の議定を俟つ必要なし
ロ、同年中に於ける主なる懇談事項　なし

工場委員會規程

第一條　工場委員會ハ左ノ事項ニ付社長ノ諮問ニ答ヘ又ハ社長ニ意見ヲ提出スルモノトス
一、作業時間ノ伸縮
二、一般的賃銀ノ增減
三、保健、衞生、共濟、慰安其他事業ノ發展、職工ノ福利增進ニ關スル事項

第二條　工場委員ハ各部ニ二名トシ內一名ハ職工ニ於テ選擧シ他ノ一名ハ社長之ヲ指名ス
但シ特定ノ部ニ限リ數部ヲ合シテ一部ト見做ス場合アルヘシ
工場委員選擧ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　委員ノ任期ハ一年トス　但シ重任ヲ妨ケス

第四條　定期委員會ハ每年三月及十月ノ二回トス
但シ書記スヘキ議題ナキ場合ハ之ヲ開カサルコトアヘシ
臨時委員會ハ社長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ委員總數ノ三分ノ一以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク

第五條　委員會ハ社長之ヲ招集ス

第六條　委員會ニ議長及副議長一名ヲ置キ委員中ヨリ社長之ヲ指名ス
議長及副議長ノ任期ハ委員ノ任期ニ依ル
第七條　議長會議ヲ總理シ其ノ日ノ會議ヲ開閉ス副議長ハ議長差支アルトキ之ヲ代理ス
第八條　委員會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ決ス
可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
第九條　社長其他重役又ハ社長ノ指名シタル者ハ委員會ニ出席シ意見ヲ述フル事ヲ得
但シ議決ノ數ニ加ハラス
第十條　社長ハ所員中ヨリ書記ヲ任命シ庶務ヲ處理セシム

住友金屬工業株式會社伸銅所工場協議會

一、所在地
大阪市此花區島尾町五六番地

二、關係工場鑛山其他の事業場
イ、名稱　住友金屬工業株式會社
ロ、業種　金屬壓延業
ハ、勞働者數　男　二三一三名　女　四六名　計　二三五九名

三、組織
イ、單位　全工場
ロ、委員數　二十八名
ハ、委員選定方法　指名委員（職員）十四名は會社の指名に依る　選出委員（工員）十四名は工員の選擧に依る

四、權限及協議項
イ、權限　左の協議事項に關し會社の諮問に答へ又は委員の提案を調査審議す
ロ、協議事項　一、勞働時間　二、物價指數の高低に順應する最低賃金の増減　三、保健衛生及危險防止　四、互助共濟　五、敎育風紀娯樂及休養　六、其の他幸福増進に關する事項

五、設立の動機及沿革
意思疎通の必要上設立せられしものにして事業の進歩發達を圖り從業員の幸福増進に資するを以て目的とし爾來十有餘年に亘る古き歷史を有し、所期の目的を十分に達成しつゝあり

六、設立年月日
大正十年八月十六日

七、會議
イ、開會度數　年四回（一、四、七、十月）
ロ、議長選定方法　所長の指名（委員外より）
ハ、議事方法　協議事項に付ては多數決なるも實際の運用方法は全會一致を以て決することゝせり

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　九〇%以上實行せり

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　意思疎通融和に多大の貢献をなし好果を收めつゝあり

九、勞働組合との關係　なし

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　二回

ロ、同年中に於ける主なる懇談事項

一、臨時傭工補員の貯蓄金取扱制度を設けられたし

一、工員食堂狹隘につき增設せられたし

一、タイムレコーダー室より東南更衣室に沿ふ通路に煉瓦を敷かれたし

外　二十六件

工場協議會規則

第一條　本社ニ工場協議會ヲ置ク但シ尼ケ崎工場ニハ本規則ニ據リ別ニ工場協議會ヲ置クモノトス

第二條　工場協議會ハ本社事業ノ進歩發展ヲ圖リ工員及補員ノ幸福增進ニ資センカ爲メ隔意ナキ諒解ヲ以テ本社ノ諮問又ハ委員ノ提案ヲ調査審議シ其決議ヲ本社ニ提出スルモノトス

第三條　工場協議會ハ指名委員及ヒ選出委員ヲ以テ組織ス指名委員ハ本社職員中ヨリ主管者之ヲ指名シ選出委員ハ本社工員及補員之ヲ選擧ス

第四條　指名委員及選擧委員ハ之ヲ同數トシ櫻島尼崎兩工場各別ニ各十人以上十五人以下ノ範圍内ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五條　本社工員及補員ニシテ左ノ資格ヲ備フル者ハ委員ヲ選擧スルコトヲ得　但シ休務ヲ命セラレタル者又ハ期間ヲ定メテ傭入レタル臨時傭工及補員ハ此限ニ在ラス

一、勤續滿六ケ月以上

二、年齡滿二十歲以上

第六條　本社工員及補員ニシテ左ノ資格ヲ備フル者ハ委員ニ選擧セラルヽコトヲ得

但シ休務ヲ命セラレタル者又ハ期間ヲ定メテ傭入レタル臨時傭工及補員ハ此限ニ在ラス

一、勤續滿一ケ年以上

二、年齡滿二十五歲以上

三、當該選擧區ノ工員若ハ補員タルコト

第七條　選出委員ノ選擧ハ每年二月之ヲ行フ

第八條　選出委員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ其資格ヲ失フ

一、辭任ヲ申出テ工場協議會之ヲ承認シタルトキ

二、引續キ缺勤三ケ月ヲ超エタルトキ

三、休務ヲ命セラレタルトキ

第九條　指名委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ主管者之ヲ指名シ選出委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次點者ヨリ之ヲ補充ス

第十條　委員ノ任期ハ一ケ年トシ指名又ハ選擧ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補缺委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條　工場協議會ハ左ノ事項ニ關シ本社ノ諮問又ハ委員ノ提案ヲ調査審議ス

一、勞働時間

二、物價指數ノ高低ニ順應スル最底賃金ノ增減
三、保健衛生及ヒ危險防止
四、互助共濟
五、敎育風紀娛樂及休養
六、其他幸福增進ニ關スル事項

第十二條　委員議案ヲ提出セントスルキハ委員三名以上ノ同意ヲ得テ工場協議會開會ノ月ノ前月末日迄ニ議長ノ許ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第十三條　工場協議會ノ議長ハ委員以外ノ職員中ヨリ主管者之ヲ指名ス
議長事故アルトキハ主管者臨時ニ代表者ヲ指名ス

第十四條　議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス
議長ハ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第十五條　工場協議會ハ議長之ヲ招集シ每年一月、四月、七月及ヒ十月之ヲ開ク
委員總數ノ四分ノ一以上ノ請求アリタルトキ又ハ議長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時ニ會議ヲ開クモノトス

第十六條　工場協議會ノ招集日時及ヒ會議事項ハ尠クトモ五日前ニ各委員ニ通知スルモノトス　但シ急ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス

第十七條　工場協議會ハ委員總數ノ過半數出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十八條　工場協議會ノ議事ハ出席委員總數ノ過半數ヲ以テ決ス
前項ノ決議ハ議長之ヲ主管者ニ提出スルモノトス
決議成立セサルトキト雖モ可否同數ナルトキハ議案ノ提出者ハ議長ヲ經テ之ヲ主管者ニ提出スルコトヲ得

第十九條　前條決議事項ノ採否ハ主管者之ヲ決定スルモノトス

第二十條　本社職員ニシテ部長以上ノ者ハ隨時工場協議會ニ出席シ發言ヲ爲スコトヲ得

第二十一條　工場協議會ニ書記ヲ置キ議長ニ附屬シテ庶務ヲ處理セシム書記ハ議長之ヲ選任ス

第二十二條　工場協議會出席ノ選出委員ハ該時間中賃金ノ支給ヲ受クルモノトス

第二十三條　委員ハ會議中無禮ノ語ヲ用ヰ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

附　則

第二十四條　本規則ハ大正十年八月十六日ヨリ之ヲ實施ス

第二十五條　第一回委員ノ選擧期日ハ別ニ之ヲ定ム
第一回委員ノ任期ハ次期定例期日ニ至ル期間トス

工場協議會選擧細則

第一條　選出委員ノ選擧ハ選擧區每ニ之ヲ行フ

第二條　選擧區及各選擧區ニ於ケル選出委員ノ數左ノ如シ

(一)櫻島工場

第一區	第一製造部鑄造工場(プロペラー工場)	二人
第二區	同　製板工場	三人
第三區	同　管棒工場	三人
第四區	檢査部、研究部	一人
第五區	營業部、倉庫課	一人
第六區	工作課	二人
第七區	經理部庶務課工場課	一人

第一區　第二製造部鋼材工場　二人
第二區　同　第一鋼管工場　二人
第三區　同　第二鋼管工場　三人
第四區　檢査部、研究部　一人
第五區　工作課　二人
第六區　營業部倉庫課、經理部庶務課、工場課　一人

第三條　選擧ノ期日ハ主管者之ヲ定メ參ケ月モ一週間以前ニ社内ニ揭示ス

第四條　選擧事務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

一、選擧長　一名
二、選擧管理人　若干名
三、選擧立會人　若干名

選擧長ハ職員中ヨリ主管者之ヲ指名ス

選擧管理人ハ職員中ヨリ、選擧立會人ハ工員中ヨリ選擧長之ヲ選任ス

第五條　選擧人及ヒ被選擧人ノ資格ハ選擧期日ノ屬スル月ノ前月末現在ノ工員及補員名簿ニ依ル　但シ選擧當日迄ニ資格ヲ失フヘキ事由發生シタル者ハ委員ヲ選擧シ又ハ之ニ選擧セラルヽコトヲ得ス

第六條　選擧ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ單記無記名トシ一人一票ニ限ル

第七條　各選擧區ニ投票所ヲ設ケ各投票所ニ投票函ヲ置ク

選擧人ハ投票所ニ於テ投票用紙ノ交付ヲ受ケ之ニ自ラ被選擧人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

第八條　投票ヲ終リタルトキハ選擧管理人ハ其旨ヲ選擧長ニ報告シ其指揮ヲ受ケ選擧立會人ノ立會ノ上遲滯ナク開票スヘシ

第九條　左ノ投票ハ之ヲ無效トス

一、成規ノ投票用紙ヲ用ヰサルモノ
二、一票中ニ二人以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ
三、被選擧人ノ氏名ノ外餘事ヲ記載シタルモノ
但シ被選擧人ノ部課工場名職名等ヲ附シタルモノハ此限リニ在ラス
四、被選擧人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

第十條　選擧ニ關シ疑アルトキハ選擧管理人及ヒ選擧立會人ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定ス

第十一條　各選擧區ニ於テ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ順次其區ノ當選者トス
但シ各區ニ於テ選擧スヘキ委員數ヲ以テ其區ノ選擧有資格總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第十二條　開票ヲ終リタルトキハ選擧管理人ハ其結果ヲ直ニ選擧長ニ報告シ且之ヲ社内ニ揭示スヘシ
前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ本社入職日ノ前後ニ依リ入職日同シキトキハ年長者ヲ先トス

第十三條　選擧長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ當選者ヲ決定スルニ必要ナル調査ヲ爲シ之ヲ決定シタルトキハ各當選者ニ當選ノ旨ヲ通知シ同時ニ其選擧區名、部、課又ハ工場名及ヒ氏名ヲ主管者ニ報告シ且之ヲ社内ニ揭示スヘシ

マツダ工場懇和會

一、所　在　地
　川崎市堀川町七二
二、關係工場鑛山其他の事業場
　イ、名　稱　東京電氣株式會社川崎工場
　ロ、業　種　電球、機械、器具製造
　ハ、勞働者數　男　二一五五名　女　一七九二名　計　三九七四名
三、組　織
　イ、單　位　職場單位　工場部會　工場單位　中央部會
　ロ、委　員　數　事業主側　一三名　勞働者側　五名
　ハ、委員選定方法　工場部會委員は各職場より選擧す、中央部會委員は全職場を一三の選擧區に分ち選擧す
四、權限及協議事項
　イ、權　限　諮問機關にして決定權なし
　ロ、協議事項　一、勞働條件維持に關する事項　二、救濟、奬業、其他福利施設に關する事項
五、設立の動機及沿革
　大正十四年勞働運動漸く盛ならんとする時從業員の總意を聞く目的を以て委員會を設立したるものなり、其後社

員間に全く問題を生ぜざる爲め昭和五年十月規約を改正し工員のみの委員會とす
六、設立年月日
　大正十四年四月一日
七、會　議
　イ、開會度數　工場部會に於ては月一回　中央部會に於ては隔月一回
　ロ、議長選定方法　工場部會に於ては課長議長となり中央部會に於ては工員中より選擧す
　ハ、議事方法　會員は本會の目的とする事項に付き何時にても委員を通じ委員會に提案することを得
　決議事項の可否は多數決を以て之を決し、可否同數なる時は議長之を決す
八、設立後の狀況
　イ、決議又は申出事項の實行成績概要　決議事項中過半は實行されつゝあり
　ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資共眞面目に本會を利用し双方の感情極めて協調的なり
九、勞働組合との關係
　イ、關係勞働組合名　全日本勞働總同盟神奈川電氣勞働組合
　ロ、組合員數　三〇名
　ハ、關係勞働組合の態度　右勞働組合は勢力微弱にして何等の活動なく、有名無實の狀態にあるを以て本委員會に對する態度等なし
　ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　本委員會が相當效果を修めつゝあるを以て自然勞働組合の進出不能に陷れり

ト、勞働協約の有無　なし

ヘ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　工場部會　十二回　中央部會　六回

一一、其の他參考事項　なし

マツダ工場懇話會々則

總則

第一條　本會ヲマツダ工場懇話會ト稱ス

第二條　東京電氣株式會社ニ奉職スル工員ハ總テ本會ノ會員タルヘキモノトス

第三條　本會ハ健全ナル國民精神ニ基キ恒ニ東京電氣株式會社社業ノ發展隆昌ヲ期シ秩序アル團結ノ下ニ全會員ノ人格向上及福利ノ增進ヲ計リ勞資一体共存共榮ノ實ヲ擧ケ以テ皇國產業ニ奉仕セン事ヲ目的トス

第四條　本會ハ其ノ事務所ヲ川崎市東京電氣株式會社内ニ置ク

第五條　本會ノ會則ハ委員會ニ於テ委員定數ノ四分之三以上同意ナクシテハ變更スル事ヲ得ス

入會及退會

第六條　東京電氣株式會社ノ工員ハ入社ト同時ニ本會ニ入會スルモノトス

第七條　會員ニシテ左記ノ各號一ニ該當スルトキハ退會セシム

（一）東京電氣株式會社ノ工員ニ非ルニ至リシトキ

（二）本會ノ目的ニ悖ル行爲又ハ本會ノ体面ヲ汚ス行爲アリタルトキ

機構及役員

第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

顧問　若干名　　會長　壹名

幹事　五名　　委員　二十二名

第九條　會長ハ東京電氣株式會社從業員中ヨリ會社之ヲ指名ス

第十條　幹事長及幹事ハ委員中ヨリ互選ス

第十一條　委員ハ各選擧區内工場部會委員中ヨリ互選ニヨリテ一名宛ヲ選出ス

第十二條　顧問ハ役員總會ニ於テ東京電氣株式會社々員中ヨリ選定依囑スルモノトス

第十三條　役員ノ任期ハ壹ケ年トス　但シ再選ヲ妨ケス

役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ同樣ノ手續ニヨリテ補缺ス

補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

第十四條　役員ハ正當ト認メラルヽ理由ナクシテ辭職スルコトヲ得ス病氣其他止ムヲ得サル理由ニヨリ辭職ヲ申出タルトキハ委員會ニ諮リ許可スル事アルヘシ

第十五條　會長ハ本會ノ事務ヲ統轄シ委員會ニ於テ議長トナリ本會ヲ統轄ス

第十六條　幹事長ハ會長ヲ補佐シ事務執行ニ當リ會長事故アルトキハ其ノ代理ヲナス

第十七條　幹事ハ會長及幹事長ノ補缺事務執行ニ當ル

第十八條　委員ハ議案ヲ委員會ニ提出シ又之ヲ審議ス

第十九條　顧問ハ本會役員ノ諮問ニ應シ又事業遂行眞贊補助ス

顧問ハ幹事會及委員會ニ出席シテ意見ヲ述フル事ヲ得ルモ決議ニ加ハラス

會　合

第二十條　本會ノ會合ハ總テ東京電氣株式會社内ニ於テ開催スルモノトス

第十二一條　會合ヲ別ツテ左ノ二種トス

（一）幹　事　會　（二）委　員　會

第二十二條　會長ハ隔月一回以上幹事會ヲ開催スヘシ

第二十三條　會長ハ一ケ年四回以上委員會ヲ開催スヘシ

條二十四條　議長ハスヘテ多數決ニヨル、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

會　費

第二十五條　本會ノ經費ハスヘテ東京電氣株式會社ノ出捐トス

委員ノ選擧

第二十六條　本會々員ハスヘテ委員選擧ノ資格ヲ有ス

第二十七條　委員ノ被選擧資格ヲ左ノ通リトス

本會員中年齡滿二十歲以上ニシテカツ東京電氣株式會社ニ滿三ケ年以上勤續セルモノ

第二十八條　委員ノ選擧區分及定數ハ別ニ之ヲ定ムル處ニヨル

第二十九條　委員ノ改選期ヲ毎年十一月トス

工場部會

第三十條　會員ノ所屬スル各科課毎ニ工場部會ヲ設クルモノトス　但シ科課所屬人員ノ多少ニヨリ適宜分離合併シタルモノニツキ一部會ヲ設クル事アルヘシ

第三十一條　工場部會ハ其ノ部分所屬ノ會員中ヨリ選出セラレタル委員ト科課長又ハ主任者一名トヲ以テ組織ス

委員ノ選出ハ選擧ニヨルモノトシソノ方法ハ科課長又ハ主任者ノ定ムル所ニヨル

第三十二條　工場部會ハ毎月一回以上會議ヲ開催シ科課長又ハ主任者議長トナリテ所屬會員ノ本會目的事項ニ關スル諸提案ヲ審議スソノ決定事項ハ凡テ本會長ニ報告シ特ニ本會役員會ニ附議スヘキ事項ニツイテハ其ノ旨附記スルモノトス

參與員及書記

第三十三條　東京電氣株式會社ノ組織ニ於ケル人事及副利等ニ關係アル事務ニタヅサハル部課員ハ參與トシテ常ニ各種役員會ニ出席シ發言シ得ルモノトス　但シ決議ニ加ハル事ナシ

第三十四條　會長ハ各種役員會ニ於ケル會議錄作成ノ爲メニ會員中ヨリ書記ヲ依囑スル事ヲ得

審　議　事　項

本會ハ其ノ目的ノ爲メニ左記ノ各項ニツイテ審議シ決議案ヲ工場事務課經由執行委員會ニ提出ス

一、會員ノ副利增進ニ關スル事項

（イ）服務及勞働條件維持改善ノ事

（ロ）健康增進及安全施設ノ事

（ハ）醫療及衞生ノ事

（ニ）購買組合ニ關スル事

（ホ）其他一般副利ニ關スル事

（二）會員ノ修養及教育ニ關スル事項

（イ）指導者敎育及特種技術習得ノ爲メノ講習會ノ事

（ロ）個人團体精神修養ニ關スル講習會ノ事

（ハ）映畫其他ニヨル敎育ノ事

（二）印刷物ニヨル教育ノ事
（ホ）趣味情操ノ涵養ニ關スル事
三、會員ノ休育ニ關スル事項
（イ）運動會ニ關スル事
（ロ）運動部ニ關スル事
（ハ）遠足會等ノ事
四、能率增進及作業改善ニ關スル事項
（イ）發明考案奬勵ニ關スル事
（ロ）作業改善事務改良ニ關スル事
（ハ）能率增進ニ關スル事
五、共濟互助ニ關スル事項
（イ）救濟ニ關スル事
（ロ）災害傷病等ニ關スル事
六、雜

（イ）表彰ニ關スル事
（ロ）寄附ニ關スル事
（ハ）其ノ他

分會

一、東京電氣株式會社工業部所屬、大阪工場、小倉工場及大連工場ニ本會ノ分會ヲ設置ス

二、東亞電氣株式會社ヨリ任命セラレタル各工場長ヲ各ノ分會長トス
三、分會長ハ各工場部會ヲ組織セシムヘシ
四、工場部會ノ委員ハ分會全員ノ選擧ニヨル
五、各分會ハ本會ト同一目的ヲ以テ其ノ委員會ニ於テ議案ヲ審議シ決議事項ハ其ノ都度本會々長ニ報告スルモノトス

協働染工所工場委員會

一、所在地
横濱市中區白幡町二ノ七
二、關係工場錄出其他の事業場
イ、名稱　協働染工所
ロ、業種　染色加工業
ハ、勞働者數　男一四名　女五名　計一九名
三、組織
イ、單位　工場單位
ロ、委員數　事業主側一名　勞働者側四名
ハ、委員選定方法　內規第二條に則り工場代表者（工場主）工場監督、營業主任（工場監督之を兼ぬ）及各職場主任を以て組織す

四、權限及協議事項

イ、權　　限　一、事業委員會の諸問に對し工場利益金の分配を決定す　二、勞務上の問題に關し決定の權あり　三、昇給、手當、待遇上の問題に關し議決す

ロ、協議事項　本工場の業務上の一切に關し總聯合事業委員會の諸問に答へ同工場の勞務上の問題に關し協議す

五、設立の動機及沿革

本工場職工は其の殆どは元伊勢屋染色工場從業員にして且又總聯合會長の工場主たる關係上より產業協力の立前より工場創設と同時に設立せるものなり

六、設立年月日

昭和十一年一月十二日

七、會　　議

イ、開會度數　每月一回（年十二回以上）

ロ、議長選定方法　工場委員會內規第四條に依り工場代表者議長となる

ハ、議事方法　議長議事進行を掫り各委員は議長の指示に從ひ諸問題に對し審議を爲す

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　設立日未だ淺く其の實行成績として見るべきものなし

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　本工場委員會は伊勢屋染色工場當時締結せられたる工場委員會は其の內容を殆んど一にし且職工も同一職工多く其の趣旨の徹底せる關係上勞資双方共に極めて好結果なり

九、勞働組合との關係

イ、關係勞働組合名及組員數　日本勞働組合總聯合神奈川縣聯合會染色工組合　十九名

ロ、關係勞働組合の態度　全幅的に本委員會を支持す

ハ、勞働協約の有無　なし

ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　特記すべきものなし

ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　特記すべきものなし

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　なし

ロ、同年中に於ける主なる懇談事項　なし

一一、其他參考事項　なし

工場委員會內規

第一條　本委員會ハ協働染工所委員會ト稱シ協働染工所規定第三條ニ依リ之ヲ設置ス

第二條　本委員會ノ構成ハ工場代表者、工場書記、營業主任、並各職掌主任ヲ以テ組織ス

第三條　本委員會ハ協働染工所ノ業務ニ關シ總聯合事業委員會ノ諮問ニ答ヘ同工場ノ勞務上ノ問題ニ關シ之ヲ協議決定ス

第四條　本委員會長ハ工場代表者之ニ任シ委員長事故アル時ハ工場監督之ヲ代理ス

第五條　本委員會ハ每月一回以上必ス開催スルモノトス

規　　定

第一條　本工場ハ協働染工所ト稱シ日本勞働組合總聯合事業委員會ノ統制下ニアルモノトス

第二條　本工場ノ工場ハ横濱市中區白妙町二丁目七番地ニ置キ專ラ輸出機物染色加工ヲ其者ノ務トス

第三條　本工場ハ第二條ノ業務執行ノ目的ヲ達成スル爲メ工場委員會ヲ設ク

其ノ內規ハ別ニ之ヲ定ム

第四條　本工場從者員ハ日本勞働組合總聯合ノ組合員タルコト

第五條　本工場ハ每日午前七時三十分ヨリ午後六時迄ヲ業務時間トシテ內一時間ヲ休憩時間トス

但シ事務所關係者ハ此ノ限リニアラス

第六條　本工場ノ休日ハ每月第一、第三日曜日及ヒ年頭五日間ニ紀元節、天長節、明治節ノ三大節トス

第七條　本工場從業員ノ給料ハ每月末日其ノ月分ヲ支拂フモノトス

第八條　本工場ノ利益ハ事業委員會ノ諮問ニ對シ工場委員會其ノ分配ヲ決定ス

第九條　本工場委員會ハ工場代表者能ニ工場監督、營業主任、職場主任ヲ以テ組織ス

第十條　本工場從業員ハ事業委員會ノ統制ニ從ヒ日本勞働者タルノ本分ヲ自覺シ苟モ他ヨリ指彈ヲ受クルカ如キ行爲アリタル場合ハ工場委員會ニ於テ除名スルコトアルヘシ

日本製鐵株式會社富士製鋼所懇談會

一、所在地

川崎市大師原二二四四

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　日本製鐵株式會社富士製鋼所

ロ、業種　製鋼業

ハ、勞働者數　男　二八五名　女　なし　計　二八五名

三、組織

イ、單位　工場單位

ロ、委員數　事業主側　七人　勞働者側　一〇人

ハ、委員選定方法　各係定時職工中より係毎に之を互選す

四、權限及協議事項

イ、權限　懲談的に議事を審議する權限を有するのみ

ロ、協議事項　職工共通の利害に係る事項

五、設立の動機及沿革

會社職工共通の利害に係る事項に付懇談し意思の疎通を圖る目的を以て設立したるものなり

六、設立年月日

昭和十一年四月三十日

七、會議

イ、開會度數　年一回

ロ、議長選定方法　規定に依り事務課長を以て之に充つ

ハ、議事方法　懇談的に議事を審議し豫め決定所長の承諾を得て正式に決定す

八、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　本年四月三十日第一回懇談會を開催、別添議案を審議決定し目下「公傷退職者に關する對策の件」他三項を實施しつゝあり

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　勞資双方共協調的に進行されつゝあり

九、勞働組合との關係

イ、關係勞働組合名及組適員數　日本製鐵富士從業員組合　二八五人

ロ、關係勞働組合の態度　設立に對し組合側の感情良好なり

ハ、勞働協約の有無　なし

ニ、委員會の勞働組合に及ぼしたる影響　良好

ホ、勞働組合の委員會に及ぼしたる影響　協調的なり

一〇、昭和十年中に於ける狀況

イ、開會度數　なし

ロ、同年中に於ける主なる懇談事項　なし

一一、其の他參考事項

設立日淺く目下特記すべき事項なし

富士製鋼所懇談會規則

第一章　懇談會

第一條　本所ニ富士製鋼所懇談會（以下懇談會ト稱ス）ヲ設ク

第二條　富士製鋼所懇談會ハ職工共通ノ利害ニ係ル事項ニ付懇談シ意思ノ疏通ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　懇談會ハ懇談會員及參與員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　懇談會員ハ當所各係ノ職工中ヨリ所長之ヲ互選ス

第五條　參與員ハ懇談會開催ノ都度職員中ヨリ所長之ヲ指名ス

第六條　懇談會ハ每年一回四月之ヲ開催スルモノトス　但シ當所ニ於テ作業上又ハ其他ニヨリ支障アルトキハ他ノ月ニ變更スルコトヲ得

第七條　懇談會開催ノ場合ハ議事ヲ圓滑ナラシムル爲座長ヲ設ク

座長ハ事務課長ヲ以テ之ニ充ツ事務課長故障アルトキハ所長之ヲ指名ス

第八條　懇談會員ハ懇談會ニ於テ會場ノ秩序ヲ紊リ又ハ他人ヲ侮辱シ若ハ强迫スルカ如キ言論ヲ爲スコトヲ得ス

前條ノ規定ニ違反シタルモノニ對シテハ座長ハ其ノ發言ヲ停止シ又ハ退場ヲ命スルコトヲ得

第九條　懇談會ニ出席シタル懇談會員ハ其ノ出席ヲ以テ當日ノ勤務（乙番ニ在リテハ前日ノ勤務）ニ服シタルモノト看做シ特ニ必要ナキ限リ所屬工場ニ出勤スルコトヲ要セス

前條ノ場合出席シタル懇談會員ニハ當日受クヘカリシ職工々賃ニ相當スル手當ヲ會社ヨリ支給ス

第十條　懇談會ニ於ケル議事ノ概要ハ書記ニ於テ記錄シ當所庶務係ニ保存スルモノトス

第十一條　懇談會ニ幹事及書記ヲ置キ懇談會ニ關スル事務ヲ掌理セシム　幹事及書記ハ職員中ヨリ所長之ヲ命ス

第二章　懇談會員

第十二條　懇談會員ハ各係定時職工中ヨリ係每ニ之ヲ互選ス

前項ノ選擧ハ役付職工ト其他ノ職工ニ於テ各別ニ懇談會員ノ半數宛之ヲ互選ス　但シ各選擧區ニ於テ役付職工ナキカ又ハ一人ナル場合ハ此限ニ在ラス

第十三條　各係ヲ一選擧區トシ各選擧區ニ於テ選擧スヘキ懇談會員ノ定數ハ左ノ如シ　但選擧區及定數ハ職工數ノ增減又ハ係ノ新設

嚴合ニヨリ所長ニ於テ選擧施行五日前之ヲ告示シ增減スルコトアルヘシ

製　鋼　係　四　人

製　條　係　四　人

工務、試驗、成品及原料係　二　人

第十四條　懇談會ノ選擧人及被選擧人ノ資格ハ選擧當日ノ現在ニ依ル

第十五條　懇談會員ノ任期ハ當選ノ日ヨリ起算シ二箇年トス

但シ任期滿了後ト雖新任者ノ就任スル迄ハ在任ス

兵　庫　縣

旭硝子株式會社尼崎工場協議員會規則

一、所　在　地

兵庫縣尼崎市西向島町二

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名　稱　旭硝子株式會社尼崎工場

ロ、業　種　板硝子耐火煉瓦製造

ハ、勞働者數　男　四四六名

三、組　織

イ、單　位　工場協議員會は工場單位、部委員會は一職場單位

ロ、委　員　數　工場協議員數　七名　部委員數　三十名　參與　若干名

ハ、委員選定方法　A、工場協議員は全部職工中より選出す

B、部委員は全部職工中より選出す

C、參考は開會の都度工場長職員中より指名す

四、權限及協議事項

イ、權　限　工場協議員會　工場長の諮問に答へ又は意見の開陳を爲す（決議機關に非ず）

部委員會　前と同じ

ロ、協議事項　工場協議員會　理事者職工相互の信頼と諒解の下に事業の進步發達を圖り職工福祉の增進に資せんが爲め工場內共通事項に付協議す

部委員會　部委員會に於ては當該區域內の事項又は協議員會に提出せんとする事項に付前協議員會の協議事項に定むる趣旨に從ひ協議を爲す

五、設立の動機及沿革

當社福岡縣戶畑市所在牧山工場及神奈川縣橫濱市所在鶴見工場に於て數年前より本會規程を實施し好成績を擧げ居るに付尼崎工場に於ても之を實施したるものなり、尼崎工場に於ける本會の設定は昭和五年二月一日なり

六、會　議

イ、開會度數　工場協議員會　年壹回定期に開き臨時に協議すべき事項ある時は工場長隨時之を召集す

部委員會　年貳回定期に開き、臨時に協議すべき事項ある時は工場長隨時に之を召集す

ロ、議長選定方法　工場協議員會　議長は職員中より工場長之を指名す
部委員會　議長は職員中より工場長之を指名す
ハ、議事方法　工場協議員會及部委員會
a、工場協議議員會及部委員會共委員半數以上出席するに非されば會議を開くことを得ず
b、議長は協議事項に付出席協議員の意見を徴するものとす
c、議事進行に關する議事は過半數を以て之を決す、可否同數なるときは議長の決する所に依る

七、設立後の狀況

イ、決議又は申出事項の實行成績概要　工場協議會及部委員會は(四)の協議事項に記載の如く事業上と福利施設との諮問機關なるも勞働條件に關する申出等を受理し之を協議し居り可成實行出來得べきものは之を受理實行して其希望に添ひ居り職工も本會を信賴し圓滿なる開會をなし居れり

ロ、勞資双方に及ぼしたる影響　前記記載通り事業上又は勞働條件竝福利施設に關する全般の件に關し職工の腹藏なき意見の開陳を求め之に對し工場の意の在る處を說明する爲め、工場側と職工との間に意志疎通し開會以來一回も不穩の擧を見ず勞資圓滿なる境地に在り

旭硝子株式會社尼崎工場協議員會規則

第一條　本會ハ尼崎工場協議會ト稱シ旭硝子株式會社尼崎工場內ニ之ヲ設置ス

第二條　本會ハ尼崎及姬瓦兩工場理事者職工相互ノ信賴ト諒解トノ下ニ兩工場事業ノ進步發達ヲ圖リ竝ニ職工福祉ノ增進ニ資センカ爲メ兩工場內共通ノ事項ニツキ尼崎工場長ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ノ開陳ヲ爲スモノトス

第三條　本會ノ協議員ハ兩工場職工中ヨリ之ヲ選擧ス

第四條　協議員ノ數及ヒ選擧ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五條　兩工場ノ職工ニシテ滿一年以上當會社ニ勤續セル者ハ協議員ノ選擧權ヲ有ス

第六條　兩工場ノ職工ニシテ左ノ各號ノ要件ヲ具備スル男子ハ協議員ノ被選擧權ヲ有ス

一、滿二年以上當會社ニ勤續シ年齡滿二十歲以上タルコト

二、當該選擧區內ニ勤務スルコト

三、當會社ノ停職處分ヲ受ケタルコトナキコト但其處分ヲ受ケタル後滿一年ヲ經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七條　協議會ノ任期ハ滿一年トシ總選擧ノ第一日ヨリ之ヲ起算ス

第八條　協議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ當該選擧區ニ於テ補缺選擧ヲ行フ　選擧區ニ異動ヲ生シタルトキハ當該選擧區ニ於テ更ニ選擧ヲ行フ

前二項ニ依リ選擧セラレタル協議員ハ總選擧ニ依リ選擧セラレタル協議員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第九條　協議員ハ協議員定數ノ三分ノ一以上ノ同意アルニ非サレハ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第十條　協議員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其資格ヲ失フ

一、被選擧權ヲ失フヘキ事由發生シタルトキ

二、當該選擧區ニ異動ヲ生シタルトキ

三、缺勤引續キ滿三月ヲ超エタルトキ

四、部委員ノ互選ニ依リ選擧セラレタル者ニシテ部委員タル資格ヲ失ヒタルトキ

第十一條　本會ニ議長一名ヲ置キ會議ヲ主宰セシム

議長ハ兩工場職員中ヨリ尼崎工場長指名ス　議長事故アルトキハ尼崎工場長其ノ代理ヲ指名ス

第十二條　尼崎工場長ハ當社職員ヲ指名シ會議ニ出席セシメ其議ニ參與セシム

第十三條　本會ニ庶務若干名ヲ置キ議長ニ屬シテ諸般ノ事務ヲ處理セシム　庶務ハ兩工場職員中ヨリ尼崎工場長之ヲ指名ス

第十四條　本會ハ尼崎工場長之ヲ招集シ毎年一回通常會議ヲ開クモノトス

協議員定數ノ三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ又ハ尼崎工場長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時會議ヲ開クコトヲ得

會議ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條　本會ハ協議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十六條　本會ノ招集ハ少クトモ三週間前ニ之ヲ告知スルコトヲ要ス　但シ急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　兩工場ノ職工ハ別ニ定ムル所ニ依リ本會ニ協議案ヲ提出スルコトヲ得

第十八條　本規則ノ目的ヲ達スル爲メ必要アリト認メタルトキハ別ニ定ムル規程ニ從ヒ部會ヲ設置スルコトヲ得

第十九條　本規則又ハ本規則ニ基キテ制定シタル規程ノ解釋及適用ニ關シ疑義アルトキハ尼崎工場長之ヲ決ス

附則

第二十條　本規則ハ昭和五年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條　本規則ノ改廢ハ協議員會ニ諮詢ノ上尼崎工場長之ヲ決ス

第二十二條　本規則施行ノ爲メ必要ナル細則ハ尼崎工場長之ヲ定ム

第二十三條　本規則第五條中滿一年以上及第六條中滿二年以上トアルハ本規則施行後二年間ハ之ヲ滿十ケ月以上トス

協議員選擧規程

第一條　協議員ノ選擧ハ各選擧區毎ニ之ヲ行フ

第二條　選擧區ハ職掌作業場其他ノ區分ニ據リ尼崎工場長之ヲ定ム

部會ヲ設置シタルトキハ之ヲ一選擧區トス

第三條　尼崎工場長ハ必要アリト認メタルトキハ選擧區ノ廢置分合又ハ變更ヲ爲スコトヲ得

第四條　各選擧區ニヨリ選擧スヘキ協議員ノ數ハ選擧區内職工數五十名以下ノトキハ一名、五十名ヲ超ユルトキハ二名トス

第五條　選擧ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲メ選擧長一名選擧管理者若干名ヲ置ク

選擧長ト選擧管理者ノ半數トハ兩工場職員中ヨリ尼崎工場長之ヲ指名ス

選擧管理者ノ他ノ半數ハ當該選擧區ニ於テ被テ選擧資格ヲ有スル者ノ中勤續期間最モ長キ者ヨリ順次之ニ充ツ、同順位者間ニ於テハ年長者ヲ先トシ年齡亦同シキトキハ選擧長抽籤シテ之ヲ定ム

第六條　選擧人及被選擧人ノ資格ハ選擧ノ第一日ノ屬スル月ノ前月二十日現在ノ職工名簿ニ依ル但シ選擧當日迄ニ選擧權又ハ被選擧權ヲ失フヘキ事由發生シタルトキハ選擧ヲ行ヒ又ハ選擧セラルルコトヲ得ス

第七條　勤續期間ハ當會社職工トナリタル日ヨリ之ヲ起算ス

第八條　選擧ノ期日ハ尼崎工場長之ヲ定メ少クトモ五日前ニ之ヲ告知ス

第九條　選擧ハ投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ單記無記名トシ一人一票ニ限ル

第十條　部會ヲ選擧區トスル區域ニ於テハ部委員ノ互選ヲ以テ協議員ヲ選擧ス　但シ職長ハ本條ノ互選權ヲ有セサルモノトス

第十一條　投票所及投票ノ時刻ハ尼崎工場長之レヲ定ム

第十二條　選擧人ハ選擧ノ當日投票時間内ニ投票所ニ到リ所定ノ投票用紙ニ自ラ被選擧人ノ氏名ヲ明瞭ニ記載シ之ヲ所定ノ投票函ニ投入スヘシ

投票ニハ假名字ヲ用フルコトヲ得

第十三條　投票函ハ各投票所ニ之ヲ設置ス

第十四條　投票ヲ終リタルトキハ選擧管理者ハ其旨ヲ選擧長ニ報告シ選擧長ノ指揮ヲ承ケ運滯ナク投票スヘシ

第十五條　左ノ投票ハ之ヲ無效トス

一、成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二、一投票中二名以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三、被選擧人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ

四、被選擧資格ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五、被選擧人ノ氏名ノ他他事ヲ記載シタルモノ但シ職名部屬名又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此限ニ在ラス

六、被選擧人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

第十六條　選擧ニ關シ疑義アルトキハ選擧管理者ノ意見ヲ徵シ選擧長之ヲ決定ス

第十七條　有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次當選者ヲ定ム、當選者ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ動續期間ノ長キ者ヲ先トシ、動續期間亦同シキトキハ年長者ヲ先トシ、年齡亦同シキトキハ選擧長抽籤シテ之ヲ定ム

第十八條　當選者ナキトキ又ハ當選者カ協議員ノ定數ニ達セサルトキハ當該選擧區ニ於テ更ニ選擧ヲ行フ

第十九條　投票ヲ終リタルトキハ選擧管理者ハ其ノ結果ヲ直チニ選擧長ニ報告スヘシ

第二十條　選擧長ハ前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ當選者ヲ決定スルニ必要ナル審査ヲ爲シ當選者ノ選擧區名、部名及ヒ氏名ヲ尼崎工場長ニ報告スヘシ

第二十一條　當選者ノ氏名ハ之ヲ所定ノ場所ニ揭示ス

第二十二條　選擧ニ關シ不正又ハ不穩ノ行爲アリタル爲メ當選ノ結果ニ異動ヲ及ホシタリト認ムル場合ニ於テハ選擧長ハ選擧管理者ノ意見ヲ徵シ其選擧ヲ無效トナスコトヲ得

前項ニ依リ選擧ヲ無效トナシタル場合ハ當該選擧區ニ於テ再選擧ヲ行フ

附　則

第二十三條　本規程ハ昭和五年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

協議員會々議規程

第一條　協議員會ノ會期場所及ヒ時刻ハ尼崎工場長之レヲ定ム

第二條　協議員ヨリ協議員會ノ開會ヲ請求セントスルトキハ協議案及ヒ其ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ協議員會規則第十四條第二項所定ノ協議員之ニ署名シ議長ヲ經由シテ尼崎工場長ニ提出スルモノトス

第三條　協議案ハ書面ヲ以テ少クトモ會議ノ十日前ニ之ヲ議長ニ提出スルコトヲ要ス　協議員ニ非サル者ヨリ協議案ノ提出ヲ爲ス場合ニ於テハ所屬選擧區ヨリ選擧セラレタル協議員ノ贊成ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ協議案提出者ノ所屬選擧區カ部會ナルトキハ豫メ之ヲ部委員會ノ議ニ附スルコトヲ要ス

第四條　議長ハ議事ヲ整理シ其日ノ會議ヲ開閉シ必要ト認ムル方法ニ依リ議場ノ秩序ヲ保持ス

第五條　議長ハ協議事項ニツキ出席協議員ノ意見ヲ徵スルモノトス

第六條　議事進行ニ關スル議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七條　議長ハ特殊事項ヲ調査セシムル爲メ特別調査員ヲ指名スルコトヲ得

第八條　議長ハ庶務ヲシテ會議錄ヲ調製シ必要ナル事項ヲ記載セシムヘシ

第九條　會議ノ經過ハ議長ヨリ尼崎工場長ニ之ヲ報告スルモノトス

第十條　協議員ハ會議中他人ノ身上ニ亘リ言論シ又ハ無禮ノ言動ヲ爲スコトヲ得サルモトス

附　則

第十一條　本規程ハ昭和五年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

部會規程

第一條　部會ノ區域ハ各部內職工ノ數ヲ斟酌シ業務作業上其他ノ區分ニ據リ尼崎工場長之ヲ定ム、但シ一區域內ニハ職工十名以上

アルコトヲ要ス

尼崎工場長ハ必要アリト認メタルトキハ部會ノ區域ヲ變更スルコトヲ得

第二條　部會ニハ部委員會ヲ設クルモノトス

第三條　部委員會ニ於テハ當該區域內ノ事項ニ付尼崎工場協議員會規則第二條ニ定ムル趣旨ニ違ヒ尼崎工場長ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ノ開陳ヲ爲スモノトス

第四條　左ニ揭クル者ヲ部委員トス

一、當該區域內職長

二、職長ヲ除キ當該區域內職工中ヨリ選擧シタル者

第五條　選擧ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第六條　當該區域內職工ニシテ滿一年以上當會社ニ勤續セル者ハ部委員ノ選擧權ヲ有ス

第七條　當該區域內職工ニシテ左ノ各號ノ要件ヲ具備スル男子ハ部委員ノ被選擧權ヲ有ス

一、滿二年以上當會社ニ勤續シ年齡滿二十歲以上タルコト

二、當該區域內ニ勤務セルコト

三、當會社ノ停職處分ヲ受ケタルコトナキモノト但シ其處分ヲ受ケタル後滿一年ヲ經過シタルモノハ此限ニ在ラス

第八條　職長ハ部委員會ノ選擧權及被選擧權ヲ有セス

第九條　各區域ニ於ケル部委員ノ數ハ三名以上九名トシ尼崎工場長隨時之ヲ定ム

第十條　部委員ハ當該部會ヨリ選擧シタル協議員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第十一條　部委員定數又ハ割當ヲ變更シタルタメ解任ヲ要スル者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　部委員缺員ヲ生シタルトキハ補缺選擧ヲ行フ

部委員ノ定數又ハ割當ヲ變更シタル爲增員ヲ要スル時ハ增員選擧ヲ行フ

選擧區ニ異動ヲ生シタルトキハ當該選擧區ニ於テ更ニ選擧ヲ行フ

前三項ニ依リ選擧セラレタル部委員ハ總選擧ニ依リ選擧セラレタル部委員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第十三條　部委員ハ部委員定數ノ二分ノ一以上ノ同意アルニ非ラサレハ其職ヲ辭スル事ヲ得ス

第十四條　部委員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ資格ヲ失フ

一、被選擧權ヲ失フヘキ事由發生シタルトキ

二、當該選擧區ニ異動ヲ生シタルトキ

三、缺勤引續滿三月ヲ超エタルトキ

第十五條　部委員會ニ議長一名ヲ置キ會議ヲ主宰セシム

議長ハ兩工場職員中ヨリ尼崎工場長之ヲ指名ス

議長事故アルトキハ尼崎工場長其代理ヲ指名ス

第十六條　尼崎工場長ハ當社職員ヲ指名シ會議ニ出席セシメ其議ニ參與セシム

第十七條　部委員會ニ庶務若干名ヲ置キ議長ニ屬シテ諸般ノ事務ヲ處理セシム

庶務ハ兩工場職員中ヨリ尼崎工場長之ヲ指名ス

第十八條　部委員會ハ尼崎工場長之ヲ招集シ每年二回通常會議ヲ開クモノトス

部委員定數ノ二分ノ一以上ノ請求アリタルトキ又ハ尼崎工場長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時會議ヲ開クコトヲ得

會議ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條　部委員會ハ部委員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第二十條　部委員會ノ招集ハ少クトモ一週間前ニ、會議ノ事項ハ少クトモ三日前ニ之ヲ告知スルコトヲ要ス但シ急ヲ要スル場合ハ此

限ニ在ラス

第二十一條　當該區域内ノ職工ハ別ニ定ムル所ニ依リ其部委員會ニ協議案ヲ提出スルコトヲ得

附　則

第二十二條　本規程ハ昭和五年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條　本規程施行ノ爲メ必要ナル細則ハ尼崎工場長之ヲ定ム

第二十四條　本規程第六條中滿一年以上及第七條中滿二年以上トアルハ本規程施行後二年間ハ之ヲ滿十ケ月以上トス

部委員選擧規則　略

部委員會會議規程　略

勞働委員會進正會

一、所在地

尼崎市昭和通二丁目貳番地

二、關係工場鑛山其他の事業場

イ、名稱　日本木管株式會社

ロ、業種　紡織用各種木管製造

ハ、勞働者數　男　九五名　女　三二四名　計　四一九名

三、組織

イ、單位　工場單位

ロ、委員數　拾名（會社側職員五名、勞働者側工手五名）

ハ、委員選定方法　職員は會長の選任　工手は委員候補者拾名を選擧せしめ其内より五名を選任す

四、權限及協議事項

イ、權限　會員の風紀、教育、衛生、休養、能率の增進、共濟、娯樂其の他一般の福祉增進に關し會社の諮問機關と爲り又は委員の提案を審議するものとす

議決の効力は絶對的のものにあらずして會長は委員會の決議に付可否の決定を與へ場合に依りては其の議案に付再議に附する事あるべし

ロ、協議事項　本會は會員各自の品性竝に智識の向上を圖り和親協調以て社運の發展に努め一般會員の福祉を增進し併せて相互の共濟を目的とするあるを以て前條の目的を達する爲め會社の諮問及會員の提案を調査審議し其決議を會社に提出するものとす

五、設立の動機及沿革

時代の趨勢に伴ひ設立したるものにして大正十年十一月一日より實施今日に至れり

六、會議

イ、開會度數　一定せざるも年に凡そ六回位

ロ、議長選定方法　理事、幹事とありて會長の任命に依る

議長は、理事、副議長は幹事を以て充つ

ハ、議事方法　委員の發言質問せんとする時は凡て議長の許可を要し多數決に依る、又時としては懇談

の形式を採ることあるべし

七、設立後の狀況

イ、開會度數　二度

ロ、同年中に於ける主なる懇談事項　本會の收支決算報告を爲したるに過ぎず

八、勞働組合との關係　なし

九、其の他參考事項　（勞資の感想又は意見等）

勞の方は不明　資委員會の記事參照

進正會規則

第一章 總則

第一條　本會ハ大日本木管株式會社各工場ニ組織スル團体ニシテ進正會ト稱ス

第二條　各工場ノ從業者及勞務者ハ絕對ニ本會ヘ入會スル義務アルモノトス

但シ試雇又ハ見習中ノ者ハ此ノ限ニアラス

第三條　本會ハ各工場團体ヲ統一スル爲メ總務部ヲ本社内ニ置ク

第四條　本會ハ會員各自ニ品性竝ニ智識ノ向上ヲ圖リ和親協調以テ社運ノ發展ニ努メ一般會員ノ福祉ヲ增進シ併セテ相互ノ共濟ヲ目的トス

第五條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ各團体ニ委員會ヲ組織シ會社ノ諮問及會員ノ提案ヲ調査審議シ其決議ヲ會社ニ提出スルモノトス

第二章 會員

第六條　本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、贊助會員　常勤取締役

一、普通會員　各工場從業者及勞務者

第七條　本會ノ會員ハ左ノ場合ニ於テ資格消滅ス

イ、死亡シタルトキ

ロ、退職シタルトキ

ハ、解雇サレタルトキ

ニ、入營又ハ戰時ニ應召シタルトキ

但シ勤務演習ノ爲メ入隊スル場合ヲ除ク

第三章 役員

第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名　副會長一名　庶務一名　會計一名　各工場團体ニ理事一名　幹事一名　庶務一名　會計一名

役員ハ總テ無報酬トス

第九條　會長ニ專務取締役、副會長ニ工務部長ヲ推擧ス

第十條　總務部庶務會計ハ本社職員中ヨリ會長之ヲ任命ス

第十一條　各工場團体ニ於ケル理事、幹事、庶務、會計ハ普通會員中ヨリ會長之ヲ任命ス

第十二條　本會役員ノ職務左ノ如シ

一、會長ハ各工場ノ團体ヲ統轄シ本會ヲ代表ス

二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三、總務部庶務ハ本部ノ文書作成發送竝ニ諸般ノ事務ヲ掌ル

四、總務部會計ハ本部ノ金錢出納ヲ掌ル